

意見招請実施要領

件名：JICA 国際協力エッセイコンテスト運営管理業務
(2022－2025 年度)

2021 年 10 月 8 日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

独立行政法人国際協力機構では、「JICA 国際協力エッセイコンテスト運営管理業務（2022－2025 年度）」に係る業務について、一般競争入札の総合評価落札方式により、業務委託先を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている添付の入札実施要項（案）等を公表し、同案に対する意見を募集することとしましたので、下記要領により業務仕様書（案）等に対するご意見をお寄せください。

1 意見提出先

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課
電子メールアドレス e_sanka@jica.go.jp

2 意見提出期限

2021 年 10 月 22 日（金）正午（必着のこと）

3 意見提出方法

「意見提出フォーマット」※に記入のうえ、上記 2 の提出期限までに、上記 1 の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）でのご提出をお願いいたします。

メールタイトル「意見提出（社名）：JICA 国際協力エッセイコンテスト運営管理業務（2022－2025 年度）」

※「意見提出フォーマット」の用紙については、当機構ホームページ

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html
に掲載された様式のうち、「質問書」（エクセル形式）を適宜修正して作成願います。

4 ご意見への回答時期

期限までにご提出いただきました意見の回答を、2021 年 11 月 18 日（木）を目途に、次のとおり閲覧に供します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp>)

→ 「調達情報」

→ 「公告・公示情報（選定結果）」

→ 「国内向け物品・役務等 公告（2021 年度）」

（ <https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2021.html> ）

以 上

添付資料

入札実施要項（案）

JICA国際協力エッセイコンテスト
運営管理業務（2022－2025年度）
民間競争入札実施要項（案）

独立行政法人国際協力機構
広報部 地球ひろば推進課

[目次]

趣旨	3
1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき 対象公共サービスの質に関する事項	4
2. 実施期間に関する事項	21
3. 入札参加資格に関する事項	22
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	23
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の 対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	37
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する 事項	42
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる機構所有財産 に関する事項	43
8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、 機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、 その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために民間 事業者が講ずべき事項	44
9. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当た り第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約によ り当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項	45
10. 対象公共サービスに係る法第7条8項に規定する評価に関する事項	46

- 別紙 1 従来の実施状況に関する情報の開示
- 別紙 2 業務委託契約書（案）
- 別紙 3 様式集
- 別紙 4 過去5年間の応募状況
- 別紙 5 年間業務スケジュール
- 別紙 6 2020年度募集要項・作品集
- 別紙 7 2020年度募集広報主要実績
- 別紙 8 海外研修の概要・役割分担
- 別紙 9 開発教育支援事業の中で伝える内容と留意点
- 別紙10 2020年度における応募作品受付・第一次審査・第二次審査に係る受注者・再委託先・外部組織の業務フロー

趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」もしくは「JICA」という。）は、公共サービス改革基本方針（2015年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された機構のJICA国際協力エッセイコンテスト運営管理業務（2022-2025年度）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

第1章 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1. 本事業の目的

本事業の「JICA 国際協力エッセイコンテスト」（以下「JICA エッセイコンテスト」という。）は1962年から開始し、2021年度で中学生の部が26回目、高校生の部が60回目となる事業であり、主な目的は以下のとおり。

- (1) 日本全国及び海外在住の中学生、高校生に対して、エッセイを書くという行為を通じて、国際協力について考えてもらうきっかけを提供し、開発課題や国際協力への関心を高める。
- (2) 本事業の実施を通じ、中学校、高校等の教員に開発課題や国際協力への関心を喚起することにより、開発教育の促進を図る。
- (3) 本事業の広報活動を通じ、開発教育の意義を広く市民にアピールする。

2. 本事業の内容

本事業は、日本全国及び海外の中学生、高校生を対象に、開発課題や国際協力をテーマにしたエッセイを募集し、第一次審査から最終審査までの計3回の審査を経て、個人及び学校を対象に表彰するものである。

個人賞は、上位から「最優秀賞（独立行政法人国際協力機構理事長賞、外務大臣賞、文部科学大臣賞）」「優秀賞」「審査員特別賞」「国際協力特別賞」「国内機関長賞」「佳作」を基本に表彰する。学校向け表彰は、「学校賞」「特別学校賞」の2賞を基本に提供する。

また、副賞として、個人賞については、「最優秀賞」「優秀賞」の上位の受賞生徒には、事業実施の翌年度の夏季休暇期間に、JICAの海外拠点等のある開発途上国への海外研修を提供し、学校向けには、受賞校に楯・メダル等を提供している。

3. 年間スケジュール

本事業の主な年間スケジュールの概要（2021年度参考）は以下のとおり。

2021年4月： 年間業務計画の確認他

5月： HP 募集情報更新、募集用ポスター・募集要項の作成、募集用ポスター・募集要項の送付

- 6月： 応募受付開始
- 7月： JICA エッセイコンテスト海外研修の実施（延期）
- 8月： （応募受付）
- 9月： 応募締め切り、第一次審査開始
- 10月： 第一次審査完了、第二次審査の実施
- 11月： 第二次審査完了、最終審査（個別審査）開始
- 12月： 最終審査会の実施、審査結果公表
- 2022年2月： 簡易版優秀作品集の作成、表彰式
- 3月： 優秀作品集の作成、経費精算、報告書作成

本件受注者は、各年度に JICA 国際協力エッセイコンテストの実施及び前年度受賞者の海外研修に関する以下の業務を行う。

1. 全体管理

本事業（募集・広報、応募作品の受付・取りまとめ、各種審査、各種表彰、表彰式運営、海外研修等）を円滑に実施するために、発注者と協議の上、年間業務計画を作成する。広報については、受賞者公表や表彰式などのイベントの活用、学校側の年間業務サイクル等を考慮して、募集時のみならず、年間を通じた広報計画を含めること。また、年間業務計画に基づき、適切な要員配置、発注者を含めた関係機関との連絡・調整、業務進捗管理等を行う。

- ・ 年間業務計画（要員配置計画、業務スケジュールを含む）の作成
- ・ 業務調整（各種事務に係る内外関係先との連絡、発注者との定期的（原則月1回）な業務進捗会議の実施等。円滑かつ効率的に連絡調整を行うため、電子メールや zoom 会議等を効果的に活用）
- ・ 各種資料（審査実施要領案、会議資料、送付状等）・議事録等の作成

2. 募集・広報

【概要】

日本全国及び海外の日本人学校の中学生・高校生に本事業を周知し、彼らの応募意欲を高めること、また、学校・教師の関心も高めることを目的に、受賞者公表や表彰式などのイベントの活用、学校側の年間業務サイクル等を考慮して、年間を通じての効果的な募集広報を行う。その際、応募者の増加に向けて、広報媒体の工夫・

改善、広報ルートの新規開拓等を十分に考慮する。さらに、応募者の応募動機、学校及び教育関係者の開発教育支援事業の利用等を把握することも目的に、募集時にアンケート調査も行い、結果を集計・分析する。

(1) ウェブ応募の導入

受注者は、従来の紙媒体による募集方法に加え、GIGA スクール構想などの学校教育の ICT の状況、学校・個人応募者のウェブ応募のニーズなどを考慮して、段階的なウェブ応募の導入について、発注者と協議の上、導入計画を検討し、発注者の確認を得る。確認を得たウェブ応募導入計画に基づき、ウェブ応募を導入する。

(2) JICA 地球ひろばホームページに掲載する募集情報の作成

受注者は、JICA 地球ひろばホームページ上のエッセイコンテスト専用ページの募集情報を更新するために、発注者が提供する当該年度の募集情報に基づき、原稿案を作成し、発注者の確認を得る。

(3) 募集用ポスターの製作

- ・ 受注者は、発注者が提供する当該年度のエッセイのテーマ、過去の募集用ポスター等を参考に、学校・教員、中学生・高校生の関心を引きだし応募勧奨することを狙いとする募集用ポスターをデザインし、発注者の確認を得る。
- ・ 発注者が提供するエッセイのテーマ、応募方法、募集期間、入賞発表の方法、各賞の紹介、応募作品の著作権、後援・協賛団体、審査員長、個人情報等の留意事項をポスターに含めること。
- ・ 受注者は発注者の確認を得たデザインに基づき、次の規格により、募集用ポスターを印刷する。最終校正は発注者の確認を得ること。印刷部数は 20,000 部を基本とするが、応募状況を考慮する必要があることから、予め発注者の確認を得ること。

規格：B2 版用紙（135 kg）、カラー印刷

- ・ ポスターの著作権は JICA に帰属するものとし、電子データも発注者に提出すること。
- ・ 受注者は（4）の発送を効率的に実施できるよう検討し、発注者に確認の上、納品方法を決定すること。

(4) 募集要項一式（応募書類 2 種、アンケートを含む）の製作

- ・ 受注者は募集用ポスターのデザインを活用して、発注者と協議の上、応募書類を含む募集要項を制作し、次の規格により印刷する。なお、募集要項のドラフ

ト段階及び印刷の最終校正段階で、発注者の確認を得ること。印刷部数は30,000部を基本とするが、応募状況を考慮する必要があることから、予め発注者の確認を得ること。

規格：A4 版用紙（62.5 kg）、カラー印刷

- ・ 募集要項には、発注者が提供するエッセイのテーマ、応募方法、募集期間、入賞発表の方法、各賞の紹介、応募作品の著作権、後援・協賛団体、審査員長、個人情報等の留意事項、JICA 開発教育支援事業の紹介を募集要項に含めること。また、応募書類は、個人応募用と学校応募用の2種類作成する。個人応募用には、生徒の氏名、性別、校種、自宅住所、学校名、学年、担任名、学校住所の項目を含めること。また、学校応募用（学級/学年/学校単位）には、担当教員の氏名・担当教科・担当学年、校種、学校名・住所、全校生徒数、応募生徒一覧表（氏名、学年、性別）の項目を含めること。
- ・ また、応募時に応募者が提出するアンケート（学校応募用と個人応募用の2種類）も作成する。アンケート内容は、過年度のアンケート結果（入札時に閲覧資料として提供）も参考に、応募者増を含む本事業の効果的な実施の観点から内容を検討して、発注者の確認を得ること。

(5) 募集ポスター、募集要項一式及びエッセイコンテスト優秀作品集等の送付受注者は、上記2. (3) と (4) で作成した募集ポスターと募集要項一式、11. (2) により作成するエッセイコンテスト優秀作品集を、次のとおり発送する。

(ア) 国内発送：約 20,000 箇所

本事業の効果的な実施や応募者増のための応募勧奨の観点を十分に考慮して、次に挙げる送付先を参考に、発注者と協議の上、発送先リストを作成し、発注者の確認を得た上で、発送する（A4 サイズ定型外郵便を想定）。

ア) 協賛・後援団体、教育委員会（都道府県、政令指定都市、市町村）

イ) 全国の中学校、中等学校・高等学校（定時制、通信制含む）

ウ) 自治体（教育局・出張所、総合教育センター等）、国際化協会、各種団体

エ) 開発教育実践教員、国際協力/国際交流団体、関連団体等

(イ) 海外発送：約 100 箇所

文部科学省認定の海外教育施設（文部科学省 HP 参照）を対象に発送する（A4 サイズ定型外郵便を想定）。

(6) 新聞に掲載するエッセイコンテスト募集の広告案の作成

- ・ 受注者は、発注者が指定する新聞社（協賛・後援団体。読売新聞社、産経新聞社、株式会社スクールパートナーズ）と調整の上、新聞掲載用の広告案（デザ

イン・レイアウト含む)を作成し、発注者の確認を得て発注する。

- ・ 広告のデザインには、募集用ポスターのデザインを効果的に活用すること。

(7) 募集広報の実施

- ・ 受注者は、上記2. (6)に加え、過去の広報実績(別紙7)を参考に、受賞者公表や表彰式などのイベントの活用、学校側の年間業務サイクル、募集の時期等を十分に考慮して、新聞媒体やJICAのHP・ソーシャルメディア以外の媒体を活用した募集広報を行う。受注者は、年間業務計画に基づき、個々の広報の詳細を検討し、発注者の確認を得て、広報を実施する。

3. 応募作品の受付・取りまとめ

【概要】

第一次審査の実施に向けて、受注者は応募作品の送付先として、応募作品の受付・取りまとめ(都道府県別の仕分け含む)を行う。本業務(以下(1)~(4))は再委託を可とする(2020年度の受注者、再委託先及び外部組織の業務フローは別紙10のとおり)。

(1) 応募作品の受付

- ・ 受注者は、応募作品の送付先として保管場所を設け、また、上記1. (1)により導入したウェブ応募も活用して、紛失等が発生しないように十分に留意して応募作品の受付を行う。

受注者は応募作品を当該年度末まで保管し、その後個人情報として適切に廃棄処分する。

- ・ 学校応募の場合、応募作品と応募生徒一覧表に齟齬があることが散見されることから、学校側に確認するなどして正確性を期すこと。
- ・ 受注者は、応募情報の管理と応募総数、また今後の応募勧奨のためのデータ把握のため、発注者と協議の上応募者リストを作成する(Microsoft Excelを使用)。リストは、契約期間中は受注者が管理し、契約終了の際に発注者に提出する。
- ・ 応募者リストは応募用紙の項目(個人応募には、生徒の氏名、性別、校種、自宅住所、学校名、学年、担任名、学校住所の項目。学校応募には、担当教員の氏名・担当教科・担当学年、校種、学校名・住所、全校生徒数)を加える。学校応募の場合は応募用紙の記載項目に加えて応募数と男女別の数を加えること。

※応募作品受付の目安

応募作品数：中学 40,000 作品、高校 30,000 作品

個人応募数：中学 250 作品、高校 250 作品

学校応募数：中学 1,250 校、高校 400 校

(2) 応募数の確認、都道府県別の整理

- ・ 受注者は中学生の部、高校生の部それぞれについて、応募作品数を確認し、都道府県別に整理して集計する。集計結果は都道府県別に一覧表（Microsoft Excel を使用）に取りまとめる。

(3) アンケートの回収、結果の集計・分析

- ・ 受注者は募集作品受領時に提出されたアンケートを回収し、アンケート結果の集計・分析を行う。

4. 第一次審査（個人賞）

【概要】

第一次審査は、第二次審査に向けて、応募作品を都道府県別に絞り込むことを目的とする。応募作品は個人情報であることから、その取扱いには十分に留意して、審査にあたる必要がある。本審査は受注者が実施するが、国際協力をテーマとし、中学生・高校生を対象とするという性格に鑑み、専門的な見地で審査ができるよう態勢を構築して審査を行うこと。知見を有する外部組織の協力を得て実施することを可とし、発注者は、受注者に実績を有する外部組織を紹介し、協力が得られるように支援する（2020 年度の受注者、再委託先及び外部組織の業務フローは別紙 10 のとおり）。

(1) 第一次審査実施要領の作成

- ・ 受注者は、発注者、受注者（協力を得る場合の外部組織含む）の間で使用される第一次審査の実施方法をまとめた第一次審査実施要領について、発注者が提示する審査方針に沿って、具体的な審査手順を加える形で作成し、発注者の確認を得る。
- ・ 第一次審査実施要領は、事業概要・目的、審査方法、審査期間・スケジュール、作品の管理方法（発送する場合の接受・返送、紛失防止策含む）、個人情報保護の管理方法等の内容を含むものとする（過去の事例を入札時に閲覧資料として提供）。

(2) 第一次審査における外部組織の協力

- ・ 受注者は外部組織の協力を得て審査を実施する場合、事前に発注者の確認を経て外部組織を決定する。外部組織に求められる要件は、次のとおり。

- 作文コンテストの審査経験があるなどエッセイを審査する上で相応しい能力を有している。
- 受注者の管理の下で個人情報保護を含む作品管理を適切に実施する体制が可能である。
- 国際協力や国際理解教育に関する知識や経験があることが望ましい。
- ・ 受注者は、外部組織に対し説明会を実施するなどして、第一次審査要領の周知徹底を図る。

(3) 応募作品の発送

- ・ 外部組織に応募作品を発送する必要がある場合、受注者は、応募作品は個人情報であることを十分に考慮して、送達を確認できる方法で応募作品を発送する。受注者と外部組織は協力して応募作品が確実に送達・受領されたか確認する。大量の応募作品を発送する必要があることから、本業務は再委託を可とする。

(4) 第一次審査の実施

- ・ 第一次審査実施要領（過去の事例を入札時に閲覧資料として提供）に基づき、第一次審査を実施する。
- ・ 受注者は、応募作品の管理状況、審査の進捗状況等について、業務進捗会議を中間時と終了時に設定して発注者に報告する。
- ・ 受注者は、第一次審査が完了した旨、発注者に書面にて報告する。

(5) 応募作品の返送

- ・ 外部組織に応募作品を発送した場合、受注者は、応募作品は個人情報であることを十分に考慮して、外部組織の協力を得て送達を確認できる方法で応募作品を回収する。受注者と外部組織は協力して応募作品が確実に返送されたか確認する。本業務は再委託を可とする。

(6) 作品傾向分析の実施

- ・ 受注者は中学生の部、高校生の部からそれぞれ 100 作品ずつ無作為に抽出し、最終審査や今後のエッセイのテーマ検討に活用することために、作品の舞台、作品のテーマ等応募作品の傾向を分析し、資料として取りまとめる。

5. 第二次審査（個人賞）

【概要】

第二次審査は、最終審査対象作品（中学生の部・高校生の部の各 20 作品）の選出及び「国内機関長賞」「佳作」等の決定を目的とする。応募作品は個人情報であるこ

とから、その取扱いには十分に留意して、審査にあたる必要がある。本審査は受注者が実施するが、第一次審査と同様に、専門的な見地で審査ができるよう態勢を構築して審査を行うこと。知見を有する外部組織の協力を得て実施することを可とし、発注者は、受注者に実績を有する外部組織を紹介し、協力が得られるように支援する（2020年度の受注者、再委託先及び外部組織の業務フローは別紙10のとおり）。

（1）第二次審査要領の作成

- ・ 受注者は、発注者、受注者（協力を得る場合の外部組織含む）の間で使用する第二次審査の実施方法をまとめた第二次審査実施要領について、発注者が提示する審査方針に沿って、具体的な審査手順を加える形で作成し、発注者の確認を得る。
- ・ 第二次審査実施要領は、事業概要・目的、賞区分の説明、審査方法、審査期間・スケジュール、作品の管理方法（発送する場合の接受・返送、紛失防止策含む）、個人情報保護の管理方法等の内容を含むものとする（過去の事例を入札時に閲覧資料として提供）。

（2）第二次審査における外部組織の協力

- ・ 受注者は外部組織の協力を得て審査を実施する場合、事前に発注者の確認を経て外部組織を決定する。外部組織に求められる要件は、次のとおり。
 - ▶ 作文コンテストの審査経験があるなどエッセイを審査する上で相応しい能力を有している。
 - ▶ 受注者の管理の下で個人情報保護を含む作品管理を適切に実施する体制が可能である。
 - ▶ 国際協力や国際理解教育に関する知識や経験があることが望ましい。
- ・ 受注者は、外部組織に対し説明会を実施するなどして、第一次審査要領の周知徹底を図る。

（3）第二次審査対象作品リストの作成

- ・ 受注者は応募者リストを活用し、第二次審査対象作品リスト（氏名、学年、作品タイトル、都道府県名、学校名等を記載）を作成する。

（4）第二次審査対象作品の発送

- ・ 外部組織に第二次審査対象作品を発送するなどの必要がある場合、受注者は、送付先毎に作品を仕分けして、応募作品は個人情報であることを十分に考慮して、送達を確認できる方法で発送する。受注者と外部組織は協力して応募作品が確実に送達・受領されたか確認する。本業務は再委託を可とする。

(5) 第二次審査の実施

- ・ 受注者は、第二次審査実施要領（過去の事例を入札時に閲覧資料として提供）に基づき、次の賞を選定する。また、賞毎のリスト及び各受賞作品の PDF データを作成し、発注者に提出する。
 - ① 最終審査対象作品（「最優秀賞」「優秀賞」「審査員特別賞」「国際協力特別賞」の4賞の対象）（中学生の部・高校生の部それぞれ20作品。合計40作品）
 - ② 国内機関長賞（中学生の部・高校生の部それぞれ、各都道府県1作品。合計94作品）
 - ③ 佳作（①、②を除く作品。）
- ・ 受注者は、審査にあたっては、盗作でないか専用ソフトやインターネットなどを用いて十分に確認する。

(6) 応募作品の返送

- ・ 外部組織に応募作品を発送した場合、受注者は、応募作品は個人情報であることを十分に考慮して、外部組織の協力を得て送達を確認できる方法で応募作品を回収する。受注者と外部組織は協力して応募作品が確実に返送されたか確認する。

6. 最終審査（個人賞）

【概要】

最終審査は、中学生の部・高校生の部それぞれ、最優秀賞3名、優秀賞3名、審査員特別賞4名、国際協力特別賞10名を決定するものである。

最終審査員は中学生の部・高校生の部それぞれ発注者が人選し、外部有識者、協賛・後援団体代表者等、JICA 代表者によって構成される。最終審査は、各審査員による個別審査と全審査員が一同に会する最終審査会で構成され、最終審査会で各受賞作品を決定する。

(1) 最終審査実施要領の作成

- ・ 受注者は、最終審査員、受注者、発注者により使用する最終審査の実施方法をまとめた最終審査実施要領について、発注者が提示する審査方針に沿って、具体的な審査手順を加える形で作成し、発注者の確認を得る。
- ・ 最終審査実施要領は、事業概要・目的、審査方法、賞・副賞の内容、最終審査会のスケジュール、審査手順、作品の管理方法（発送する場合の接受・返送、紛失防止策含む）等の内容を含むものとする。（過去の事例を入札時に閲覧資料として提供）

(2) 個別審査の実施・取りまとめ

- ・ 受注者は最終審査員に最終審査対象作品、最終審査実施要領、最終審査会等の関連書類一式を送付して、個別審査を依頼する。
- ・ 個別審査結果を取りまとめ、最終審査会で使用する一覧表形式の資料を作成し、発注者の確認を得る。

(3) 最終審査会の開催

- ・ 中学生の部・高校生の部、それぞれの最終審査会を午前と午後に分けて2時間程度を目安に開催する（基本的に対面での開催。状況によってはオンラインでも開催）。受注者は、発注者が指定する会場の設営、会議資料の作成、当日の受付、写真撮影、議事録作成、審査結果一覧表作成、最終審査員への交通費及び謝金の支払い等を行う。

7. 学校応募向け表彰の選定

- ・ 受注者は学校応募の学校を対象に、当該年度及び過去の応募状況を確認して、次の選定基準に基づき、学校賞、特別学校賞を選定し、発注者の確認を得る。
 - 学校賞：60作品以上の応募、または全校生徒の3割以上の応募があった学校
 - 特別学校賞：学校賞を長年に渡り連続して受賞し、多数の応募をしてきた学校

8. 表彰状及び副賞・参加賞の調達

【概要】

個人賞受賞者及び学校応募の受賞校を対象に、次のとおり表彰状及び副賞を提供する。

- 最優秀賞、優秀賞（12名）：表彰状のみ（副賞は海外研修）
- 審査員特別賞、国際協力特別賞、国内機関長賞、佳作（300名目安）：表彰状、副賞
- 学校賞、特別学校賞（400校目安）：表彰状、副賞（メダル・盾）
- ・ 最優秀賞、優秀賞を除く個人賞受賞者及び学校賞の受賞校に対しては、副賞としてフェアトレード商品等を提供する。（過去の事例を入札時に閲覧資料として提供）

応募者全員に参加賞を提供する（2019、2020年度実績：オリジナルクリアファイル）。受賞数の目安は2018年度実績とする（中高合わせて、最優秀賞6名、優秀賞6名、審査員特別賞8名、国際協力特別賞20名、国内機関長賞82名、佳作149名、学校賞289校、特別学校賞106校が受賞）。

(1) 副賞・参加賞の調達

- ・ 受注者は、副賞を受け取る受賞者及び受賞校が開発教育や国際協力に関し関心を高めることを狙いに、これまで提供した副賞も参考に副賞を提案し、発注者の確認を得る。
- ・ また、受注者は、副賞と同様に開発教育や国際協力に関し関心を高めることを狙いに、応募者全員に参加賞を提案し、発注者の確認を得る。
- ・ 副賞及び参加賞は、年度内に受賞者・受賞校の手元に届くように調達を進めること。

(2) 表彰状の調達

- ・ 受注者は、以下を参考に、2月上旬までに納品されるように表彰状を調達する。
 - 最優秀賞：B3 サイズ、筒
 - 優秀賞、審査員特別賞、国際協力特別賞：A3 サイズ、筒
 - 国内機関長賞、佳作：A4 サイズ、賞状ケース*
 - 特別学校賞、学校賞：A3 サイズ、賞状ケース*

(参考1) 賞状過去発注数：2016年 785 枚、2017年 647 枚

(参考2) 賞状発送数

2016年	10(海外分)	277(国内分)	合計 287 件
2017年	10(海外分)	381(国内分)	合計 397 件

* 賞状ケースの仕様：表紙レザール、片面ウレタンバッド、見返紙：特殊紙（クレーム）、コーナー付

9. 表彰の公表並びに表彰状、副賞・参加賞及び各種文書の送付

(1) 表彰の JICA 国内拠点への事前共有及び調整

- ・ 受注者は、全表彰を都道府県別に整理し、審査結果公表前までに、JICA 拠点（国内 14 箇所。海外の場合は在外事務所）に、受賞作品とともに共有する。
- ・ 受注者は、各 JICA 拠点の担当者に連絡して、表彰状等を JICA 拠点経由で届けるか否か確認し、JICA 拠点経由となる場合は、指定の送付先に送付する。

(2) 個人賞及び学校向け表彰の公表

- ・ 受注者は、最終審査会終了後の速やかな公表に向け、対象者・対象校の情報を学校側に確認するなどして公表情報の確認を行う。学校の正式名称の確認に留意すること。
- ・ 受注者は、JICA ホームページ上で公表するための原稿案（各賞の受賞者及び学

校賞・特別学校賞の受賞校のリスト含む)を過去の公表を参考に作成し、発注者の確認を得る(ホームページ上での公表は発注者が行う)。

(3) 最終審査対象受賞者への通知

- ・ 受注者は最終審査対象の最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、国際協力特別賞(合計40名)の受賞者に対し、受賞者本人及び受賞者の所属する学校あての2通の通知文書案を作成し、学校あてに送付する。

(4) 学校応募向け表彰の送付

- ・ 受注者は学校応募向け表彰の対象校に((1)の場合を除く)、表彰状及び副賞を送付する。海外受賞校は10件を目安とし、現地の事情に応じた発送手段を確認する等、事前に照会するなどして確実に受け取れるよう配慮すること。

(5) 個人賞の送付

- ・ 受注者は最終審査対象以外の個人賞受賞者に((1)の場合を除く)、表彰状及び副賞を送付する。海外の受賞者は3件を目安とし、現地の事情に応じた発送手段を確認する等、事前に照会するなどして確実に受け取れるよう配慮すること。なお、最終審査対象者への表彰状及び副賞授与は、表彰式での手交を基本とする。

(6) 応募者(学校応募の場合、学校あて)への礼状・参加賞等の送付

- ・ 受注者は、応募へのお礼、来年度以降の応募の継続、開発教育や国際協力への関心向上を狙いに、過去の礼状も参考に、礼状を作成し、発注者の確認を得る。受注者は、確認を得た礼状を参加賞とともに応募者に送付する。
- ・ 表彰対象の学校もしくは個人の場合は、上記の送付と併せて行うなど効率的に業務を進めること。

(参考)	個人応募	学校応募	発送件数(全体)
2018年	471	1549	2020件
2019年	552	1475	2027件
2020年	429	1234	1663件

10. 表彰式の開催

【概要】

- ・ 最終審査対象の最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、国際協力特別賞の受賞者を対象に、2月を目途に表彰式(JICA市ヶ谷ビルを予定。オンライン開催の可能性あり)を開催する。

- ・表彰式には、受賞者及び同伴者（保護者または担当教員のいずれか 1 名）、最終審査員、協賛・後援団体代表者（約 130 名程度）を招聘する他、JICA 側の関係者が参加する。
- ・表彰式は、JICA 代表者挨拶、協賛・後援団体挨拶、表彰状授与、副賞の贈呈、審査員長の講評、受賞者の言葉、写真撮影等で構成される。また、現段階では式終了後には懇親会の開催を想定する。
- ・また、表彰式及び懇親会を対面で実施する場合、これらの実施後、受賞者を海外研修に参加するグループとそれ以外のグループに分けて、海外研修対象者には事前研修を、その他の受賞者には開発課題や国際協力についての理解を深めるための研修プログラム（2-3 時間想定）を行う。午前中に表彰式、懇親会を挟んで午後に研修プログラムを実施することを基本とする）。研修プログラムの内容は受注者が提案し、発注者の確認を得た上で実施する。
- ・天災・感染症等の発生に応じて、発注者と協議の上、表彰式、懇親会、研修プログラムの実施方法等を変更する。

※開催実績 2020 年度：オンライン開催(zoom)

（1）表彰式の提案

- ・受注者は、最終審査会までに表彰式次第等の重要事項及び受賞者向けの研修プログラムを作成し、発注者の確認を得る。

（2）参加者への案内・取りまとめ

- ・受注者は、発注者の確認を得た参加者に対し、開催の 1.5 箇月前までに、表彰式の案内を行う。
- ・表彰式に招聘する受賞者については、受賞通知文書と併せて案内する。
- ・表彰式開催の 1 週間前を目途に、参加者の取りまとめを行い、発注者に連絡する。

（3）各種準備

- ・（1）表彰式の提案のとおり表彰式準備を実施する。過年度実績を踏まえた想定される業務は以下であるが、受注者は発注者に確認の上実施する。

1) 対面実施の場合

- ・表彰式及び懇親会開催に向け、受注者は、発注者が指定する会場の手配・設営、受付手配、司会進行案の作成、表彰状授与者及び副賞贈呈者との連絡調整、審査員長への講評手配、受賞代表者への挨拶手配、写真撮影手配、懇親会手配等を行う。
- ・表彰式当日は、過去の実績を踏まえると 13 名程度の受注者側の要員が見込ま

れるため、受注者は、追加要員の手配を行う。

- ・ 受注者は宿泊が必要な参加者についての宿泊を手配する。原則として、JICA 東京等の JICA の宿泊施設（この場合、バスの手配も含む）を手配する。

- ・ 12. (2) のとおり、表彰式後に事前研修を実施する。

2) オンライン実施の場合

- ・ 表彰式及び懇親会開催に向け、受注者は、オンライン会議の手配、司会進行案の作成、審査員長への講評手配、受賞代表者への挨拶手配、写真撮影手配、懇親会手配等を行う。

- ・ 来賓含む参加者に対して、希望者へ接続テストを行う

- ・ 受注者はオンライン会議の操作補助等、表彰式当日に必要な追加的な人員を手配する。

- ・ 12. (2) のとおり、表彰式後に事前研修を実施する。

(4) 表彰式運営手順書の作成

- ・ 受注者は表彰式開催の1ヶ月前を目途に、当日の進行の詳細、運営側要員の役割分担、関係者の動き等をまとめた運営手順書を作成し、発注者の確認を得る。また、当日の円滑な運営に向け、発注者と事前打合せを実施する。

(5) 表彰式等の当日の運営

- ・ 受注者は発注者に協力して、表彰式及び式終了後の研修等の運営業務を行う。具体的には、次のとおり。

- ・ 表彰式：設営確認、受付、各種資料の配布（11. (1) の優秀作品集（簡易版）含む）、参加者誘導、事前リハーサル、写真撮影。（式次第は入札時に閲覧資料として提供）

懇親会：設営確認、飲食物手配、受付、進行、写真撮影

研修プログラム：司会進行、講師対応含むプログラム運営

その他共通：旅費、交通費、懇親会費用等の経費支払い

11. 優秀作品集の作成

(1) 優秀作品集（簡易版）の作成

- ・ 受注者は表彰式の際に配布することを想定して、発注者が提供する過去の作品集（簡易版）を参考に、最終審査対象の作品をまとめた優秀作品集（簡易版）を作成し、発注者の確認を得る。

- ・ 掲載する受賞作品については、JICA ホームページにも掲載するため、誤字脱字・レイアウトを修正し、データ化し、データも発注者に提出する。

➤ 規格：A5 版、モノクロ印刷 正味 83～85 頁程度

➤ 部数：100部

(2) 優秀作品集の原稿作成・印刷製本

- ・ 受注者は、教育現場での活用、JICA エッセイコンテストへの応募勸奨等の観点
を考慮して、優秀作品集の構成、デザイン等を提案し、発注者の確認を得る。
- ・ 優秀作品集には、最終審査対象の作品、最終審査員長の講評、入賞者（校）情
報一覧表は含めること。
- ・ 受注者は、発注者の確認を経た構成等に基づき、執筆依頼、原稿取付、原稿作
成等の作業を行い、原稿を取りまとめ、発注者の確認を得る。
- ・ 受注者は、受賞作品の著作権（募集者である JICA に帰属）及び写真の掲載に
関わる肖像権については、受賞者及び保護者に対し書面にて了解を取り付ける。
- ・ 受注者は、発注者の最終確認を得た原稿について、次のとおり印刷製本を行う。

規格：A4 版、カラー／4 色印刷、40 頁程度

部数：3,000 部（応募状況などに応じ、予め発注者の確認を得ること）

12. 受賞者の海外研修

【概要】

中学生の部・高校生の部の最優秀賞及び優秀賞受賞者（12 名）を対象に、副賞として、翌年度の夏季休暇期間に、JICA 在外事務所がある開発途上国での海外研修を提供する。

海外研修の目的は、研修先の開発途上国を通じ、世界や開発途上国の課題や、国際協力の現状等の理解を深めることにある。研修期間は約 1 週間、研修先の開発途上国は移動時間を考慮して、発注者が東南アジア地域を中心に選定する。

海外研修全体は、①事前研修（表彰式と併せて実施）、②派遣前研修、③前日オリエンテーション、④研修先国での研修で構成される（別紙 8 参照）。

④の研修プログラムは、JICA プロジェクトや青年海外協力隊員等の活動現場の視察、現地の中学・高校等の学校訪問、現地住民の自宅へのホームステイ、村落・市内視察、視察前後での理解を深めるためのミーティング等で構成され、受注者は、発注者の支援を得て研修プログラムを取りまとめる。主要な訪問先である JICA 事業の活動現場、現地の中学・高校等の訪問先は、発注者と研修先の JICA 在外事務所により調整する。

海外研修は旅行会社を活用して手配するものとし、同行者（総合旅程管理主任者資格を有する者を想定）、現地ガイド、空港送迎、移動用車両、ホームステイや学術・文化施設などの訪問先（JICA 在外事務所がアレンジするものを除く）、入場料の支払、食事、宿泊先等の手配が想定される。

なお、2019 年度・2020 年度受賞者を対象にした海外研修が新型コロナウイルス

感染症拡大のため延期となっているため、対象の 24 名は 2022 年度以降の海外研修に参加することとなっている（これら受賞者に対しては、2021 年度に JICA 地球ひろばと JICA ベトナム事務所とオンラインで繋ぎ、参加型のワークショップや講義を通じて国際協力や開発途上国の現状や仕事を学ぶ特別研修を実施）。参加人数が多くなるため、複数国に分けて実施することも想定される。

また、天災・感染症等の発生に応じて、発注者が延期等を決定した場合は、海外研修の代替となるオンライン研修を実施する。

(1) 海外研修の案内・参加確認

- ・ 発注者は、研修先の開発途上国について複数国で実施することを含めて調整して、12 月末を目途に、実施時期とともに受注者に連絡する。
- ・ 受注者は、発注者が提供する過去の資料や研修先に係る情報も参考に、海外研修対象者宛の案内文書を作成し、発注者の確認を経て、表彰式が開催される 1 ヶ月前を目途に、対象者に連絡する。
- ・ 受注者は、海外研修渡航の 4 箇月前を目途に、参加者の確認を行い、発注者に連絡する。
- ・ 受注者はまた、参加者の健康上の配慮の有無について確認し、配慮が必要な場合には発注者に報告し協議の上、海外研修参加の際に必要な対応について確認する。

(2) 海外研修対象者への事前研修の実施

- ・ 受注者は表彰式の際に、海外研修対象者に対し、海外研修の概要（安全・健康管理含む）、国際協力についての基礎知識（ワークショップ可）等についての理解促進を目的とした約 3 時間の事前研修を実施する（別紙 8 参照）。
- ・ 受注者は研修プログラムについては、全体として教育的な効果が得られるよう、また、海外研修参加グループには渡航先の事情がよく理解できるよう考慮の上、具体的なプログラムを検討し、発注者の確認を得たうえで、講師の手配、資料の作成等の必要な事前準備を行う。

(3) 旅行会社を通じた手配

- ・ 受注者は海外研修の具体的な手配を旅行会社に依頼することができる。
- ・ 具体的には、同行者、現地ガイド、空港送迎、移動用車両、ホームステイを含む訪問先（JICA 事業の活動現場視察、現地学校訪問を除く）、入場料の支払、食事、宿泊先等のアレンジが想定される。
- ・ 訪問先のうち、JICA 事業の活動現場視察や現地学校訪問については研修先の JICA 在外事務所が手配を行う。

(4) 海外研修プログラムの作成

- ・ 受注者は、発注者と協議の上、研修先の開発途上国での海外研修プログラムを作成し、海外研修渡航の3箇月前までに、発注者の確認を得る。（過去の事例を入札時に閲覧資料として提供）
- ・ 発注者は、JICA 事業の活動現場視察や現地学校訪問について、JICA 在外事務所と調整し決定する。また、研修先国の渡航参考情報を受注者に提供する。
- ・ 受注者は、海外研修プログラムに沿って、旅行会社も活用して旅程のスケジュール調整を行う。JICA 事務所とのスケジュール調整は、発注者の支援を得て受注者が行う。

(5) 同行者の選定

- ・ 受注者は、参加生徒の学びをより深めること、海外研修に係る経費管理を行うこと、参加者の安全管理を行うこと等を目的に、海外研修に最低2名の同行者を選定し随伴させる。
- ・ 同行者のうち1名は総合旅程管理主任者資格を有し、海外旅行の添乗員経験のある者とし、旅行会社を通じて手配することを可とする。

(6) 事前の準備

ア. 航空券、査証等の渡航に必要な手配

- ・ 受注者は、参加者の往復航空券、査証等の渡航に必要な手配を行う。
受注者は、参加者の外務省海外旅行登録「たびレジ」登録を手配し、完了したら発注者に報告する。

イ. 海外研修参加者用資料の作成

- ・ 受注者は、派遣前研修の案内、海外研修の日程、研修先の概要、参加者報告（フォトエッセイ）の作成、渡航前に用意しておくこと、安全・健康管理情報等を内容とする参加者用資料を作成し、発注者の確認を得た上で、参加者に送付する。

ウ. 携行品の購入

- ・ 受注者は、風邪薬、頭痛薬、胃腸薬、消毒液、日焼け止め、包帯、絆創膏、解熱シート、粉末スポーツ飲料など必要な医薬品を購入する。
- ・ また、現地での交流用に、書道用品、折り紙などの文房具を購入する。
- ・ これらの携行品は同行者が適切に管理する。

(7) 派遣前研修の開催

- ・ 受注者は発注者とともに、海外研修渡航2箇月前を目途に、約3時間の派遣前研修をオンラインで実施する（別紙8参照）。

- ・ 受注者は、安全・健康管理、研修先国の概要、視察・訪問先の概要、安全・健康管理、日程・訪問先などについて理解を深め、参加者同士の交流を内容とするプログラムを検討し、発注者の確認を得る。
- (8) 安全対策、緊急連絡体制の構築
- ・ 受注者は、研修参加者の国内移動、海外渡航、海外での研修実施の各場面で、不測の自体が発生した場合を想定した緊急連絡体制を構築し、発注者の確認を得る。
- (9) 海外研修の実施
- ・ 受注者は渡航前日に研修参加者を対象に、旅程、安全・健康管理、渡航にあたっての注意点の確認等を内容とする集合型の前日オリエンテーションを実施する（別紙8参照）。実施にあたって、受注者は場所・宿泊先の手配、会場の手配、オリエンテーションの進行、記録の作成等を行う。会場・宿泊先については、JICAの国内拠点の活用を想定しており、発注者の確認を得たうえで手配する。
 - ・ 受注者は、研修参加者を対象に、日本国内を含め、派遣前研修から帰国後自宅に到着するまでの移動の状況を適宜把握して、本邦出発前、現地到着時、現地出発時、帰国時、参加者の帰宅時のそれぞれの際に、発注者に報告する。
 - ・ 海外研修中、受注者は、旅行会社と協力して海外研修の実施状況をモニタリングし、発注者及び参加者の保護者に対し、毎日の状況をメールにて報告する。
 - ・ 受注者は、本海外研修は未成年者が対象であることを踏まえ、参加者及びその保護者、学校からの問合せについては、必要に応じて発注者と協議の上、慎重かつ丁寧に対応する。
- (10) 参加者の報告書（フォトエッセイ）の取りまとめ
- ・ 受注者は、海外研修終了後30日以内を目途に、参加者が作成する報告書（フォトエッセイ。A41枚程度）を取りまとめ、発注者に提出する。
- (11) 海外研修実施報告書の作成
- ・ 受注者は、事前研修、派遣前研修、現地行程、参加者の報告書（フォトエッセイ）等をまとめた海外研修実施報告書を作成し、発注者の確認を得る。
 - ・ また、JICAホームページに掲載するための原稿を作成し、発注者の確認を得る。

13. 成果物・業務提出物等

受注者は、経費精算報告書とあわせ、本委託業務契約の成果物として、次の報告書を

提出する。

(1) 業務実施報告書

対象期間：第1～第3の各四半期

〆切：各四半期の最終日から10営業日以内

(2) 業務完了報告書

対象期間：第4四半期のみ

〆切：各年度3月第1週

(過去の事例を入札時に閲覧資料として提供)

14. 業務の引継ぎ

2022年3月31日まで本業務を受注している事業者（以下「先行業者」という。）との契約において、同年4月1日より業務を実施する受注者の円滑な業務の実施を目的として、業務の引継ぎを行うことを規定している。このため受注者は、2022年3月に業務の引継ぎを受けることができる。必要引継ぎ期間は、受注者と先行業者と協議の上決定する。

先行業者が業務上作成した計画書、マニュアル、報告書等については、発注者が提供するので、当該報告書等を十分精査の上、その内容について、主に先行業者へ質問を行うことによって、引継ぎを受けるものとする。なお、先行業者と本件業務を実施する事業者が同一の場合には、当該費用は支払わない。

なお、受注者は、本件業務期間終了に先立って、2026年4月1日以降本件業務を受注して実施する事業者に対して、自らの費用負担において、必要な引継ぎを行わなければならない。引継ぎ期間は、2026年3月7日から同月31日までを基本とする。

1. 本業務の包括的な質と水準

本業務の実施に当たり達成すべき質及び確保すべき水準は以下のとおりとする。

(1) 応募者・受賞者に対する対応

- ・応募者（保護者含む）及び学校からの問い合わせに適切に対応し、応募に必要な案内や情報提供を的確に行う。
- ・表彰式について受賞者（引率者含む）にアンケート（発注者作成）を行い、5段階評価のうち上位2段階の回答が90%以上となること。

(2) 個人情報保護

・多数の個人情報を様々な形で取り扱うことになることに十分留意して、個人情報保護・管理を徹底するための体制を構築し、応募作品の受付・取りまとめ、各審査、応募作品の発送などのリスクの高い業務を中心に業務全体を通して的確に対応し、応募作品の紛失、応募者個人情報の漏えいなどの事案が発生しない。

(3) 効果的な募集広報

・応募増を図るため、より応募しやすいコンテストとなるように、応募勧奨に関し具体的な広報を提案し、着実に実施する。学校及び個人応募を対象にしたアンケート（発注者作成）において、受注者が行った募集広報による応募数の割合が、2019年度～2021年度のそれ以上を確保するものとする。

(4) 審査の円滑かつ適切な実施

・数万件に及ぶ応募数を対象に短期間に審査を実施することを十分に勘案して、審査関係者と円滑にコミュニケーションを取り審査を確実に実施し、スケジュールの遅延がない。

・当該事業の目的を踏まえ適切に審査を実施し、関係者間で審査要領が順守される。

(5) 海外研修

・中学生・高校生を対象に安全に海外研修を実施できるように、受入れ先と適切に調整して、安全対策を含む具体的な研修・渡航計画を立案し、着実に海外研修を実施する。海外研修参加者（保護者含む）にアンケートを行い、5段階評価のうち上位2段階の回答が90%以上となること。

2. 創意工夫の発揮可能性

以下の観点から、競争参加者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率性の向上）及び経費の削減等に努めることとしている。

(1) 本業務の実施全般に対する改善提案

競争参加者は、本業務の実施全般に係る質の向上及び経費削減の観点から取り組むべき事項の改善提案、業務の統合について提案することができる。その際、具体的な方法や手順を示すとともに、現行基準レベルないしそれ以上の質が確保できる根拠等を技術提案書に明示すること。

(2) 各業務に関する改善提案

受注者は、本業務における各業務の質の向上及び経費削減の観点から取り組むべき事項の改善提案を行うことができる。その際、質の向上に向けた具体的な方法を示すとともに、現行基準レベルないしそれ以上の質が確保できる根拠を技術提案書に明示すること。

3. 委託費の支払い方法

発注者は、本業務の契約期間中の監督・検査を行い、確保すべき水準（技術提案書に改善提案があった事項を含む。）の到達状況及び実施状況を報告書や目視等により確認した上で、委託費を四半期毎に支払うものとする。

第2章 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、2022年3月から2026年3月までとする。

第3章 入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければならない。なお、共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要がある。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定する。

- (1) 当機構の契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。
- (2) 令和01・02・03年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。
- (3) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (4) 先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断されないこと。

第4章 入札に参加する者の募集に関する事項

【入札に係るスケジュール】

手続き内容	実施時期
入札公告	2021年12月上旬頃
業務説明会	2021年12月中旬頃
入札等に関する質疑応答	2021年12月下旬頃
競争参加資格確認書類の提出期限	2021年12月下旬頃
技術提案書の提出期限	2022年1月下旬頃
プレゼンテーション・技術提案書の評価	2022年1月下旬頃
入札・開札	2022年2月上旬頃
契約締結	2022年3月中旬頃
引継期間	2022年3月中
事業開始	2022年4月1日※

※引継ぎ期間は受注者・先行業者と協議の上決定し、事業開始日は引継ぎ期間を考慮の上受注者と調整を行う。

1. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部 契約第三課

【電話】03-5226-6609

【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp)またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

(2) 書類授受・提出方法及びスケジュール

1) 書類授受・提出方法

メール、GIGAPOD による書類の授受方法の詳細については JICA ウェブサイトに掲載している「説明書等の受領方法および資格確認申請書・技術提案書・入札書の電子提出方法」(以下、「電子提出方法のご案内」と記載)をご覧ください。URL は以下のとおりです。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/ku57pq00002n96tl-att/osirase_kokuna_i_210514_2.pdf

2) 入札手続きのスケジュール及び方法

メールによる連絡／添付ファイル送付、GIGAPOD によるファイルの授受を行う際には別紙「手続・締切日時一覧」及び1)に記載した URL (電子提出方法のご案内)の内容をもとに手続きを行ってください。

3) 代表者印等を原則とする書類の押印が困難な場合の手続き

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、下見積書、技術提案書、委任状および入札書については、全て代表者印等の法的効力をもつ印による押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、機密保持誓約書を除き各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます

2. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年

規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、競争参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印等(法的効力をもつ印)を押印してください。

2) 再委託

- a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、技術提案書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。

- b)再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- c)当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d)なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 応札制限（利益相反の排除）

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください。

入札に進んだ競争参加者には入札会をMicrosoft Teamsで中継します。入札会への参加方法を電子メールにて案内しますので、競争参加資格確認申請書に記載頂く担当者連絡先と同一の連絡先（部署、担当者氏名、メールアドレス（1アドレスに限ります）、電話番号（直通電話及び携帯電話））を電子メール本文に記載ください。

また、Microsoft Teamsでの接続が困難であることが事前に判明している場合は、上記電話番号を通じて入札会を中継しますので、困難な旨記載ください。なお、Microsoft Teams及び電話の両方とも困難な場合でも、入札への参加は可能ですが、再入札の通知を行うために上記連絡先が必要となります。連絡先の送付がない場合は、再入札への参加はできません。

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。また、電子メール本文への記載方法については、電子提出方法のご案内も参照ください。

1) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）
（等級は問いません）
- c) 下見積書（「7. 下見積書」参照）
- d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類(上記a)、b))

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知しますので、別紙「手続・締切

日時一覧」をご覧ください。

3. その他関連情報

(1) 業務内容説明会の開催

- 1) 日時：：別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
- 2) 場所：Microsoft Teams を用いて遠隔で実施します。
- 3) その他：
参加希望者は 1) の 1 営業日前の正午までに電子メールにて、社名、参加希望者の氏名、Microsoft Teams 接続用のメールアドレス（2 アドレスまで）を連絡願います。
宛先：e_sanka@jica.go.jp
件名：【参加依頼】（調達管理番号）_（法人名）_ 業務内容説明会

4. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (4) 提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

5. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえご提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html>)

→「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。

(4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。
入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

6. 技術提案書・入札書の提出

(1) 提出期限及び提出方法：

新型コロナウイルスの感染防止のため、技術提案書（押印写付）・入札書（押印写付）とも、電子データでの提出を原則とします。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

技術提案書は GIGAPOD の専用フォルダにパスワードを付せずに格納してください。

また、入札書はパスワードを付して、e_sanka@jica.go.jp宛にメールで提出してください。入札書のパスワードは入札開始時刻から10分以内となりますのでご注意ください。

(2) 提出書類：

- 1) 技術提案書（押印写付）
- 2) 入札書（押印写付）

(3) 技術提案書の記載事項

- 1) 詳細は、「第5章 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項」を参照ください。

(4) その他

- 1) 一旦提出（送付）された技術提案書 PDF 及び初回の入札書 PDF は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印写がないとき。ただし、新型コロナウイルス感染防止のための在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責

任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が 2 通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

6-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施

技術提案書のご提出後、提出全社に対して、以下のとおり、技術提案内容に関するプレゼンテーション実施を依頼する予定です。プレゼンテーションは Microsoft Teams での実施を予定しています。詳細については、技術提案書提出者ごとに個別に連絡いたします。

(1) 日時：：別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

(2) 実施方法：

参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は●●分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり、●●分程度とします。

プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括的にかかわる者としてください。プレゼンテーションは、技術提案書内容の要約版の提示も可としますが、提出済みの技術提案書のみによる説明でも結構です。

7. 技術提案書の審査結果の通知

(1) 技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、結果を通知します。通知指定までに結果が通知されない場合は、上記 4. 窓口でメールでお問い合わせ下さい。

なお、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

(2) 入札会の対象は技術提案書の審査に合格した者のみとなります。

(3) 技術提案書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、説明を求めることができます。詳細は、「16. その他(6)」を参照ください。

8. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、技術提案書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。

入札会は当機構契約事務取扱細則第 14 条「契約担当役は、競争入札を執行し

ようとする場合は、競争に参加する者（以下「入札者」という。）を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、当機構のみで開催します。なお、詳細については「12. 入札執行（入札会）手順等」をご覧ください。

- (1) 日時：●●年●●月●●日（●）●時●●分
- (2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 本部（内）会議室
※入札者にはMicrosoft Teams で中継します。（それが困難な場合には電話も可とします）
- (3) 緊急連絡先：
入札開始時間になっても電話会議の連絡が来ない、途中で切れた場合には、「1. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。
- (4) 再入札の実施
すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で2回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機ください。

9. 入札書

- (1) 第1回目の入札書（押印写付）の提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
- (2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- (3) 機構からの指示により再入札の入札書（押印写付）は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。
 - 1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
 - 4) 宛先：「1. 担当部署等（1）書類等の提出先」をご覧ください。
件名：【再入札書の提出】（調達管理番号）_（法人名）

- (4) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発注者名)の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千止めではありませんので端数(1円単位)までご記入ください。

例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。

- (5) 入札価格の評価は、「第1章 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)をもって行います。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。

10. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

11. 落札者の決定方法

総合評価落札方式(加算方式)により落札者を決定します。

- (1) 評価項目
評価対象とする項目は、第5章の評価表の評価項目及び入札価格です。
- (2) 評価配点
評価は200点満点とし、
技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ

技術点 100点

価格点 100点

とします。

(3) 評価方法

1) 技術評価

第5章の評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%未満

なお、技術評価点が50%、つまり100点中50点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「7. 技術提案書の審査結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times (100\text{点})$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者

を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の6. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、10. に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

12. 入札執行（入札会）手順等

入札会の状況は入札者に Microsoft Teams（それが困難な場合には電話も可とします）で中継します。入札経過や入札結果、再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加ください。¹

なお、競争参加資格確認申請書に記載いただいたご担当者のメールアドレス宛てに機構から入札会中継の接続先をご連絡します。もし入札会が行われる1営業日前の16時までに連絡がない場合には6.（1）メールアドレス e_sanka@jica.go.jp までお問合せください。

（1）入札会の手順

- 1) 機構の入札立ち会い者の確認
- 2) 入札会開始時間の5分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能となりますので接続を開始してください。また、電話で中継する者に対しては機構から電話連絡します。なお、入札開始時間になっても接続できない、電話がかかってこない（もしくは途中で切れた）などの場合には、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。
- 3) 入札開始時間から10分の間に提出済の入札書（要押印、以下同じ）のパスワードを送付ください（別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください）。
- 4) 入札開始時間から5分経過した時点でパスワード送付がない入札者には Microsoft Teams もしくは電話でその旨を伝えます。なお、Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者についても10分までの間にパスワードの送付があれば受理し入札参加を認めます。
- 5) 技術評価点の発表
入札開始時間から10分を経過した時点でパスワードの受理を締切り、入札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。
- 6) 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が既に提出されている入札書（パスワード付き PDF）を入札

¹ Microsoft Teams、電話はあくまでも入札会の中継という補助手段です。不参加の場合でも入札書のパスワードや再入札の提出が指定時間内にあった場合には入札参加を認めます。

会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。

7) 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

8) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

9) 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「11. 落札者の決定方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

10) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者に対しては、競争参加資格申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛に再入札の案内をします。再入札書（要押印）、委任状（入札書の記名が代表者でない場合）を指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、初回と同じパスワードとしてください（パスワードが毎回自動生成される場合にはこの限りではありません）。

再入札を2回（つまり初回と合わせて合計3回）行います。再入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、メールでお送りください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

13. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお

契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「5. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

14. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、第1章「Ⅱ. 対象公共サービスの詳細な業務内容に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。

ア. 業務の対価（報酬）

業務従事者ごとに日額単価を設定し、想定する人日を乗じ算出ください。

「1. 業務人件費」

「2. 表彰式関連雇上費」

なお、1. 業務人件費には先行業者からの引継ぎ期間も含めて積算してください。

イ. 定額で見積もる直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される定額計上で見積もる直接経費は以下です。

「1. 募集・広報」

「2. 応募作品の受付・取りまとめ」

「3. 第一次審査（個人賞）」

「4. 第二次審査（個人賞）」

「5. 最終審査（個人賞）」

「6. 表彰状及び副賞の調達」

「7. 表彰の公表並びに表彰状、副賞及び各種文書の送付」

「8. 表彰式の開催」

「9. 優秀作品集作成」

「10. 受賞者の海外研修」

ウ. 一般管理費

当該業務委託を行う為に必要な経費であり、業務に要した経費としての抽出、特定が困難な経費について、一定割合の支払いを「一般管理費」として計上することを認めます。

(2) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

(3) 定額で見積もる直接経費

定額で見積もる直接経費については、下記の金額を定額で計上してください。

当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行います。

1. 募集・広報 〇〇円
2. 応募作品の受付・取りまとめ 〇〇円
3. 第一次審査（個人賞） 〇〇円
4. 第二次審査（個人賞） 〇〇円
5. 最終審査（個人賞） 〇〇円
6. 表彰状及び副賞の調達 〇〇円
7. 表彰の公表並びに表彰状、副賞及び各種文書の送付 〇〇円
8. 表彰式の開催 〇〇円
9. 優秀作品集作成 〇〇円
10. 受賞者の海外研修 〇〇円

（４）法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用又は損失については、以下のいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の変更については受注者が負担するものとする。

- 1) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- 3) 上記のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度新設・変更（税率の変更を含む。）

16. その他

- （１）機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- （２）技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- （３）落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、

落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。

- (4) 技術審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子データ（PDF のパスワードがないので機構では開封できません）は機構が責任をもって削除します。
- (5) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の審査の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「1. 担当部署等（1）書類等の提出先」までご連絡ください。
- (7) 辞退する場合
競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会 1 営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。
宛先：e_sanka@jica.go.jp
件名：【辞退】（調達管理番号）_（法人名）_ 案件名

以上

第5章 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

1. 創意工夫の発揮可能性

以下の観点から、競争参加者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率性の向上）及び経費の削減等に努めることとしている。

（1）本業務の実施全般に対する改善提案

競争参加者は、本業務の実施全般に係る質の向上及び経費削減の観点から取り組むべき事項の改善提案について提案することができる。その際、具体的な方法や手順を示すとともに、現行基準レベルないしそれ以上の質が確保できる根拠等を技術提案書に明示すること。

（2）各業務に関する改善提案

競争参加者は、本業務における各業務の質の向上及び経費削減の観点から取り組むべき事項の改善提案を行うことができる。その際、質の向上に向けた具体的な方法を示すとともに、現行基準レベルないしそれ以上の質が確保できる根拠を技術提案書に明示すること。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

本業務に係る技術提案書作成に際して留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。なお、技術提案書は1つのPDFファイルにてご提出ください。

（1）応札者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

1) 類似業務の経験

本事業の類似業務は、作品・エッセイ等のコンテスト・コンクール（作品を募集し、審査する企画）の実施・運用にかかる各種支援業務を想定する。

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。類似業務の実績を「別紙3-7様式1（その1）」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、5件程度を目安としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績（3件以内）を選び、

その業務内容（事業内容、サービスの種類、業務規模等）や類似点を「別紙 3-7 様式 1（その 2）」に記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

2) 資格・認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- ・ マネジメントに関する資格（ISO9001等）
- ・ 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等）
- ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定・プラチナえるぼし認定」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」
- ・ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」
- ・ その他、本業務に関すると思われる資格・認証

（2）業務の実施方針等

第 1 章「Ⅱ. 対象公共サービスの詳細な業務内容」を実施するに際して、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、10ページ以内を目途として下さい。

1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

第 1 章「Ⅱ. 対象公共サービスの詳細な業務内容」について内容を理解のうえ、本業務実施における基本方針及び業務実施方法につき提案願います。

2) 業務実施体制、要員計画

第 1 章「Ⅱ. 対象公共サービスの詳細な業務内容」に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、「4. 第一次審査（個人賞）」「5. 第二次審査（個人賞）」の外部組織の協力を除く、組織的なバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するのか、提案願います。

3) 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

（3）業務総括者の経験・能力等

業務総括者の方の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び資格等）について記述願います。

1) 業務総括者としての経験

- ・ 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載

し、職務内容を1～2行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。

- ・「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。

- ・「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。

- ・「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにしてください。

- ・「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。

- ・職歴、業務等従事経験が、別紙3-7「様式2（その1）」だけでは記載しきれない場合には、別紙3-7「様式2（その2）」に記入して下さい。

2) その他資格等

「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。

評 価 表 (評価項目一覧表)

評価項目	提案要求事項 (評価基準)	実施要項該当箇所	配点
1. 応募者の経験・能力等			20
(1) 類似業務の経験	●本業務に有用な作品・エッセイ等のコンテスト・コンクール(作品を募集し、審査する企画)の実施・運用に関する各種支援業務の経験はあるか。類似業務の内容(分野、形態、発注業務との関連性等)により、加点する。原則として、過去10年程度の実績を対象とする。	第5章2.(1)1)	10
(2) 資格・認証等	●本業務に関する資格・認証等を評価し、以下の資格・認証を有している場合に加点する。 ・マネジメントに関する資格(ISO9001等) ・情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等) ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定・プラチナえるぼし認定」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」	第5章2.(1)2)	10
2. 業務の実施方針等			70
(1) 業務実施の基本方針(留意点)・方法	●本業務の目的及び内容等に合致した実施方針・方法が示されているか、以下のクリティカルポイントを踏まえ加点する。 ・応募作品等の個人情報の適切な管理 ・効果的な募集広報 ・応募者・受賞者(学校、保護者含む)からの問合せへの対応 ・審査の円滑かつ適切な実施・海外研修の企画かつ適切な実施	第5章2.(2)1)3)	30
	●提案されている業務の方法・スケジュールについては、具体的かつ現実的なものか。		5
	●ウェブ応募導入に関することを含め、上記以外に本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。	第5章1.	10

(2) 業務実施体制、要員計画	●提示された業務実施の基本方針・方法に見合った実施（管理）体制が具体的かつ現実的に提案されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。	第5章2. (2)2)	15
	●応募者の要員計画（第一次・第二次審査の外部組織の協力は含めない）が適切か（外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務にて外注が想定されていないか）。業務実施上重要な専門性が確保されているか。	第5章2. (2)2)	10
3. 業務総括者の経験・能力			10
(1) 業務総括者としての経験	●業務総括者の「業務全体の管理者・総括者」としての能力を推薦理由及び経歴書に基づき評価する。最近（5年程度）の総括経験を重視して加点する。	第5章2. (3)2)	7
(2) その他資格等	●発注業務と関連性の強い資格、業務経験などがあるか。 ●その他、業務に関連する項目があれば評価する。	第5章2. (3)2)	3
		合計	100

第6章 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

「別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

第7章 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる機構所有財産に関する事項

該当なし

**第8章 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに
当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うた
めに必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実
施の確保のために民間事業者が講ずべき事項**

「別紙2 契約書案」のとおり。

**第 9 章 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに
当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関
し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任
に関する事項**

「別紙 2 契約書案」第 9 条の規定に基づく。

第10章 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

1. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査の実施時期

機構は、総務大臣が行う評価の時期（2024年6月を予定）を踏まえ、本事業の実施状況について、2024年3月末日時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

本実施要項16ページ第1章Ⅲ. サービスの質の設定 1. 本業務の包括的な質に記載された項目に加え、下記の項目について、その達成状況及び業務の実施状況、民間事業者からの提案による改善実施要項並びに実施経費の状況及び評価について調査を行うものとする。

- 1) 応募実績
- 2) 広報業務実績
- 3) 実施経費

(3) 実施状況の提出時期及び意見聴取等

機構は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、上記（1）の評価を行うため、2024年4月を目途に総務大臣および監理委員会へ提出するものとする。なお、機構は、本事業の実施状況等の提出に当たり、機構に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

2. その他事業の実施に際し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告及び公表

機構は、法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告することとする。

(2) 民間事業者の責務

別紙2 契約書（案）第36条（受注者のその他の責務）を併せて参照のこと。

- 1) 本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- 2) 公共サービス改革法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た情報を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- 3) 公共サービス改革法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- 4) 公共サービス改革法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- 5) 会計検査について民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

以上

1. 従来の実施に要した経費

業務項目	契約金額 (税抜)	2019年度実績 (税抜)	2020年度実績 (税抜)
I 直接経費	21,623,800	15,092,540	12,278,321
1. 募集広報関連経費（新聞・オンライン広告等掲載費）	6,800,000	6,263,611	6,555,900
2. 学校データ・最終選考関連経費	556,800	346,878	0
3. 表彰式関連経費（受賞者・同伴者交通費、謝金、懇親会費等）	2,868,300	247,902	0
4. 海外研修関連経費（航空賃、宿泊費、空港送迎、車両借上等）	4,180,460	3,079,267	0
5. 副賞制作・発送費	7,218,240	5,154,882	5,722,421
II 業務の対価	23,975,360	21,037,083	20,201,705
1. 業務人件費	8,745,000	8,745,000	8,745,000
2. 募集広報関連経費（募集要項・ポスター作成、発送等）	3,290,000	3,064,696	3,134,169
3. 応募作品受付関連経費	2,092,000	2,128,575	1,971,943
4. 第一次審査関連経費	7,258,480	6,040,022	4,692,960
5. 第二次審査関連経費	567,520	307,216	201,818
6. 表彰関連経費（受賞者氏名等確認、表彰状及び副賞の仕分・発送作業人件費）	500,000	17,320	36,845
7. 表彰式関連業務費（人件費等）	196,000	0	36,364
8. 海外研修関連経費（同行者日当宿泊費）	152,000	0	0
9. 優秀作品集製作費	1,125,000	704,140	1,340,606
10. その他	49,360	30,114	42,000
III 管理費	5,993,840	5,993,840	5,955,840
合計(税抜)	51,593,000	42,123,463	38,435,866

2. 従来の実施に要した人員

実施に要した人員	2019年度実績		2020年度実績	
	業務主任	114人日	業務主任	114人日
	業務担当者	120人日	業務担当者	120人日

3. 従来の実施における目的の達成の程度

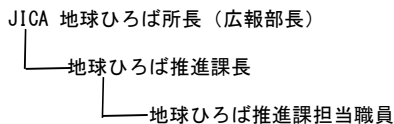
- (1) 過去の応募状況
別紙 4 過去5年間の応募状況 参照
- (2) 海外研修の実績（2019年度実施）

海外研修	渡航先	ベトナム	延期	
	渡航人数	参加者11名、同行者1名、介助者1名、添乗員1名		0

4. 従来の実施方法

入札の対象である業務の全てを民間事業者に対し委託していた。
発注者側の管理体制は以下のとおり。

独立行政法人国際協力機構広報部地球ひろば推進課組織図



5. 再委託の業務内容（2020年度）

- 次の業務を1事業者に再委託。
- ・ 応募作品の受付
 - ・ 応募作品の取りまとめ
 - ・ アンケート用紙の回収
 - ・ 第一次審査書類の発送
 - ・ 第一次審査書類の回収・集計
 - ・ 第二次審査審査書類の発送

6. 第一次・第二次審査に係る外部組織の協力状況（2020年度）

- (1) 第一次審査
中学生の部：応募作品16,956件に対し、審査員278名
高校生の部：応募作品39,718件に対し、審査員90名
- (2) 第二次審査
中学生の部・高校生の部計218件に対し、審査員16名

7. 閲覧資料として供する資料

- ①審査要領（第一次、第二次、最終）
- ②応募者アンケート結果
- ③広告掲載事例

また、入札時には希望者に以下の資料を配布する。

- ①応募期間中のホームページ掲載内容
- ②作品傾向分析アンケート
- ③フェアトレード商品
- ④表彰式次第
- ⑤海外研修プログラム（ベトナム）
- ⑥業務完了報告書（2020年度）

業務委託契約書（案）

1. 業務名称 JICA国際協力エッセイコンテスト運営管理業務（2022-2025年度）
2. 契約金額 金〇〇円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 〇〇円）
3. 履行期間 2022年3月●日から2026年3月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものとする。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。

- 6 前項の書類は、第 5 条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第 2 条 受注者は、本契約締結日から起算して 10 営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第 4 条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、次の各号の条件が課されるものとする。
 - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
 - (2) 発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。
 - (3) 第 18 条第 1 項第 8 号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構広報室地球ひろば推進課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭授受の権限並

びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者、受注者は変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

5 第3項による業務内容の変更の書面による定めは、公共サービス改革法第21条の規定に基づき、予め、同法第37条に基づき設置される官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りではない。

3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

第12条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。

2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第10条第3項の規定を準用する。

3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下、「業務提出物」という。)が規

定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

- 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果物等」という。）の所有権は、第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
- 5 受注者が提出した成果物等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作権人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
- 6 前項の規定は、第 11 条、第 17 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

（成果物等に係る契約不適合）

- 第 13 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物等に契約不適合が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び 2 項の検査の合格をもって免れるものではない。
 - 3 第 1 項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、前条第 4 項の所有権の移転後、1 年以内に行わなければならない。

（経費の確定）

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、

発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

- 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1) 業務の対価（報酬）
契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。
 - (2) 直接経費
契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。ただし、日当・宿泊料、国内旅費については契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。

（支払）

- 第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

- 第 16 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引き渡しを請求することができる。
- 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計

算した額とする。

- 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第17条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であつて、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。
- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

- 第18条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 第23条第1項各号のいずれかに該当する行為があつたとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があつたとき。又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があつたとき。
 - (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(た

だし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。

- イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ヘ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第4号の場合を除く。)
- は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 21 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

(調査・措置)

第 22 条 受注者が、第 18 条第 1 各号又は第 23 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることが出来るものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

(5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為につ

いて自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

- (6) 第 14 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
 - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
 - 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
 - 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間

を経過した日から契約金額支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。

- 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 25 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けたときに既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
 - 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注

者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

7 前各項の規定は、本契約が完了した場合も引き続き効力を有するものとする。

(個人情報保護)

第26条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)第2条第3項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
- (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、

又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(特定個人情報保護)

第26条の2 第25条及び前条の規定にかかわらず、受注者は、本契約において、特定個人情報等（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指し、以下「特定個人情報等」という。）に係る関係事務を実施する場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。
 - イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務（番号法第2条第11項に定義される「個人番号関係事務」を指す。）の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
 - ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。
 - ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第4条第1項に基づき第三者に業務の実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 本契約の業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を提出すること。
- (6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。

- (7) 第 25 条第 6 項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。
この場合に第 25 条第 6 項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。
- (8) 発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年 1 回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
- (9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

(情報セキュリティ)

第 27 条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程(情)第 14 号）及び情報セキュリティ管理細則（平成 29 年細則(情)第 11 号）を準用し、当該規程及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第 28 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 29 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第 30 条 (削除)

(業務引継に関する留意事項)

第 31 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによ

るところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 32 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近 3 ヶ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 33 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 34 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者、受注者協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 35 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄

裁判所とする。

(受注者のその他の責務)

第 36 条 業務従事者等は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の刑罰の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

2 公共サービス改革法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を洩らし、または盗用したものは、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる。

3 公共サービス改革法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処せられる。

4 公共サービス改革法第 56 条の規定により、受注者の代表者又は受注者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、受注者又は受注者の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、受注者の代表者又は受注者に対して、前項の刑が科せられる。

5 受注者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接または発注者を通じて、資料・報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2022年3月●日

発注者

受注者

東京都千代田区二番町 5 番地 2 5

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 ●●

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状（次ページに PDF でも添付しています）
3. 入札書
4. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
5. 質問書

■技術提案書作成に関する様式

6. 技術提案書表紙
7. 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事
- ・業務名称：●●●●●●●●●●●●●●●●
- ・調達管理番号：●●●●●
- ・公告日：20●●年●月●●日

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 (印)

(担当者氏名))
(電話 : FAX :)
(E-mail :)
(文書送付先住所) ※2
(整理番号 :) ※3

〇〇〇〇年〇月〇日付で公告のありました「」 (調達管
理番号△△a△△△△△) への参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

-
- ※1 共同企業体を結成する場合には、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。
※2 会社住所と異なる場合にご記入ください。
※3 当機構より整理番号の通知を受けた場合は、取得された整理番号 (7 桁) を記入願います。

(様式3)

委 任 状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ㊞

私は、弊社社員 ㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委 任 事 項

「案件名： (調達管理番号)
について、 年 月 日 に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限
以 上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(様式 4-2 代理人による入札)

入 札 書

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名
代理人

Ⓜ

件名：「(業務名称)」(調達管理番号△△△△△△△△)

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。契約金額は入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額となります。

<重要>入札日より前にパスワード付き入札書 PDF を機構に送付している場合には、パスワードをこちらに記載ください。 パスワード：

-
- ※ この様式を使用する場合には様式 3 の委任状が必要です。
 - ※ 代表者印もしくは社印に代えて代理人印を押印ください。
 - ※ 調達管理番号△△△△△△△△は、入札説明書に記載されています。
 - ※ 代表者による入札の場合は様式 4-1 を使用してください。
 - ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）において第 1 回目の入札書は（代理人が入札会に参加するときでも）、原則としてこちらではなく代表者印もしくは社印による 4-1 の様式を使用してください。
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(様式3)

委 任 状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ㊞

私は、弊社社員 ㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委 任 事 項

「案件名： (調達管理番号)
について、 年 月 日 に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限
以 上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

共同企業体結成届

20〇〇年〇月〇日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」(調達管理番号△△a△△△△△△)に関し、「〇〇社」と「〇〇社」は共同企業体を結成し、共同連帯責任をもって業務の遂行にあたりますこと届け出ます。

代表者 住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ①

構成員 住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ①

以上

添付：構成員にかかる関連資格保有の確認書類（詳細は入札説明書参照）

-
- ※ 本共同企業体結成届は、競争参加資格確認申請書に添付して提出下さい。
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。

質 問 書

(業務名称)

(公告/公示日：〇〇〇〇年〇月〇日/公告番号：△△a△△△△) について、以下のとおり質問いたします。

社名 _____

担当者名 _____

Tel _____

E-mail _____

通番	該当頁	該当項目	質問
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10	(記入例) P.9	第2.3.(2)③ 成果品	成果品としてCD-ROMでのデータ提出の指示があるが、何枚提出すればよいのか。

※このフォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。

※本質問書は、電子メールで送付をお願いします。(Excel形式で、**圧縮せずに**送付願います。)

※電子メールの送付先アドレスは入札説明書/プロポーザル方式選定説明書に記載のアドレスとなります。

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式 (国内向け物品・役務等)」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。

2000年0月0日

技術提案書

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

業務名称：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」(調達管理番号△△a△△△△△)

<提出者>

商号／名称：

住所：

代表者氏名： ㊟

担当部署：

担当者氏名：

電話番号：

FAX 番号：

電子メールアドレス：

—————以下別紙—————

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→
「様式 一般競争：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)
よりダウンロードできます。

技術提案書・プロポーザル作成 に係る参考様式集

以下添付の様式は、あくまで参考様式です。御社独自の様式がございましたら、それを用いていただいて一向に構いません。

類似業務の経験

事業名

国名

発注者名

発注の種類(元請、共同、下請別)

契約金額

契約期間

業務内容

業務従事者経歴書

案件名				著作・研究論文等
担当業務			取得資格	
氏名			(登録番号・取得年月)	
生年月日	年 月 日生(歳)		※ 技術士等は部門も記載下さい	
現 職	採用年月	所属先	部・課、職位	職務内容
	雇用保険	確認(受理)通知年月日【 】 被保険者番号【 】 事業所番号【 】 事業所名略称【 】		
職 歴	期間(年月～年月)	所属先	部・課、職位	職務内容
業 務 等 従事経験	件 名	発注者	担当業務	従事期間 (年月からカ月)
研修実 績等	研修先	期間(年月から何カ月)	研修内容	

※ 年月日は西暦表記として下さい。

業務等従事経歴

件名	発注者	担当業務	従事期間 (年月からカ月)

特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む。)

業務従事予定者(担当業務) ()

案 件 名

発 注 者 名

業務従事期間

業 務 内 容

(1)案件の全体業務概要

(2)担当事項

(3)本件業務との関連性

(注)業務従事予定者1名につき3件までとしてください。

応募推移（2016～2020年度）

別紙4

年度	中学				高校				総計
	学校応募		個人応募	合計	学校応募		個人応募	合計	
	応募校数	作品数			応募校数	作品数			
2016	1,176	50,564	152	50,716	388	29,735	320	30,055	80,771
2017	1,077	38,225	234	38,459	379	31,352	333	31,685	70,144
2018	877	37,620	128	37,748	357	34,437	301	34,738	72,486
2019	733	27,174	146	27,320	339	27,734	407	28,141	55,461
2020	552	16,765	191	16,956	323	22,092	670	22,762	39,718

言葉にすれば、
世界を動かす力になる。

JICA国際協力中学生・高校生

エッセイ コンテスト 2020

募集期間

6/7日



9/11金

当日消印有効

テーマ 世界とつながる自分

—私たちが考えること、できること—



写真提供：JICA／中原 二郎

主催：独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 後援：外務省、文部科学省、世界銀行東京事務所、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国国際教育研究協議会、日本私立中学高等学校連合会、読売新聞社、産経新聞社、特定非営利活動法人開発教育協会、NHK、各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会、各都道府県青年海外協力隊 OB 会 協賛：日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、株式会社スクールパートナーズ ※後援、協賛各団体・企業は一部予定を含みます。



応募要項

テーマ **世界とつながる自分ー私たちが考えること、できることー**

募集
期間

6/7日 ▶ 9/11金 当日消印有効

賞

中学生・高校生各

副賞

最優秀賞 3名

- ・独立行政法人国際協力機構理事長賞 1名
- ・外務大臣賞 1名
- ・文部科学大臣賞 1名

優秀賞 3名

審査員特別賞 4名

国際協力特別賞 10名

国内機関長賞

佳作 他

学校賞

60作品以上の応募、または全校生徒の3割以上の応募があった学校。

特別学校賞

学校賞を長年に渡り連続して受賞し、多数の応募をしてきた学校。

<最優秀賞・優秀賞>
**約1週間の
海外研修**

<審査員特別賞・国際協力特別賞 他>
フェアトレード商品等

応募された方全員へ
参加賞を差し上げます。

- 海外研修は、これまで日本航空株式会社及び、全日本空輸株式会社にご協力いただいております。
 - 海外研修は、2021年8月実施予定です。研修地のJICAプロジェクト訪問や現地の人たちと交流を行います。
 - 現地の治安状況等によっては、海外研修の延期もしくは中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - 当方が指定する日程で、入賞者の方のご都合で参加いただけない場合は、第三者への譲渡、貸与、次年度への振替等はできません。
- ※過去の海外研修参加者のフォトエッセイは、JICA地球ひろばホームページからご覧になれます。



入賞発表

JICA地球ひろばホームページにて発表します。
なお、入賞者には2021年1月上旬に文書にて通知します。

審査員長



中学生の部
尾木直樹氏
教育評論家／法政大学名誉教授



高校生の部
星野知子氏
女優／エッセイスト

応募規定

- <中高共通> ・作品は、自分の考えや体験等をエッセイとして書いたもので、他のコンクール事業等で発表していないものとする。
・作品は日本語のものに限る。 ・1人1作品のみ応募可。 ・作品に題名、学校名、氏名、学年を必ず記入すること。(エッセイ本文の字数には含みません)
・応募用紙はコピー可。JICA地球ひろばホームページからダウンロード可。 ・作品毎に右肩を上をホッチキスで必ず留めること。
※応募者の年齢は、満20歳まで(2000年4月2日以降に出生の方)とする。
- <中学生の部> ・2020年6月時点で中学生であること。 ・文字数:本文1,200字以内(400字詰原稿用紙3枚以内)。
※題名、学校名、氏名、学年は字数に数えません。 ※句読点はそれぞれ1字に数えます。改行のための空白か所は字数として数えます。
- <高校生の部> ・2020年6月時点で高校生であること。 ・文字数:本文1,600字以内(400字詰原稿用紙4枚以内)。
※題名、学校名、氏名、学年は字数に数えません。 ※句読点はそれぞれ1字に数えます。改行のための空白か所は字数として数えます。

応募方法

応募方法

[個人応募書類①応募用紙][個人応募書類②アンケート用紙]の書類計2枚に、それぞれ必要事項をご記入の上、作品と一緒に下記応募先まで送付してください。

学校単位で応募される方

[学校応募書類①応募用紙][学校応募書類②アンケート用紙][学校応募書類③応募者名簿]の書類計3枚にそれぞれ必要事項をご記入の上、作品と一緒に下記応募先まで送付してください。
※校内選考をせず、全ての作品を送付してください。

応募先

〒252-0216 神奈川県相模原市中央区清新8-17-44 株式会社スクールパートナーズ
「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020」

問い合わせ先

公益社団法人 青年海外協力協会内 JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト全国運営事務局

TEL: 0265-98-0445(直通)

JICAエッセイコンテスト

検索

<https://www.jica.go.jp/hiroba/program/apply/essay/index.html>



著作権について

著作権は募集者であるJICAに帰属するものとし、応募作品は返却いたしません。
入賞者の学校名、氏名、作品名は、作品集、ホームページ等に掲載いたします。

個人情報の 取り扱いについて

応募いただいた個人情報は、当機構にて厳重に管理し、正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することはありません。ただし、当機構との間で機密保持契約を締結した第三者に対し、このエッセイコンテストに関する業務を委託する場合があります。その用途としては、当コンテストの受賞通知、賞品発送及びJICAが行う開発教育支援事業の案内のみといたします。

テーマ 世界とつながる自分ー私たちが考えること、できることー

本コンテストは、中学生・高校生を対象に開発途上国の現状や日本との関係について理解を深め、国際社会の中で日本、そして自分たち一人一人がどのように行動するべきかを考えていただく機会を提供する事業です。今回のテーマを通じて、私たちのよりよい未来をつくるにはどのような課題があり、私たちにはどんなことが求められるのか考え、そして、行動するきっかけをつかんでいただきたいと思います。

JICAは、国際協力を行う日本の政府機関であり、開発途上国の人づくり・国づくりに従事しており、その経験を活かして、本コンテストを含む国際理解教育・開発教育支援事業を様々行っています。

国際理解教育や参加型手法を学び、学校の授業に活用したい

教員向け



生徒に直接、世界の現状やグローバルな課題を理解させたい

生徒向け



先生・生徒のお役立ちサイト

JICAでは、国際理解教育・開発教育の実践やより一層の充実を目指す教員の皆さまのために、様々な情報を提供しています。学校で活用できる各種プログラムも紹介しています。是非、ご活用ください。



<https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/index.html>

JICA先生・生徒のお役立ち

検索

国際協力出前講座

開発途上国の実情や日本との関係、国際協力について、JICA海外協力隊経験者等を講師として紹介します。毎年全国で約2,000件以上、約20万人が受講しています。



JICA施設訪問

出前講座では講師が学校等へ訪問しますが、その逆に学校の生徒等のグループをJICA国内拠点にお迎えし、施設案内や出前講座と同様の講座等を実施しています。



国際理解教育のための教材

JICAでは、国際理解教育や総合的な学習の時間に役立つパンフレット等の教材を作成し、無料で提供しています。世界の課題を手軽に学べるように、授業ですぐ使える教材もありますので、是非、ご活用ください。



JICA地球ひろば

世界が直面する多くの課題を、体験型展示で学ぶことができます。展示を通して、途上国の現状や、世界と私たちのくらしとのつながりを知り、「私たちにできること」を考えます。東京(市ヶ谷)、愛知(名古屋)、北海道(札幌)の3カ所にあります。



国際理解教育セミナー

国際理解教育の基本的な考え方や手法を学ぶ講座を、各地のNGOや教育委員会、国際交流協会等の関係機関と協力して開催しています。参加型学習の手法を体験しながら、世界を学ぶ授業づくりにお役立てください。



教師海外研修

開発途上国の現状、日本との関係や国際協力への理解を深め、その成果を子どもたちの教育に役立てることを目的とした研修です。研修で得た学びと感動を、授業や教材作成を通じて子どもたちに伝えてください。



エッセイコンテスト

国際理解の授業後の課題や探求的学習、調べ学習、夏休みの宿題としてご活用ください。

2019年度学校応募数

中学校：733校 高校：339校



各事業の詳細は最寄の国内拠点、もしくは各都道府県にいるJICA窓口の国際協力推進員

JICA国際協力推進員

検索

にお問合わせ願います。

独立行政法人国際協力機構 (JICA) 国内拠点<管轄及び連絡先>

JICA 北海道 (札幌)	北海道 (道央・道北・道南)	011-866-8333
JICA 北海道 (帯広)	北海道 (道東)	0155-35-1210
JICA 東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県	022-223-5151
JICA 二本松	福島県	0243-24-3200
JICA 筑波	茨城県 栃木県	029-838-1111
JICA 東京	群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県	03-3485-7051
	長野県 (JICA駒ヶ根の施設訪問を除く)	
JICA 横浜	神奈川県 山梨県	045-663-3251
JICA 駒ヶ根	長野県 (JICA駒ヶ根の施設訪問のみ)	0265-82-6151

JICA 北陸	富山県 石川県 福井県	076-233-5931
JICA 中部	静岡県 岐阜県 愛知県 三重県	052-533-0220
JICA 関西	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県	078-261-0341
	奈良県 和歌山県	
JICA 中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	082-421-6300
JICA 四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	087-821-8824
JICA 九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県	093-671-6311
	大分県 宮崎県 鹿児島県	
JICA 沖縄	沖縄県	098-876-6000

学校単位で応募される
際にお使いください

学校応募書類①

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020

応募用紙（学校）



- 作品は生徒の自作で未発表である*1
- 応募書類は同封しているか
- 【学校応募書類① 応募用紙(学校)】
- 【学校応募書類② アンケート用紙(学校)】
- 【学校応募書類③ 応募者名簿】
- 作品に題名、学校名、氏名、学年が記載されている
- 作品の右肩をホッチキスで留めている
- 封筒またはダンボール箱に応募作品数が記載されている
- 全校生徒数が記載されている

左記の書類計3枚に、それぞれ必要事項をご記入の上
作品と一緒に送付してください。

※作品は、右肩をホッチキスで必ず留めてください。

※部門が異なる場合は応募用紙を別にしてください。

※校内選考をせず、すべての作品に応募ください。

※封筒またはダンボール箱に入っている応募作品数を
表面に必ず記載してください。

部 門	中 学 ・ 高 校		学校名 (正式名称)	ふりがな	
	該当するものに○をつけてください				
学校住所	ふりがな		都 道 府 県	ふりがな	
	〒 -				
	電話番号	☎ - -	FAX番号	- -	
応募作品 総 数	作品		担 当 教諭名	ふりがな	
	※学校応募書類③応募者名簿に記載の応募数と一致することを確認ください			※担当教諭が複数名いる場合は、代表者をご記入ください	
全 校 生徒数	名		担当教科	国語・英語・社会・理科・総合 その他 ()	
	※学校賞の授与のために必要となりますので、全校生徒数をご記入ください		担当学年	年	

*1 作品は、自分の考えや体験等をエッセイとして書いたもので、他のコンクール事業等で発表していないものとする。

★本用紙はコピーして使えます。

★JICAのホームページ(<https://www.jica.go.jp/hiroba/program/apply/essay/index.html>)からもダウンロードできます。

★作品の受領証は発行いたしません。確認が必要な方は応募先までご連絡ください。

学校単位で応募される
際にお使いください

学校応募書類 ②

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020

アンケート用紙（学校）

エッセイコンテストについて

これまでにエッセイコンテストに応募したことがありますか（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 今回が初めて
- 2 過去1～3回程度
- 3 それ以上

他のコンテストと比べてよい点、改善すべき点があれば教えてください。

()

応募動機

応募した理由は何ですか（該当する番号に○を付けてください。複数回答可）

- 1 授業の一環として（教科：)
- 2 特別活動の一環として（具体的な活動内容：)
- 3 夏休みの課題として
- 4 コンテストの主旨やテーマが興味深かったから
- 5 副賞が魅力的だったから
- 6 その他()

広報媒体

エッセイコンテストをどのように知りましたか（該当する番号に○を付けてください。複数回答可）

- 1 ポスター・チラシ、優秀作品集を見て
- 2 新聞・雑誌を見て 読売新聞 産経新聞 高校生新聞 その他()
- 3 インターネット、フェイスブック、ツイッターなどを見て()
- 4 同僚や上司からの紹介
- 5 JICAの国際協力出前講座や施設訪問の際に紹介されて
- 6 過去に応募したことがあった
- 7 その他()

JICAプログラムの利用状況

JICAが実施している以下のプログラムのうち、利用したことがあるものはありますか（該当する番号に○を付けてください。複数回答可）

- 1 国際協力出前講座
- 2 JICA施設訪問
- 3 開発教育（国際理解教育）指導者研修
- 4 教師海外研修
- 5 JICA海外協力隊事業
- 6 その他()
- 7 上記のプログラムを利用したことがない

★本用紙はコピーして使えます。

★JICAのホームページ(<https://www.jica.go.jp/hiroba/program/apply/essay/index.html>)からもダウンロードできます。

学校単位で応募される
際にお使いください

学校応募書類 ③

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020

都道府県名

応募者名簿

参加賞の配布及び入賞の際に必要となりますので、お手数ですが、生徒氏名、学年を必ずご記入ください。
1枚で足りない場合には、コピーしてご利用ください。なお、既存のクラス名簿も代用いただけます。

応募作品総数*	計	作品	応募者名簿 枚数	枚目 / 枚中 ●本用紙を複数使用する場合ご記入ください
学校名* (正式名称)			担当教諭名*	

※1枚目のみご記入ください

	氏名	学年
1		年
2		年
3		年
4		年
5		年
6		年
7		年
8		年
9		年
10		年
11		年
12		年
13		年
14		年
15		年
16		年
17		年
18		年
19		年
20		年

	氏名	学年
21		年
22		年
23		年
24		年
25		年
26		年
27		年
28		年
29		年
30		年
31		年
32		年
33		年
34		年
35		年
36		年
37		年
38		年
39		年
40		年

個人で応募される際にお使いください

個人応募書類①

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020

応募用紙（個人）



作品は自作で未発表である*1

応募書類は同封しているか

【個人応募書類① 応募用紙(個人)】

【個人応募書類② アンケート用紙(個人)】

作品に題名、学校名、氏名、学年が記載されている

作品の右肩 upper をホッチキスで留めている

左記の書類計2枚に、それぞれ必要事項をご記入の上、作品と一緒に送付してください。

部 門	<p style="text-align: center;">中 学 ・ 高 校</p> <p style="text-align: center;">該当するものに○をつけてください</p>		学 年	年
学校名 (正式名称)	ふりがな ----- 			
学校住所	ふりがな 〒 - <div style="text-align: center;">都 道 府 県</div>			
	電話番号	☎ - -	FAX番号	- -
氏 名	ふりがな ----- 	担任名	ふりがな ----- 	
	※受賞等の連絡をさせていただく場合があります			
自宅住所	ふりがな 〒 - <div style="text-align: center;">都 道 府 県</div>			
	電話番号	☎ - -	FAX番号	- -

*1 作品は、自分の考えや体験等をエッセイとして書いたもので、他のコンクール事業等で発表していないものとする。

★本用紙はコピーして使えます。

★JICAのホームページ(<https://www.jica.go.jp/hiroba/program/apply/essay/index.html>)からもダウンロードできます。

★作品の受領証は発行いたしません。確認が必要な方は応募先までご連絡ください。

個人で応募される際にお使いください

個人応募書類②

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020

アンケート用紙（個人）

エッセイコンテストについて

これまでにエッセイコンテストに応募したことがありますか（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 今回が初めて
- 2 過去1～3回程度
- 3 それ以上

他のコンテストと比べてよい点、改善すべき点があれば教えてください。

()

応募動機

応募した理由は何ですか（該当する番号に○を付けてください。複数回答可）

- 1 学校や塾の先生に勧められて
- 2 開発問題や国際協力に興味・関心があった
- 3 副賞が魅力的だったから
- 4 夏休みの課題として
- 5 授業の一環として（教科：)
- 6 特別活動の一環として（具体的な活動内容：)
- 7 その他（)

広報媒体

エッセイコンテストをどのように知りましたか（該当する番号に○を付けてください。複数回答可）

- 1 ポスター・チラシ、優秀作品集を見て
- 2 新聞・雑誌を見て □読売新聞 □産経新聞 □高校生新聞 □その他（)
- 3 インターネット、フェイスブック、ツイッターなどを見て（)
- 4 学校・塾の先生からの紹介
- 5 家族・友人・知人の紹介
- 6 JICA関係者からの授業や施設訪問の時に紹介されて
- 7 その他（)

JICAについて

JICAがどのような仕事をする機関か知っていますか（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 どのような仕事を行う機関か知っている
- 2 仕事の内容は分からないが、名前は聞いたことがある
（どのようなところで名前を聞きましたか？：)
- 3 知らない、聞いたことがない

JICAプログラムの利用状況

これまでにJICA関係者からの授業を受けたことや、JICAの施設を訪問したことがありますか（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 JICA関係者からの授業を受けたことがある
- 2 JICAの施設を訪問したことがある
- 3 1、2どちらもある
- 4 1、2どちらもない

★本用紙はコピーして使えます。

★JICAのホームページ(<https://www.jica.go.jp/hiroba/program/apply/essay/index.html>)からもダウンロードできます。

言葉にすれば、
世界を動かす力になる。



JICA 国際協力中学生・高校生 エッセイコンテスト 2020

【後援団体】

外務省、文部科学省、世界銀行東京事務所、全日本中学校長会、全国高等学校長協会
全国国際教育研究協議会、日本私立中学高等学校連合会、読売新聞社、産経新聞社
特定非営利活動法人開発教育協会、NHK
各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会、各都道府県青年海外協力隊 OB 会

【協賛団体】

日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、株式会社スクールパートナーズ

言葉にすれば、
世界を動かす力になる。

JICA国際協力中学生・高校生

エッセイ コンテスト 2020 優秀作品集

テーマ 世界とつながる自分

～私たちが考えること、できること～



写真提供：JICA/中原 二郎



はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）理事長 北岡 伸一

「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」は、中学生・高校生の皆さんに、開発途上国の現状や日本との関係について理解を深め、国際社会の中で日本、そして自分たち一人一人がどのように行動するべきかを考えていただく機会を提供することを目的としています。今年は、中学生の部16,956点、高校生の部22,762点、総数39,718点の作品が日本国内外より寄せられました。

2020年は、全世界が新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、翻弄された1年でした。みなさんの学校生活も、一斉休校や夏休みの短縮など大きな影響を受けたことでしょう。世界に目を向けると、2021年1月時点で、新型コロナウイルス感染症の影響により57か国で学校が閉鎖されており、約7億人の子どもが学校に通えなくなっています¹。世界の人々の健康だけではなく、日々の暮らしや経済にも甚大な被害をもたらしています。この感染症の世界的大流行は、二回の世界大戦を除けば、世界大恐慌以来の世界史的な大事件といえるでしょう。この災禍から世界が立ち直るには、世界の団結と国際協力が不可欠です。

JICAは、日本の政府開発援助を一元的に実施する機関として、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、開発途上国の発展に協力しています。その中には、「人間の安全保障」と「質の高い成長」を重視しています。「人間の安全保障」は、すべての人々が、命や生活に対する不安なく、尊厳をもって暮らせる社会を創ろうという考え方です。「質の高い成長」とは、人間にも自然環境にも無理なく、災害などの被害を受けても立ち直れる強さがあり、誰も取り残されない経済・社会の発展を目指そうという考え方です。

開発途上国は、新型コロナウイルス感染症発生以前から、貧困や紛争、気候変動の影響など様々な課題に直面していました。新型コロナウイルス感染症は、これら開発途上国にも大きな打撃を与えました。JICAは、開発途上国がコロナ対策のために必要とする資金を迅速に貸し付けたり、保健・医療に対する協力を継続したりして、途上国の人々への影響を軽減しようとしてきました。さらに「JICA世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げ、世界100か所ぐらいを対象に、病院を核とする保健医療システムを整えるための協力を進めています。この中では、病院の建設だけでなく、医師や看護師などの医療従事者に対する訓練や、日本の医療機関とつないで助言を行うための遠隔医療も導入します。世界が新型コロナウイルス感染症のもたらした甚大な被害から立ち直り、よりよい社会を創るために、JICAは、世界の国々と連帯して国際協力を進めていきます。

共通の課題に世界が共に立ち向かうためには、国と国との相互の信頼、つながりを維持・発展させることがより重要になると考えています。また、このことは、次の世代を担う生徒の皆さんにとってより重要になると考えています。今回、「世界とつながる自分」についてエッセイを書かれたことをきっかけに、これからも世界の課題に関心を持ち続けてほしいと思います。そして、関心を持った課題があれば、ぜひ「自分がこの問題の責任者だったらどうするか？」と常に問い、行動につなげていただくことを期待しております。

応募していただいた生徒の皆さん、本コンテストを活用いただきました教員の皆様、また、長年コンテストの趣旨にご賛同いただき後援・協賛を頂いている各団体・企業、審査員の皆様、コンテストにご協力いただきました全ての関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

2021年3月

¹

<https://www.worldbank.org/en/data/interactive/2020/03/24/world-bank-education-and-covid-19>



目次

はじめに	独立行政法人国際協力機構（JICA）理事長 北岡 伸一	
目次	01
審査講評	中学生の部 審査員長 尾木直樹氏（教育評論家／法政大学名誉教授）	02
	高校生の部 審査員長 星野知子氏（女優／エッセイスト）	02
受賞の言葉	名古屋市立汐路中学校 3年 大石理紗子	03
	玉川聖学院高等部 3年 藤林彩乃	03

中学生の部 上位入賞者作品

最優秀賞

独立行政法人

国際協力機構理事長賞 大石理紗子 名古屋市立汐路中学校3年 輝く世界のために ... 04

外務大臣賞 武田美紀子 関西創価中学校2年 たこ焼きには「世界」が詰まっていた! ... 04

文部科学大臣賞 三浦あすか 新居浜市立別子中学校3年 世界のために、ここから動き出す ... 05

優秀賞 黒瀬陽音 広島県立広島観智学園中学校2年 広島に住む私が考える平和とは ... 05

三崎永遠 高松市立山田中学校2年 想いよ届け ... 06

今西由莉香 福岡大学附属大濠中学校3年 「世界へ羽ばたけ、日本のトイレ」 ... 06

審査員特別賞 高橋莓梨 山形市立金井中学校3年 It's time to re-think poverty. ... 07

安達夢乃 さいたま市立原山中学校1年 海を渡るランドセル ... 07

小川こはる 学校法人佐藤栄学園栄東中学校2年 十四才の私にできること ... 08

荒木愛海 江東区立第四砂町中学校1年 今、私にできること ... 08

国際協力特別賞 中村文彬 福島県立会津学鳳中学校2年 「“ガイジン”のない世界へ」 ... 09

豊田朱莉 さいたま市立大谷口中学校2年 身のまわりでできるチャリティー活動 ... 09

林宇凡 川口市立小谷場中学校1年 世界の一員として ... 10

宮坂亮慶 長野県諏訪清陵高等学校附属中学校3年 責任 ... 10

高木果歩 大垣市立赤坂中学校1年 心で伝える ... 11

馬飼野朱李 学校法人静岡理工科大学星陵中学校3年 Friendship ... 11

久保田美優 南丹市立園部中学校1年 遠い「ふるさと」を離れても ... 12

石塚美月 大阪市立港中学校2年 色とりどりな世界 ... 12

田村悠花 久留米大学附設中学校1年 靴の寄付から考えたこと ... 13

又吉詠子 学校法人興南学園興南中学校1年 一万円の使い道 ... 13

高校生の部 上位入賞者作品

最優秀賞

独立行政法人

国際協力機構理事長賞 藤林彩乃 玉川聖学院高等部3年 世界の生理事情から考えるSDGsの達成とは ... 14

外務大臣賞 小崎真乃香 聖心女子学院高等科2年 ディスタンスがあってもできること ... 14

文部科学大臣賞 目淑乃 明治学園高等学校2年 私と世界の接点 ... 15

優秀賞 小内愛美 群馬県立大泉高等学校2年 貧困問題の解決にむけて一私にできること ... 15

山本梨花 学校法人翔光学園横浜創学館高等学校2年 願いが叶うお守りで私があなたの願いを叶えたい ... 16

近藤理紗 D'Overbroeck's College 2年 半径5メートルから ... 16

審査員特別賞 大友理緒 NHK学園高等学校2年 絵本でつながる私と世界 ... 17

岡さくら 近江兄弟社高等学校2年 力をつけたい ... 17

磯田祐菜 おかやま山陽高等学校3年 行動の先に ... 18

関祐紀乃 鹿児島県立鶴丸高等学校2年 同じ人間のだから ... 18

国際協力特別賞 湯田真乃香 福島県立あさか開成高等学校3年 人種差別をなくすためには ... 19

三浦あゆ奈 福島県立あさか開成高等学校1年 見つめなおす時 ... 19

臼井彩葉乃 田園調布学園高等部1年 色なんて関係ない! ... 20

太田さくら 神奈川県立湘南高等学校2年 「現実」と向き合う ... 20

加賀山七菜 横須賀学院高等学校2年 ORIGAMI ... 21

杏間まり萌 学校法人聖心女子学院不二聖心女子学院高等学校1年 一歩先に見えた世界 ... 21

中村健人 京都市立堀川高等学校1年 「積極的第三者」になろう ... 22

小山春陽 大谷高等学校2年 理解すること、気づくこと、そして伝えること ... 22

井上麻衣 大阪府立阿倍野高等学校2年 工夫する力 ... 23

西村彩葉 尚綱高等学校2年 本当の「寄付と支援」って? ... 23

表彰式 ... 24

学校での取り組みの紹介 ... 26

審査員一覧／応募総数／入賞者一覧／特別学校賞一覧／学校賞一覧 ... 28

JICA開発教育・国際理解教育支援事業のご紹介／JICA国内拠点一覧 ... 31

審査講評

中学生の部

審査員長

尾木 直樹 氏

教育評論家
法政大学名誉教授



「世界とつながる自分」が今年度のテーマでしたが、新型コロナウイルスによるパンデミックである意味、世界が一つの問題を通してつながらざるを得ない状況になりました。コロナ禍での3ヶ月に及ぶ休校や夏休み短縮などの困難な条件の中でよく、皆さんこのテーマを取り上げて書き上げてくれました。感動と感謝です。ありがとうございます。

JICA理事長賞の大石理紗子さんは、夢に向かって学ぶフィリピンの高校生の「輝く」眼差しをきっかけに、これまでの自分の行動に対する意識を見つめ直します。その後生徒会長として自校の募金活動のありかたを変える発案をしたことで、自らの

小さな発信が影響の輪を大きく広げること気づく過程は、「自分事」として世界に関わる大切さを物語っています。

外務大臣賞の武田美紀子さんは、家族とのたこ焼きパーティー中の会話で得た気づきから、たこ焼きと世界とのつながりに興味を持ちます。材料の自給率や産地の情報を通して各国の文化、海洋環境の問題にまで関心を深める姿は、身近なモノから世界との繋がりについて探求することの重要性を改めて教えてくれました。

文部科学大臣賞の三浦あすかさんは、自分の暮らす別子山が抱える高齢化や過疎化の問題を、今後世界中が直面する最先端の課題であると捉え、解決のため地域の方と共に野菜と未来を創る活動に取り組みます。「世界に道を示す」という使命感のもと、コロナ禍の苦難をもエネルギーに変えて行動する姿勢に、これからの未来を切り開く希望を感じました。

未曾有の先が見えない時代ですが、みなさんのグローバルな感性と視点があれば、きっと新しいルネッサンスを興し、世界との絆をさらに太くしてくれるものと確信しています。全力で応援していきたいと思います。

高校生の部

審査員長

星野 知子 氏

女優/エッセイスト



受賞者のみなさん、おめでとうございます。この1年、学校や日常生活もままならず、ボランティアや国際協力について何かしたくても、機会はかなり少なかったはずですが、そんな中で作文を書くのはむずかしいのでは、と心配していました。

確かに、作文の応募数は例年より少なくなりました。でも、読み始めると心配が嬉しい驚きに変わりました。とても個性があって読み応えがある。いつもと違うなあと感じたのは、暮らしの些細なことから世界を考えるとというような作文が目立ったことです。

例えば、JICA理事長賞の藤林彩乃さん。「生理ナ

プキン」から世界の格差や環境問題、女性の社会進出を考えます。着眼点が新鮮でした。

外務大臣賞の小崎真乃香さんは、夏のカンボジア訪問が中止になってがっかりするのですが、そこから医療の防護服を製作し、寄付していく。情熱と行動力に拍手です。

文部科学大臣賞の目淑乃さんは、近所のゴミ置き場に放置されているゴミ袋に気づきます。そこから日本で暮らす外国人のために活動を始めます。短い間に結果を出しているのがすごい。

他の受賞者の方々もそうですが、普通の充実した高校生活を送っていたら、書けなかったであろう作文がたくさんありました。

そして、皆さんに励まされました。今の閉塞的な社会で、高校生はちゃんと日常の中で何かを見出し未来を築こうとしています。今回入賞された方たちは、本当に誇りに思っていたきたい。今、世界中が新型コロナでつまづき、なんとか人の命を救い、日常を取り戻そうと努力しているところです。皆さんの鋭い感性と柔軟な頭、行動力は、これからの世の中を変えて行ってくれると思います。どうか自信を持って人生を歩んで行ってください。

受賞の言葉

中学生の部

名古屋市立汐路中学校
3年
大石 理紗子



伝えたい。「今ある日常が当たり前ではないこと。」
「一人一人の力は小さくとも、集まれば大きなものになること。」

フィリピンの高校生の現状を知った時、自分の置かれた環境が当たり前ではなく、とても恵まれているということ、普段意識せずに過ごしている自分が恥ずかしく思えました。

世界の人々は、本来平等でなければなりません。しかし、現実には様々な問題により、そうではありません。自分の恵まれた環境に感謝して過ごすだけでなく、困っている人の助けになるために自分にも出来ることはないかと考えました。

日本にいる中学生の私に出来ることはとても小さいです。しかし、その小さな力が広がり、繋がっていくことで、大きな力になります。そのためには、関心を持つこと、そして、現状を知ることが必要です。現地の人は何を必要としているのか、自分に何が出来るのか。大切なのは想像力だと思います。これは、机上の勉強だけで学べるものではありません。なので、五感を使った、体で得る学習も大事にしていきたいです。

私はこれからも、まずは自分の周りの人達に小さな発信をしていき、自分に出来るボランティアを続けていきます。何かの力になりたいという一人一人の思いやりが、大きなハートになって世界中に広がっていきまうように。

この度は、このような栄誉ある賞を受賞させて頂き、驚きと共に大変嬉しく思っております。心よりお礼申し上げます。

私は今、高校受験の真っ最中です。受験勉強は大変ですが、学べる環境に感謝して頑張ります。これからも自分が様々な力になれるように、感謝の気持ちを忘れずに努力していきたいです。

高校生の部

玉川聖学院高等部
3年
藤林 彩乃



皆様、こんにちは。

私立玉川聖学院高等部の藤林彩乃と申します。

この度は、独立行政法人国際協力機構理事長賞という名誉ある賞を頂くことができ、大変光栄に思っております。

私のエッセイのテーマは「世界の生理事情から考えるSDGsの達成に向けて」です。私は、発展途上国の多くの女性達は不衛生な古い布をナプキン代わりにしている為、それによって起こりうる健康被害を訴えたいと思い応募しました。また、大変デリケートな問題が故に、この内容をいかに男性が読んだ際も理解できるかをイメージしつつ工夫しました。

最優秀賞を頂くことによって多くの方々の目に留まり、少しでも考えるきっかけになって頂けたら嬉しいです。

私の将来の夢は、幼い頃から暮らしている世田谷区の区議会議員になることです。そして、多くの問題を発信し、訴え、改善していくことです。まずは学校の保健体育の授業を男女合同で行うことや日本の性教育の遅れを主張したいです。子どもの頃から教えられることにより生理に対する理解を深めることができるでしょう。

また、ピルの正しい知識も教育を通して教えたいです。避妊法2019のデータを見てみると多くの外国ではピルに保険が適用されているため、安価な値段で購入できるとのこと。避妊効果以外にも、月経前症候群(PMS)の改善、生理痛、子宮の病気のリスクを低くする効果が期待出来ます。しかしながら現在の日本のピルの内服率は2.9%と多くの外国と比べると圧倒的な差があります。それは恐らく、保険適用がされないことにより高額なため手が届かない人が多い。それに加えて、正しい知識や効果を知らないことが強く影響しているのです。

現在の小学4年生が成人を迎える年が2030年です。先進国の中でも速いスピードで人口減少が起こる日本だからこそ、未来を担う子どもたちは世界の価値観を共有し、行動していく必要があると私は考えています。

以上です。ありがとうございました。



輝く世界のために

〔愛知県〕

名古屋市立汐路中学校 3年 大石 理紗子



フィリピンの高校生の「輝く」眼差しが私を変えた。

私は名古屋YMCAで、フィリピンイロイロ市タンバリザ村の映像を見た。「フィリピンでは一年間大学に通うのに五万五千円程度かかる。しかし奨学金制度を利用して大学に通っている学生の総収入は、年間七千円程度だ」という話が印象に残った。名古屋YMCAとイロイロYMCAではタンバリザ村の高校生が大学に進学できるよう、奨学金制度を設けている。自分の力だけでは貧困から抜け出すことのできない彼らは、奨学金制度により自分の夢に向かって勉強できることをとても感謝しながら楽しんでいる。輝いた目をした彼らの写真と共にその事実は私の心を揺さぶった。私はどうだろう。当たり前のように学校に行き、当たり前のように高校や大学進学を考えている。そのことが当たり前ではなく、恵まれたことだと意識していただろうか。なんだか恥ずかしくなってきた。同じ学生として何か自分にも出来ることはないだろうか。

私は幼少期から名古屋YMCAの募金活動に参加していたが、ただ何となく参加していたそれまでとは違う意識で、タンバリザ村の高校生の大学支援やその他の募金活動に参加するようになった。すると、自分のひとつひとつの呼びかけに、より気持ちがこもるようになり、気づいたら誰よりも大きな声で明るく呼びかけていた。募金活動を通し、様々な現実、そしてその力になることに関心を持つこと、持ってもらうことが大切だと痛感した。

この経験をきっかけに、生徒会長でもあった私は、中学校で毎年行われる募金活動を、従来の生徒会執行部のみで行うのではなく、全校生徒が誰でも参加できるボランティア型の募金活動とする発案をした。まずは、「何かの力になれること」に関心を持って貰う為だ。すると予想外の数の生徒達が参加してくれた。参加してくれた友人達には、「自分が募金を呼びかける立場にたつと、より関心を持つことが出来るし気持ちも違う。また何か機会があれば参加したい。」と声をかけられた。私は嬉しかった。そして自分から小さな発信をすることが大事だと気づききっかけになった。

国際協力と聞くと、とても大きなことをするように思える。だが、まだ中学生の私が日本にいて出来ることは本当に小さい。しかし見方を変えれば、身近にきっかけを作る機会はあると思う。私はこれからも出来る限りのボランティアと小さな発信を続けていく。その上で大切にしたいことがある。それは現地の人の視点で考え、相手を尊重することだ。これはJICA海外協力隊としてジンバブエで活動された、中学一年の時の担任の先生から教えて頂いたことだ。相手の気持ちになって自分が力になりたいという思いやりの心が繋がって行くことで、世界中に笑顔になる人が少しでも増えてほしい。あの日見たフィリピンの子の目の輝きを胸に、両親や周りの人達に感謝しながら世界と繋がっていきたい。



たこ焼きには「世界」が詰まっていた!

〔大阪府〕

関西創価中学校 2年 武田 美紀子



「今夜は、たこ焼きパーティー!」

これは私の住む大阪では、多くの家庭でよく聞く表現で、端的に言うと、たこ焼きを、みんなで焼いて晩ご飯にすることだ。

「粉もの文化」と表現される大阪の食文化。中でも「たこ焼き」は、ソウルフードとも表現される大阪府民の一押しの食べ物だ。

私の父は、関東地方の出身なので、一家に一台「たこ焼き器」が備えられている大阪の「普通」には、とても驚いたらしい。そんな父も大阪に暮らすこと三十年、今では「たこ焼きパーティー」の一番のファンだ。

先日、家族でたこ焼きを作っていた時に、何気なく父が言った一言に私はとても驚いた。「たこ焼きの材料の中で、食料自給率百パーセントは、青のりくらいやで! たこ焼きは、世界に支えられているっていうことやな!」

大阪名物「たこ焼き」が、世界の国とのつながりの中で、作られていることに興味を持った私は、さっそく調べてみることにした。

いろいろな資料で調べると、「ソース」・「小麦粉」などのたこ焼きの材料で、自給率百パーセントは、青のりくらいだ。主役のタコについて更に詳しく調べてみることにした。

タコは国内の漁港でたくさん水揚げされている。でも、国内産のものは値段がすごく高い。実際に近所のスーパーで、その違いを調べてみると外国産と国産では、百グラム当たり百円もの値

段差があった。明石産のタコなどは、高級食材の扱いになっている。外国産のものは「モロッコ産」や「モーリタニア産」のものが目立った。この二つの国は、地図で調べるとアフリカ大陸の西部にある。たこ焼き文化は、遠く離れた西アフリカの国々から輸入されるタコの恩恵が大きいことを知った。驚いたことに、これらの国ではタコを食べる習慣がないそうだ。また、西アフリカのタコを日本の私たちが手に入れるには「冷凍保存する技術」「輸送の技術」「国家間でのルールを作ること」など、多くの人々の力が必要だ。たこ焼きに詰まっている人々の努力がすごすぎて、なかなか感動すら覚える。

一方で、タコを捕りすぎて、西アフリカの海で、捕れるタコが少なくなるという現象も起きているそうだ。日本は、かつて捕りすぎによる漁獲量の急激な減少を経験した。水産資源を持続的に手にしていくには、一定の制限が必要だ。日本の私たちは、そうした知識や技術を世界に伝えていくことで、与えてもらうことへの恩返しができると思う。

私の好きな言葉に「飲水思源」という言葉がある。井戸の水を飲むときに、井戸を掘った人の苦労や努力に感謝することの大切さを教えた言葉だ。私たちの生活は世界とのつながりの中で得た「モノ」にあふれている。そこに込められた「人々の努力」に思いを寄せるとき私たちの生きる「世界」は「感謝」でつながることができると思う。

たこ焼きには、「世界」が詰まっていた!



世界のために、ここから動き出す

〔愛媛県〕

新居浜市立別子中学校 3年 三浦 あすか



私は、別子山という限界集落の地域にある全校生徒十五名の中学校に在籍しています。私の家は、新居浜の市街地にありますが、小学六年生の頃、別子山に興味を持ち、別子中学校に入学し、寮生活をしています。

中学校で、別子山やSDGsについて学習しました。そこで気づいたことは、高齢化や過疎化の問題は、現在日本が抱えている問題ですが、途上国でも発展していくと、いずれ、この問題に頭を悩ませるのではないかということです。見方を変えれば、別子山は今、世界最先端の課題に直面していることになります。そう考えると、私たちが別子山活性化に取り組むことは、世界の未来のために、私たちができることなのだと思います。

そして、中学二年生の春、私はその課題解決のためにあることを思いつきました。それは、「地域の方と共に野菜を作ることで、地域の方と共に未来を創る」ということです。「野菜」と「未来」には、一見、何のつながりもないように見えますが、地域の方の野菜づくりに関する知識や経験と、中学生のアイデアや体力を生かすことで、地域活性化に向けて進んでいくことができると考えました。この考えの中には、SDGs17番目のゴール「パートナーシップで目標を達成しよう」があります。野菜づくりを通じて、お互いの強みを発揮し、別子山の地域課題を解決することができれば、私たちが世界に一つの道を示すことができると考えたのです。

中学三年生になった春、学校の先生方や地域の方にご協力いただき、「別子ファーム」という名前で野菜づくりに取り組みました。しかし、新型コロナウイルスの影響で、学校が休校と再開を繰り返し、スタートする予定だった四月もいつの間にか過ぎてしまいました。休校中、無理だと絶望したこともありましたが、報道で不安や恐怖を抱きながらも、前を向いて世界中のみんなのために頑張っている多くの方々の姿を見て、私たちも立ち止まらずに、前を向いて動いていきたいと思いました。そして、休校が明けた五月の下旬、ようやく「別子ファーム」を始められました。今では、野菜もすくすく育ち、地域の方と一丸となって取り組んでいます。

私は、「THINK GLOBALLY ACT LOCALLY」という言葉の大切さを「別子ファーム」を通して実感することができました。現代では、世界が抱えている問題を「他人事」のように見過ごしてしまっていることがあります。しかし、その問題は自分の住む地球で起こっていることです。そのことをしっかりと認識し、「自分事」として真剣に考え、行動することができれば、世界をよりよい場所にすることができると私は考えます。だから私は、「別子ファーム」から、別子山、日本、そして世界の課題を解決するアイデアを提案します。世界中の人々が今よりも過ごしやすくなる世界を創るために、あなたはどうか動き出しますか。



広島に住む私が考える平和とは

〔広島県〕

広島県立広島叡智学園中学校 2年 黒瀬 陽音



平和な世界を作りたい。この言葉は短いが壮大で深く難しい。これを実現するためにどれだけの人々が語り合ってきたことか。今回はこの言葉を広島という目線から見てみたい。

広島と平和の二つの言葉を聞いた時、日本人であれば思い浮かぶことは原爆であろう。社会の教科書には原爆投下からの復興をとげた都市として広島が記載されている。しかし日本以外の国の意見、原爆が投下された理由や背景については日本の教科書には記載されておらず、深く考える機会のないまま育つ人が多いように思われる。実際に私もそうだった。

中学一年生の時、私の学校では広島の教科書づくりプロジェクトという授業があった。このプロジェクトではアメリカの小学生と私たちが一緒になって原爆投下についての教科書を作った。何度も意見を交換し、改善して最終的にアメリカの小学生と私たち日本の中学生の双方が納得のいく教科書を作るというものだ。この教科書作りを通して気づかされたことが三つある。

まず、アメリカの小学生は広島の原爆投下による被害について知る機会が少ないということだ。最初にアメリカの小学生が教科書を作る時、原爆についての知識がなく一から調べながら教科書を作ったということを意見交流の場で知った。このことは広島に生まれ育った私にとってショックであり、原爆投下の実情やその後の経過について世界の人々にもっと知ってほしいと思った。

逆に私が知らなかったこともあった。日本の教科書では大きな戦争を終結させるために原爆を投下したアメリカの考えは記載されていない。ただ日本は原爆の被害者であるという記載はあるが、それは事実とは少し矛盾していることを日本人は知るべきだと思った。

そして、どんな理由で原爆が投下されたとはいえ、戦争は無残で残酷であることを知った。それでも今もなお原爆の開発や戦争は世界中で繰り返されている。

この教科書づくりプロジェクトが終わった後、オバマ前大統領の広島でのスピーチを読んだ。自国だけでなく相手の国のことも知る大切さがスピーチから読み取れた。人間の能力、可能性をひめている言葉だと思った。どう行動するかは私たち次第なのだ。

平和な世界は戦争をなくすことだけで実現するものではない。環境問題や少子高齢化の問題など、これから学ぶ中で平和というものをもっと多面的に捉えられるようになりたい。私は広島出身の人間としても、地球に住んでいる人間の一人としても、これからはずっと平和というものを考えていく。世界中の隣人と一緒に誰もが安心して過ごせる日が来ると信じており、それを実現できるかどうかは私たち次第だと信じている。

優秀賞

想いよ届け

〔香川県〕

高松市立山田中学校 2年 三崎 永遠



中学二年生になった四月から六月の間も新型コロナのため自宅での自粛が続いた。時間がたくさんあったので、いつもは見る事のないホームビデオを見ていると、七歳の時に家族で行ったカンボジアの映像が出てきた。そこではまだ小さい僕が現地の同じぐらいの年の子と紙飛行機を飛ばし合いながら遊んでいた。現地の子とも遊んだ記憶は少しあったが、実際に当時の映像を見て、いくつか気がついたことがあった。その二人の子は裸足で、空のペットボトルが入った袋を持っていた。そして着ている服も汚れている。学校には行っていないのだろうか。そこには一緒に遊ぶ無邪気な僕がいたが、あれから七年ぐらい経っており、自粛期間中の時間を利用してカンボジアについていろいろと調べてみた。カンボジアの貧困の現状、内戦があった歴史など。今日本で何不自由なく暮らしている僕だが、この時一緒に遊んだカンボジアの子どもたちは今何をしているのだろう。

三年ほど前から地域の活動としてフィリピンの恵まれない子どもたちに日本で使わなくなった文房具や生活用品を送る国際ボランティアをしている。自粛期間中には友達と協力して、古着を切ってミシンで縫い、自分たちで作ったマスクを送ろうと多くのマスクを製作した。今はそのマスクをカンボジアの子どもたちに送りたいと活動している最中である。古着を切って作ったマスクは、七年前カンボジアに行った時に、僕が着ていた服であった。もう小さすぎて着ることはできないが、まさかこのタイミン

グで自分が作ったマスクとして再びカンボジアに行くことになるとはビデオを見るまで気がつかなかった。新型コロナ感染拡大の今の状況では簡単に海外に行けなくなった。しかし、僕が作ったマスクがカンボジアに届き、あの時一緒に遊んだ子どもたちの手に届くようなことがあるとしたら、世界とつながれるような気がしてならない。今回自粛期間を利用して作ったマスクが少しでもカンボジアの人の健康に役立つことを願う。

今カンボジアの新型コロナ感染者数を調べてみると三百人ほどである。フィリピンでは二十万人以上の感染者が出ていることを考えると不思議である。検査を受けることができていないのではないか。学校にも行けない子どもたちがもし新型コロナに感染したらきちんとした治療が受けられるのか。あの一緒に紙飛行機を飛ばした子どもたちは元気に過ごしているだろうか。いろんなことを考えながら、僕は今学校に行けていることに感謝し、マスク着用や体温を毎朝計る新しい日常生活をもっと大事にしなければならなかったと思った。

いつか近いうちに僕たちが製作したマスクを持って、今度は少し大人になった僕がカンボジアを訪問し、そして現地の人にマスクを配っていきたい。同じ地球に住む者として、そして一緒に未来を作っていく仲間として、健康を大切に、ともに生きていきたい。

優秀賞

「世界へ羽ばたけ、日本のトイレ」

〔福岡県〕

福岡大学附属大濠中学校 3年 今西 由莉香



私は毎晩、家のトイレ掃除をしています。その理由は、昔からトイレには神様がいますと言われていたり、掃除を終える度に、一日の疲れた心まで浄化されるからです。家族からの「いつもトイレがピカピカで嬉しいよ。」という言葉は、私のやる気をさらに奮い立たせてくれます。

実は、私は外でトイレを使う時も、次の利用者のために、自分が入った時より、出る時の方が綺麗であるように心掛けています。こうした日本人の公共意識によるトイレの清潔さは来日外国人を驚嘆させています。また、公共トイレだけでなく、優れた多機能トイレやユニバーサルデザインのトイレが無料で使用できる事も世界では類を見ない事実ですが、それを普段意識している日本人はさほど多くありません。

世界一といわれる、清潔で便利なトイレが日本では利用されていますが、世界では不衛生なトイレからの細菌感染で一日に一六〇〇人の子供が死亡し、九億人近い人々が屋外排泄をしていると言われていたり、中には、衛生的なトイレの普及にあと四〇〇年かかると言われている国もあるほどです。また、世界の学校の三分の一には適切なトイレがなく、中学校の八分の一にはトイレそのものがありません。この事実を知った時、私は二ヶ月ほど前のある体験を思い出しました。学校があと十分ほどで終わるといふ時に突然、「本校のトイレは故障により今から使用不可です。」という校内アナウンスが流れたのです。故障の原因は

学校で行われていた工事に貯水タンクの水が大量に使われた事でした。幸い短時間で済み、困った生徒は少なかったのですが、もしこれが丸一日続いていたとしたら、全校生徒、職員を併せると二三〇〇人以上もの人達が大変な思いをした事でしょう。しかし、同じ地球上には、学校にいる間、ドアも仕切りもなく不衛生な場所で排泄をしなければならない同世代の子供たちがいます。彼らの中には、家にすらトイレがない子もおり、真夜中も遠い場所まで歩いていかなければなりません。進化を続ける日本のトイレ技術には、そのような状況を大きく変える力があると私は思います。その例として、水道設備不要の水洗トイレが挙げられます。トイレ内部に蓄えられた水で排泄物を流すと、汚水と排泄物を微生物が分解し、綺麗な水にして戻してくれるというものです。元々は災害用に開発され、二〇一七年の九州北部豪雨でも活躍したそうです。「日本のトイレは素晴らしい」とただ言われるだけではなく、素晴らしいからこそ、その技術を世界が抱える課題の解決に役立てるべきではないのでしょうか。

私は今晩もトイレ掃除をします。実は毎回十円の報酬を貯金しているのですが、先日、その貯金を世界のトイレ普及のために献金しようと決めました。その日から、貯金箱に十円玉が入る時の「チャリン」という音を聞く事が一層楽しみになっています。

審査員
特別賞

It's time to re-think poverty.

〔山形県〕

山形市立金井中学校 3年 高橋 苺梨



中学三年生になり私にも、進路に悩む夏がやって来ました。私の夢は世界中から貧困を無くすことです。小学生の頃マザー・テレサの本を読んで以来「私もこんな仕事がしたい!」と思いそれからずっと夢見てきました。私は世界で活躍する人材になるべく、高校では留学を考えています。しかし例年と何もかもが違う今年、受験生として改めて進路について考え直してみることにしました。以前母に「具体的にどんな仕事に就きたいの?」と聞かれた時、すぐに答えることはできませんでした。将来をただ漠然と考えていたのです。しかしこの夏、一本の映画との出会いをきっかけに考えが大きく変化しました。

『援助は本当にその国の為になるのか?』

これは発展途上国の人々を描いたドキュメンタリー映画の冒頭部分です。西インド諸島に位置するハイチでは、震災後三年経っても未だに支援米が届くため地元の米が売れず、農家が次々と廃業に追いやられています。またアフリカでも古着の寄付が行われることにより、盛んだった自国の綿畑はなくなり繊維産業が衰退している地域もあるといます。援助すればするほど無料の物が溢れて現地の人々が商売できなくなり、ますます貧しくなって援助から抜け出せなくなる。思いがけずこうした悪循環が生み出されていたのです。映画を見ている間、私は大きなショックを受け、そしてズキズキと心が痛むのを感じました。発展途上国の現実を何も知らなかったのです。だからこそ支援や援助が

貧しい人達の自立を遮ってしまう事があると知って驚きました。適切な支援でなければ意味がない。私はコミュニケーションの重要性を改めて感じました。支援される側が本当に求めている支援とは何なのか。どうしたら発展途上国が自立できるのか。未だ問題は山積みのみまです。

募金や支援は決して悪いことではありません。ただ皆さんの身近にある募金や支援の先にどんな世界が広がっているのかを知っていただきたいです。身近な募金や寄付活動に参加して満足するだけでなく、世界の問題を自分事として現地の人と直接コミュニケーションをとりながら外側からは見えない問題を見つけ出すことが大切なのだと思います。

この夏を通して、改めて留学したいという気持ちが強くなりました。もちろん不安もあるけれど、それよりも自分の知らない世界に踏み出してみたい。「可哀想な人達を救いたい」という目線ではなく、苦しむ人達と同じ目線で、同じ仲間として『一緒に解決する』ことを大切にして取り組み、歩んでいきたいと考えています。世界中の人達の笑顔が溢れ、誰もが夢に向かって自由に羽ばたく世界。私が夢見るこの世界は決してゴールではなく、よりよい未来をつくるための通過点だと思います。正直、国際協力や国連などまだまだ分からない事が殆どです。それでも世界を変える一人に成長するため今は目の前の勉強やボランティアに積極的に取り組みたいです。

審査員
特別賞

海を渡るランドセル

〔埼玉県〕

さいたま市立原山中学校 1年 安達 夢乃



一みんなの役に立てますように

そう願いを込めて、ピカピカになるまで布で磨いた。

六年間ともに小学校へ通ったランドセル。今、その真っ赤なランドセルは海の向こうへと旅立つ準備をしている。

二年前、私は一冊の本と出会った。そこにはアフガニスタンの子どもたちに日本で不要となったランドセルを贈る活動のことが書かれていた。また、子どもたちの日常の様子の写真も載っていた。

アフガニスタンは、政治・宗教・民族などの複雑な事情が原因で、長く戦争状態が続いている国だ。このため、誰もが学校に通うための鞆や文具を揃えられるわけではないようだ。また、貧しい家庭では兄弟全員が学校に通えるとは限らないという。教室は無く、石ころだらけの荒地に小さな黒板が一枚。机も椅子も無い。ランドセルが机の代わりだ。決して恵まれた環境ではない。しかし、子どもたちは家族のために学びたい、人の役に立ちたいと一生懸命だった。その姿に心が揺さぶられた。

同じ地球上で生きているのに、日本とは大きく異なる厳しい教育環境に胸が痛んだ。

学校に通うことができ、十分過ぎるくらいの文具を持っている。なのに、私は学習意欲や向上心が低く、学ぶことの意味を考えようとしなくなっていた。そんな自分を恥ずかしく思った。ここで自分が変わらなければ、この先もずっとこのままになって

しまう気がした。だから、自分のためだけでなく、人々の幸せのためにも学習に努め、学んだことを活かせるようになりたい。

私が小学校三年生の時に担任だった先生は、その翌春から二年間、青年海外協力隊の隊員となって、南アフリカ共和国で活動していた。知識と経験を生かして世の中の人のために役に立とうとしている先生は本当に素晴らしいと思った。私は、そんな先生に憧れている。

今の私には、先生のような大きな活動はまだできない。しかし、この真っ赤なランドセルを贈ることはできる。一人でも多くのアフガニスタンの子どもが学習でき、笑顔になってもらえたら嬉しい。

今回のことをきっかけに、これからも世界で起こっている様々な問題に目を向け、自分ができるところを探し続けたい。

海の向こうへ出発の日、私はこの真っ赤なランドセルを最後にもう一度背負ってみた。小学校の頃の楽しかった思い出が走馬灯のように駆け巡った。肩ベルトをギュッと握りしめながら心の中で、

「行ってらっしゃい。」

と言った。

「行ってきます。」

そんな元気な声が背中から聞こえた気がした。

審査員
特別賞

十四才の私にできること

〔埼玉県〕

学校法人佐藤栄学園栄東中学校 2年 小川 こはる



私の母は、ケアマネージャーという仕事をしている。高齢や病気、障がいなど何らかの理由で生活に支障をきたす人に、介護や医療などのサポートを結びつけて、その人らしく暮らすお手伝いをする仕事である。仕事をしていくうちに、社会から孤立している家族や、引きこもりの若者、働いても食べていくのに十分な収入が得られないなど、たくさん問題を抱える家庭と直面するようだ。自分たちに何かできることはないかと考え、今年四月に「とだっ子食堂」という子ども食堂を立ち上げた。残念ながら、コロナ禍にあり、今は食堂を開くことはできないが、第一歩として、学校給食で使われなかった多くの食材を配る、フードパントリーという活動を五月から始めた。私もその活動に六月から参加している。ひとり親家庭や生活に困っている子育て世帯を中心に呼びかけたところ、多くの反響があった。食材の他にも、絵本や問題集、文房具なども用意した。パントリー当日は、たくさんのお母さんと子どもたちが集まってくれた。その中には、一人で五人の子を育てているお母さんがいたり、あまり日本語が話せないお母さんもいた。私は配る手伝いをしただけだが、小さな男の子が重い物を一緒に運んでくれた。「すごく助かる。」

「ありがとう。」
と言ってもらえたことがすごく嬉しくて、疲れも消えていくような気がした。まだ活動には二回しか参加していないけれど、自分

の周りにも生活に困っている人はたくさんいることを知って、私にも何かできることはないか、考えるようになった。

子ども食堂の目的は、課題を抱えた人たちに地域の中での居場所をつくり、生きる力を育むことである。子ども食堂を他世代交流の拠点として継続的に活動することで、地域全体の力を高めることができるようになる。

今母たちは、大雨被害を受けた九州の食材を使って、「子ども食堂、食べて九州を応援するぞ。」と企業と相談しているようだ。

自分の身の回りで起きていること、日本で起きていること、世界で起きていることを知り、自分とは関係ない、私は子どもだからとやり過ごさず、自分に何かできることはないかを考え、行動に移す勇気を私も持ちたい。

今は、フードパントリーのお手伝いを続けようと思う。子ども食堂ができる時がきたら、子どもたちと一緒に遊んだり、勉強を教えあげたり、おしゃべりをたくさんしたい。学校の友達にも声をかけて、仲間を増やしたい。一時的ではなく、継続して活動に参加し、私自身も成長していきたいと思う。

審査員
特別賞

今、私にできること

〔東京都〕

江東区立第四砂町中学校 1年 荒木 愛海



私は二年前、登山に挑戦するため、祖父とネパールを訪れました。

そこで私は、六歳くらいの男の子に出会いました。男の子は私と目が合うと、私のもとにかけて来て、「食べ物か、ルピーをください」と持っていたバケツを差し出しました。私は、どうしたらいいか迷いましたが、その子のやせた細い腕を見て、思わずポケットの中のアメを渡しました。すると、男の子は、歯でアメを半分に分けて、半分だけ自分の口に入れ、残りは元の包み紙に大切にしまおうと、「これは妹にあげる」と言って、嬉しそうに帰って行きました。私は、その時の自分の行動が本当にそれでよかったのかと今もずっと考えています。

ネパールは、二〇一五年四月にマグニチュード7.8の地震が発生し、多くの建物が倒壊しました。私が訪れた旧王宮であるハヌマン・ドカも、震災復興の工事中でした。私は、その工事中の看板に日本の国旗とJICAのマークを見つけ、日本が支援していることを知りました。興味を持った私は、祖父とJICAの事務所を訪ねることにしました。

突然の訪問にも関わらず、職員の方がネパールにおける日本の支援について教えて下さいました。世界遺産である「カトマンズ盆地」にある多くの文化財は、ネパールの人々のアイデンティティーであり、大切な観光資源であるということ。そして、観光業はネパールの大切な産業の一つであり、こうした復興支援は、

ネパールの経済にとっても大切で、未来のネパールの支援になるということ学びました。

その後、私は街の中で多くの働く子ども達に出会いました。屋台で働く子、風船を売る少年、花を売る少女もいました。ネパールは近年、義務教育化され、十四歳以下の児童労働も禁止されましたが、実際は学校も先生も学用品も不足していて、農村や山岳部の子ども達の中には街へ出かせぎに行く子もいると祖父から聞きました。私はどうしたら、そういう子ども達が学校で学べるようになるのだろうかと考えました。その時、JICAの職員の方から聞いた「未来のネパールの支援」という言葉を思い出しました。私は未来につながる、継続的な支援をすることが重要なだと気がつきました。

しかし私は、あの時、あの男の子にその場しのぎのアメをあげる事しかできませんでした。その場限りだけでなく、継続的な支援とは何か。私は、それをもっと考えたいし、色々な事を知りたいと思いました。私は自分が望めば学ぶことができるのだから、その機会を逃がさず、大切にしていきたいです。

今、私にできること。それは、学ぶことです。そして、私がネパールで見たこと、知ったことを周りの人たちに伝えていくことです。



「“ガイジン”のない世界へ」

〔福島県〕

福島県立会津学鳳中学校 2年 中村 文彬



物心がついた頃には、私は既に「ガイジン」と呼ばれからかわれていた。

両親とともに日本人の私に、そのあだ名がついたのは不思議だ。親の都合で引っ越しがちだったことに加え、当時の私は顔が少し日本人らしくなく、言葉が遅かったことが原因だろう。そう呼ばれる度に、何とも言えない気持ちだった。今思えば、自分はいくまで「外側の人間」で、皆と同じ内側の人間にはなれないのか、と寂しい思いをしたのだろう。そして、彼らとの間にある壁は大きく、決して乗り越えられないもののように感じたのかもしれない。

去年の夏、私の家は初めてホームステイを受け入れた。受け入れたのは、香港の大学生だ。彼とコミュニケーションを取れるように、事前に必死で英語の勉強をし、香港について調べた。話題が尽きないように、質問を考えた。だが、どれだけ用意をしても不安だった。嫌われないだろうか、文化の違いが原因で不快な思いをさせないだろうか。私は、会ったこともない彼に、恐れを抱いていた。しかし、ホームステイではトラブルは起きず、私はいい意味で拍子抜けしてしまった。彼とは、英語で問題なく意思疎通を図ることができ、夕食の場では、日本のアニメや漫画の話で大いに盛り上がった。その後、彼と英語で楽しくトランプをした。彼に会う前は、私は過剰なほどの恐怖心を持っていたのに、彼が帰った後にはそんな気持ちは全くなかった。生まれた国が違う者同

士でも共通点は確かにあり、対話することができるのだ。壁が、少し低くなったような気がした。

去年のラグビーワールドカップの日本チームを見ていて、思ったことがある。チームのメンバーの中には出身地が日本ではない選手も多く、彼らの容姿は日本人とはかけ離れていた。しかしそのような選手たちも日本の国旗と私たちの期待を背負い、大会で健闘し、国歌も歌っていた。人種・民族とは、何なのだろうか？私の中の、日本人と外国人の区別が曖昧になったような気がした。そして、そもそも確固たる人種の壁なんてないことに、気づいた。

日本には現在二百八十万人以上の外国籍の住人がいる。彼らの中には、私が幼い頃に外人と呼ばれて感じた、疎外感と同じような気持ちを抱いている人は多いと思う。私は今後、「外国人」という言葉は使わないようにしましょう。これらの言葉は、日本人と外国人、自分たちと自分たちの仲間ではない外の人という分断を連想させるからだ。この誤った連想から抜け出すことで、人種・文化の壁は実は大したことはないのだと気づくだろう。未だ根強い差別はあるが、言葉に注意を払えば意識も変わる。悲しむ外側の人がいなくなることが、私の切実な願いである。もし偏った見方に固執し、狭い共同体の中から人を差別する内側の人になるなら、私は「ガイジン」であり続けることを選ぶ。



身のまわりでできるチャリティー活動

〔埼玉県〕

さいたま市立大谷口中学校 2年 豊田 朱莉



私は中学に上った冬に、ヘアドネーションをした。ヘアドネーションとは、がんなどの病気や薬の副作用で髪が抜けてしまった人に、人毛ウィッグを届けるものである。

私は昔から、クラシックバレエをやっており、発表会などで髪をシニヨン(お団子)にしなくてはならないため、バレエをやっていた時はずっとロングヘアだった。

中学に上がり、勉強や部活とバレエの両立が難しくなり、バレエをやめてしまった。昔からショートカットにすることにあこがれていた。その時、母からヘアドネーションをすすめられた。私は軽い気持ちでヘアドネーションを承諾した。

数日がたち、ヘアドネーションを受け付けている美容院に行った。

最初に専用の紙にヘアカラー・パーマを行ったことはないかなどをチェックしていった。チェックをおえると、いつも髪を切る時のように着々と準備されていった。

髪をとかし、何束かに結んでいった。私は他の人よりも髪量の多く、普通は四束ほどに分けるところを、私は五、六束に結んだ。美容師さんがハサミを構えて、次々と束になった髪を切っていく。

ショートカットになれる喜びと、ハサミの音で、心臓がとてもドキドキした。

切った束は丁寧に包装され、さっき記入した用紙と一緒に箱

へとつめられた。

ヘアドネーションをしてから数十日程たって、葉書が届いた。それには、『ありがとう』や『謝謝』、『THANK YOU』などのその他三十ヶ国以上のありがとうの文字が葉書いっぱい印刷されていた。それに加えて、ドネーションチャリティー団体のマークもあった。マークは、人から人へ髪の毛のような、虹のような架け橋でつながっていた。それを見て、私は世界の誰かを助けたような気持ちになった。

それから私は、学校の授業や、課題などで世界的な問題を調べる機会が増えた。

先生や、友達の調べた世界的な問題を聞く度に、ドネーションのように、身のまわりで解決できるものも多いと知れた。

一人の協力で、誰かを助けることができるのは、世界から見たら、蟻のように小さな事だけど、それが沢山の人のために広がって、沢山の人が救われるのは幸せな事だと思った。

これからも私は身のまわりでできる事に注目し、協力していきたいと思った。

国際協力
特別賞

世界の一員として

〔埼玉県〕

川口市立小谷場中学校 1年 林 宇凡



僕は小学一年生のころから募金をしていた。しかしそのころの僕はなぜ募金するのだろうと疑問に思っていた。

小学二年生へ進級した。募金をする理由はまだわからないままお金を送り続けていた。そのうち、なんとなくだが見えるようになってきたのだ。募金という物の大切さと重用性だ。ある日の夜調べてわかった。十円には二〜六じょうの薬に交かんできることが分かった。しかも一じょうで一〜二リットルの水をきれいにするなんて思いもしなかった。そう考えると、百円では二十〜六十じょう、千円では二百〜六百じょうと計算を続けた。いよいよ今日は募金する日。僕は昨日の夜のことを思い出しながら思いを込めて募金箱の中へお金を入れた。いつもなら重たいランドセルとを感じるものが今日はいつもより軽い気がした。次の日も、その次の日も、このことを思い出したたびに体が自然とはずむようになり、もっと募金がしたいなんてついつい思ってしまう。僕は店のあちこちで募金を続けた。

六年生を卒業して、ランドセルを送った。僕にとってランドセルは六年間の宝物だ。家の人から「もう六年間たっし捨てれば。」と言われた。しかし僕は抵抗していた。「何で捨てないの。」と、きかれたが、僕こうこたえた「ランドセルはぼくの六年間で一番の宝物なので宝物を捨てるわけにはいかない。」といった。ある日のことネットで「ランドセル」と調べた。色とりどりのランドセル。カッコイイ、かわいいなどのランドセルがあった。その中

でも一番目にとまったのは、海外の子供へ、いらなくなったランドセルを送るサイトだった。クリックして見たら「送りたい」という気持ちになったが、送るには千二百円ほどかかるそうだ。家の人に相談したら「いいよ」と言ってくれた。そして「ノートやえん筆や消しゴムなどを入れたら、もっと相手喜ぶんじゃない。」と言ってくれた。僕はさっそく準備をした。中にはノート五冊、えん筆二ダース、消しゴム十個と自分で書いた手紙を入れた。手紙はすべて英語で書いた。内容は、「僕の名前は林宇凡です。好きな食べ物はすいかです。ノートなどたくさん入れたので頑張ってお勉強してね。大切に使ってね」と書いた。送ってから二ヶ月後に手紙が送られてきた。僕はドキドキしながら手紙を開けた。内容は「ありがとう林くん。林くんのおかげで楽しく学校生活しているよ」という、うれしい言葉が書かれていた。手紙を見ているうちに自然と涙があふれてきた。そしてこの手紙は僕にとって第二の宝になった。

ランドセルや募金でこれだけのいい事をしたならそれと同じぐらいのいいことが返ってきた。これからも貧しい人のために、できることを全部していきたいと思った。

国際協力
特別賞

責任

〔長野県〕

長野県諏訪清陵高等学校附属中学校 3年 宮坂 亮慶



私は昨年度学校で行われた「深い学び実践講座」で水耕栽培について興味を持ち、実際に装置を作りました。学習を始めるにあたりSDGs(持続可能な開発目標)の十二番目の目標「つくる責任 つかう責任」にならぬ『「つくる責任 そだてる責任」を学ぶ』という目標を立てて学習を始めました。水耕栽培とは何かを調べる中で、作物の栽培に適していない地域や食糧難に瀕している地域で水耕栽培が利用できるのではないかと考えました。水耕栽培は天候に左右されずに一年中作物を栽培することができ、また、その土地に水だけあれば作物を栽培できるからです。しかし、追究、実験を重ねていく中でそれは難しいと感じ始めました。そのような地域の大半は発展途上国であり、水耕栽培の装置を導入したとしても、それを維持していくことが難しいと思ったからです。私たちが作った装置は比較的単純ですが、電気、養液そして大量の水を必要としています。しかし、発展途上国などではきれいな水が十分に手に入らなかったり電気が供給されてなかったりと様々な問題があります。また、規模が大きくなっていくほど構造が複雑になり、限られた人しか使うことができないという問題が出てきます。

この学習を通して、水耕栽培はたしかに食料をどこでも一年中栽培できるという点においては、現在の食糧問題を解決する上で有効な手段であるとわかりました。それと同時に私はその「どこでも」に限られた先進国などの裕福な国であるということ

も学びました。先進国のなんでも手に入るあたりまえが違う国では困難なことであるということ私たちは認識すべきだと考えます。私たちが「有効である」と勝手に決めつけ他の国に寄付、設置をしたとしても相手国に合わなければそれは相手側にとってはただの「もの」です。そのただの「もの」をどのようにして、欠かせない「もの」にしていくかが大切な事だと考えました。

この経験を通して私は、便利な装置を提供する側はそれをつくった責任を、種を植えた人は最後までそだてる責任をそれぞれが意識していくことが大切だと思いました。装置をつくった人は、その装置が最後まで有効に使えるように、そして現地の人、土地に合ったものにするという責任を負い、また、作物をそだてる人は最後までその作物をそだて、それまでに使用した資源等を無駄にしないという責任を負うと考えました。

これから私は他にも自分が負っている、負うかもしれない責任を考えながら、そしてその責任に対してどのような思いで取り組めばよいか意識しながら生活していきたいです。



心で伝える

〔岐阜県〕

大垣市立赤坂中学校 1年 高木 果歩



今、世界では約六千九百余の言語が使われています。自分とはちがう言葉話す人と思いを伝えあうには、どんな事が大事だと思いますか。言語を一から勉強して正しく話す事、もちろんそれも大切だと思います。しかし、もっと大切な事があるんです。これは、私の大切な友達が教えてくれました。

私には、ブラジル人の友達があります。小学校六年生の時にできた、私にとって初めての外国人の友達です。彼女と初めて会った時、私はすぐに友達になりたいと思いました。しかし、彼女と気軽に話したり、笑ったりできるようになるまでは、かなり時間がかかりました。彼女は、日本語があまり分からなかったからです。言葉が通じず、どうやって会話をすれば良いのか分からず、なかなか心の距離がちぢりませんでした。どうやったら友達になれるか悩んでいた時、私は思いを伝えるために一番大切な事に気付きました。これは、授業の発表の時間で知った事です。私は自分の考えを知ってもらうために、体を使って大きく感情を表してみました。「楽しい」「くやしい」「ざんねん」「うれしい」心と体を使って話していたら、なんだか楽しくなってきた、私の気持ちが伝わったのか、みんなが笑顔になっていって、ふと彼女を見ると、だれよりも大きく、笑っていました。ものすごくびっくりして、うれしくて、ここで私はやっと気付きました。今までは、口だけで伝えようとしていたからうまく伝わらなくて、心から伝えたいと思って話をすると、心と心で伝え合う事が出来たんです。ど

んな事も、伝えたい、伝わってほしいという気持ちを持って心で話す事が、なによりも大切だとようやく分かりました。私が心で話そうと思うと、きっと分からない事の方が多いと思うのに、彼女は一生懸命話してくれます。伝えたい、と心から思うようになったから、私と彼女がただの知り合いから友達になれたんだと思います。「心で話す」これが、思いを伝えるために一番大切なんだと気付きました。

最近、偏見や差別、暴力を受けた外国人のニュースを見ました。このような事を外国人にしてしまった理由には、言葉が通じなかったから、というものもありました。こんな悲しいニュースを見た時、いつも思います。その人は、本当に思いを伝えようとしたのかな、と。伝わらない、たったそれだけで、辛い思いをするなんて、あってはいけないと思います。

外国人と何かを伝えあいたいと思った時、一番の大きな壁になるものはきっと言葉だと思います。でも、本当に必要なのは言葉でしょうか。伝えたい、と心から思う気持ちさえあれば、花とも、木とも、鳥とも、今、日本の裏側にいる友達とも、世界中のどんなものだって思いを伝えあう事が出来るのではないのでしょうか。



Friendship

〔静岡県〕

学校法人静岡理工科大学星陵中学校 3年 馬飼野 朱李



「五秒に一人」私が偶然耳にしたその言葉は、五歳の誕生日を迎えられずに消えゆく小さな命のことだった。私たちが今こうしてテレビを見たり、お風呂に入ったりしている間に何人もの小さな子どもが命を落としているなんて信じられなかった。

私は図書館で一冊の本と出会った。黒柳徹子さんの『トットちゃんたちとトットちゃんたち』何気なく手に取ったその本が自分自身の将来を見つめるきっかけになるなんてこの時は思いもしなかった。

二〇〇一年に訪れたアフガニスタン、タリバンや内戦によりたくさん女性の夫を亡くしていた。そして何より、女性の権利が認められていなかった。私と同じくらいの女の子はオシャレをすることも、勉強することも、誰かを好きになることもできなかった。私にとっての当たり前は彼女たちにとって夢のようなことであつた。そんな状況の中でも、彼女たちは見つからないようにひそひそと勉強をしていた。大人たちがお金を出し合い女の子たちに教育をさせていたのだ。才能のある女性が自由を奪われて、家庭に閉じ込められてきたのを見てきた女の子たちの強い思いは私だけでなく多くの人々の心にも響くだろう。タリバンや内戦など大人たちの理不尽な行動に苦しみながらも一生懸命に生きる子供たちの笑顔は私の心を強くしめつけた。

いつ死んでしまってもおかしくない状況の中で、どうして貧しい子供たちは勉強をしているのか、同じ世界でこんなにも違う原

因は何か考えた時、根本は教育であるのではと気づいた。人を簡単に殺したり、物のように扱ったり、それはそんな大人たちが教育を受けてこられなかったからではないか。だから今の環境を整えると共に、子どもたちにはしっかりとした教育を、未来のために先進国が利害にとらわれることなく支援していく必要がある。

では私には何ができるのだろうか。今の自分の力では子ども達を直接助けることは難しい。だが、これからも自分だけが幸せな生活を送るなんて本当に良いのだろうか。知ったからこそ、何かできることがあるはずだ。助けることはできなくても心の支えになってあげたい。私は発展途上国の子どもに手紙を書くことにした。バングラデシュに住む女の子のパートナーとなり支援をしながら文通をしている。いつか、実際に発展途上国に行き、今度は自分の目で見て、自分の手で一人でも多くの子供たちが幸せになれるお手伝いがしたい。私が手紙を送ることで、自分の世界がもっと広がり、向こうの子どもたちも私の手紙を通して世界が広がってくれたら嬉しい。私たちはみんな地球という大きな船の一員なのだから。

国際協力
特別賞

遠い「ふるさと」を離れても

〔京都府〕

南丹市立園部中学校 1年 久保田 美優



「ふるさと。」眺めているだけで心が落ち着く見慣れた景色。かけがえのない思い出を想起させる空気感。そこで過ごす時間は居心地がよくて、自然と笑顔がこぼれます。自分が生まれ育ち、何ものにも代え難い大切な場所。そんな「ふるさと」があなたにありますか。

世界には約7084万人以上の人々が、自分たちが生まれ育った馴染みのある地を追われ、苦しんでいます。「難民」と呼ばれる彼らの半数以上が、私と同じ世代の子どもたちです。今もなお、先の見えないトンネルの中で、懸命に光を探しているのです。600kmもの道のりを、身も心もすり減らしながらも、一筋の希望を胸に、歩き続けている人々がいるのです。難民の人たちが何を思い、何を感じているのかに目を向けようと思ったきっかけは、私が新しく春から通うようになった学校での授業でした。

私にとっての「ふるさと」は北海道釧路市です。この春に、京都府の学校へと転校してきました。入学早々、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校となり、新たな環境下での戸惑いや不安もありました。学校に行くことがあたり前と考えていた私にとって、はじめての経験の連続でした。私にとってのあたり前が、いとも簡単に奪われてしまうことに恐怖すら感じました。

6月には学校が再開し、授業を通して「SDGs」について学びました。国連が採択した「持続可能な開発目標」とも呼ばれる、世界がつながるための取組です。SDGsの目標12「つくる責任つか

う責任」に視点をあてた、ユニクロの「服のチカラプロジェクト」が1学期にありました。私は、小学生の頃から北海道に住む仲間とともにこの取組に参加してきました。そして、今度は新たな仲間と、難民の人々の生活を、世界を少しでも変えるためには「中学生である私たちには何ができるのか」について、お互いの意見を出し合いました。世界で起きている人権にも関わる問題を解決することは、とても難しいことです。しかし、みんな真剣に問題について向き合っていました。「難民の子どもたちの写真は、どれも汚れていたり、サイズが合っていなかったから、家にある子ども服を寄付してあげよう。」「気持ちよく着てもらえるように、洗濯してから寄付しよう。」といった相手を思いやる意見が多く出ていました。新たな仲間とそして、世界とつながることができることに、気づくことができました。

「他人事ではなく、自分事。」これは、私がこれから生きていく上で大切にしたい考え方です。1人でも多くの方が、あたたかい心を持ち、自分事として行動することができれば、きっと世界は変わります。私たちの行動は、たとえ一粒の水滴であったとしても、水面から広がる波紋のように、大きな輪を描き、世界を変えることができるかもしれません。住む地域、国籍が違ったとしても、思いはきっと届きます。遠い「ふるさと」を離れても。

国際協力
特別賞

色とりどりの世界

〔大阪府〕

大阪市立港中学校 2年 石塚 美月



私は日本で育っていますが、在日中国人です。今回は日本人と違う立場で話していきたいと思います。

「国際理解」この言葉は、学校の道徳でも、ニュースでもよく聞きます。学校で話題になることもあります。最近では現在でも続いている新型コロナウイルスでも分かってきます。

最初は中国で発生した新型コロナウイルス、私が中国から帰ってきた時に世界のニュースになっていました。私は普段通りに学校へ行くと、思ったとおりにみんなが話題にあげていました。私の事を心配してくれたりする人もいれば、わざとではないけれども近づくなと言ってくる人もいました。そして世界全体に広まった時には、SNSアプリを見ていると、コロナに関する記事を載せているところがありました。コメントを見ていると、広まったのは中国のせいだと色々言われていました。中にもそれは違うよと言う人達もいましたが、私は誰かが悪いとは絶対思いません。悪いのはウイルスそのものです。私たちは今まで、色々なウイルスと戦ってきました。それなのに誰かのせいにするのは、ちゃんとその人の努力を見たのですかと思えます。見もしないで決めつけるのはちがいます。しかしこれはコロナウイルスだけの話です。

みなさんは、各国の悪いところしか見ていませんか。みなさんは結果を重視しているかもしれません。私ももしかするとそうかもしれません。その裏でのがんばりをみなさんはきちんと見ましたか。はたしてそれは国際理解になっているのでしょうか。

もちろん、それだけが国際理解ではないと思います。昔でも現在でも、人種の差別があります。黒人は白人よりも身分が下だということ、日本の江戸時代では士農工商という身分の差別、男尊女卑の地位、そのルールは違うと思います。歴史では黒人が奴隷だった、日本では農民が一日中はたらかされていた。今の私たちは考えたことはありますか。黒人がいるからこそ、今の生活ができる、農民が一命懸命はたらいてもらったから、武士たちは食事ができる。なのに今でもその差別が続いているのは違うと思いませんか。神様は世界を色とりどりにするために、肌の違う人々をつくったと思います。

国際理解とは、一人一人の良さがあると言うことを理解して、色とりどりの世界にすることを意識していくことだと思います。そのためにも、私たち自身がそう行動しなければいけないし、ボランティアなどに参加し、外国の良さなどを理解していけたらいいと思います。



靴の寄付から考えたこと

〔福岡県〕

久留米大学附設中学校 1年 田村 悠花



私は、小学五年生の時、学校の図書館でマラソンランナーの高橋尚子さんについて書かれた本に出会った。その本をきっかけに、高橋尚子さんがアフリカに靴を寄付する活動をしていることを知った。

その活動について詳しく調べてみると、目的はスナノミ症という病気を防ぐことだという。スナノミ症とは、スナノミという砂の中にいるノミが皮膚に寄生して、強い痛みやかゆみが現れる病気で、アフリカや中南米などに多く見られる。スナノミは皮膚内に卵を産み付け、血液などを栄養として増えていく。悪化すると足の切断などにもつながり、全身が弱って命が脅かされることもある。スナノミは高く跳ぶことができないので、裸足で歩いている人の足に寄生することが多いという。靴をはいていれば感染を防げる病気なのだが、裸足で過ごす人が多い地域ではスナノミ症にかかる人も多いそうだ。

私は、少しでもスナノミ症にかかる人を減らす力になりたいと思って、早速、サイズが合わなくなった私の運動靴を寄付することにした。靴をきれいに洗いながら、私の靴をはいてアフリカの大地を元気にかけ回る子たちを想像すると、私もうれしくなった。

だが、寄付した後で、ふとある思いがうかんだ。私が送った靴をもらった子も、成長して靴が入らなくなるだろう。その時、その子はどうするのだろうか。また足に合った靴をもらえるのだろう

か。ちょうどいいタイミングで、ちょうどいいサイズの靴が、その子にめぐってくるだろうか。もしかしたら、次の靴を手に入れるまで裸足で過ごし、その間にスナノミ症にかかってしまうのではないかと、自分のことのように不安になった。

全ての人が、寄付に頼らなくても自分で靴を手に入れることができれば、スナノミ症はもっと減らせると思う。そのためには、例えば、靴をつくる技術を伝えれば、寄付された靴を修理し長持ちさせることで、寄付に頼る回数を減らすことができる。さらに、みんなが経済的に豊かになれば、いつでも自分に合った靴が買えるようになり、スナノミ症を撲滅することができるのではないだろうか。

いまの自分には、靴を寄付することや、このような病気があることを周りの人に伝えることしかできない。しかし、いつかスナノミ症にかかって苦しむ人がいなくなるように世界を変えていきたいと私は思っている。私は日本に暮らしていて裸足で外を歩くことはないが、世界には靴を手に入れることができないせいで、病気にかかり苦しんでいる人もいる。私は将来、このような格差をなくすために、国と国との架け橋になるような仕事がしたいと思っている。



一万円の使い道

〔沖縄県〕

学校法人興南学園興南中学校 1年 又吉 詠子



今年の夏、夏休みに入る前に父と寄付やクラウドファンディングについて話し合いました。中学校入学祝いでもらったお金のうち、一万円をどこかの団体に寄付しようと父が提案してきたのです。

その時、私は、正直、自分のお金は自分で使いたいと思いました。私は、好きな本やマンガを買いだと思っていました。

でも、父に提案されたので、興味は無かったけど調べてみました。すると、さまざまな団体があり、いろいろな活動について知ることができました。

例えば、ある団体では、一万円寄付するとネパールで手押しポンプを設置することができます。五千円では、マラウイで家庭用トイレ二基を設置できます。毎月二千元を寄付すると、約十人の人々が清潔な水を飲めるようになります。清潔な水が飲めなくて、汚れた水を飲み、病気にかかって亡くなる人もいます。だから、清潔な環境が整っていると、命を救うことになるということがわかりました。

私は、今まで、清潔な環境があたりまえでした。でも、これはあたりまえではなく、清潔な水が飲めない人々が世界にはたくさんいると分かりました。

また、ある団体では、月額三千元から一人の子どもの親になれるそうです。親とは、遠い国の貧困で苦しんでいる女の子の生活援助をする人のことです。

なぜ、特に女の子を援助するのかというと、女の子は家事を任せられ十分に学校に通えません。だから、文字が読めなくて仕事に就けず収入がありません。暴力を受けたり、人身売買にまき込まれたりすることも多いそうです。

私が持っている一万円で三人の女の子を援助できます。援助する事で、学校に通えたり、十分なご飯を食べたり、夢をかなえたりすることができるかもしれません。

今の私たちは、あたりまえに学校に行って勉強することができます。生活に困った時は支援してくれる法律もあります。考えていくうちに、日本は命が保証されている国なんだと思いました。

今年の夏、「一万円の使い道」を考える事で、日本と途上国の違いや一万円の価値について考える事ができました。そして、貧困で困っている女の子の援助として寄付することに決めました。何気なく使っていたお金の使い道も見直そうと思いました。

途上国は遠い国で、私が援助できるとは思っていませんでした。でも、インターネットでいろいろな事を調べたり、実際に援助したりすることができる事がわかりました。

これからも、身近な問題として考えていきたいです。



世界の生理事情から考えるSDGsの達成とは

〔東京都〕

玉川聖学院高等部 3年 藤林 彩乃



私たち女の子には一ヶ月に一度憂うつな日があります。それは生理です。突然始まってしまった時にナプキンを持っていなかったら、友達にもったり、お店で買わなければなりません。日本では質の良いナプキンが低価格ですぐに手に入り、学校や仕事に行くことも出来ます。では外国はどうなのでしょう。私は昨年、インドから来日した留学生と友達になりました。二人で一緒にお茶を呑んでいた時に彼女が生理になってしまったのです。私は持っていたナプキンを渡しました。処置が終わり戻ってきた彼女は、そのナプキンの質の良さに感動し、インドの生理事情について話してくれました。インドのある地方では宗教上、生理中の女性は汚れたものとされていて、台所で料理をすることも家の中で寝ることも許されずベランダで寝るとのこと。また多くのインドの女性たちはナプキンが高額の為、購入できません。お米が1kg31円に対しナプキン20個入りが217円。だから不衛生な古い布をナプキン代わりにして処置する為子宮の病気や感染症で苦しんでいるのだそうです。

2015年9月国連総会で2030年までに達成すべき17の維持可能な開発目標SDGsが採択されました。その中には全ての人に健康と福祉を。世界の妊産婦の死亡率を10万人あたり70人未満に減らすとゴール3に記されています。しかし現在、開発途上国の妊産婦死亡率は依然として先進国の14倍にのぼります。それは恐らく医療の発展の遅れに加えて生理中の不衛生による子宮環境の悪化が強く影響しているのです。生理現象は誰にでも起こるにも関わらず、生まれた国によって格差があるということを知ったのはインドの留学生から学びました。

ある日私は通学路で布ナプキンの専門店を見つけました。布ナプキンは繰り返し洗って使える為衛生的です。日本全国の女性12歳～50歳の人口は約2840万人。一人あたりのナプキンの年間使用枚数を240個とする

と、日本では68億個のナプキンが使用されることとなります。もしも使い捨てナプキンを皆が使ったとすれば、年間5万5000tのゴミが出る計算です。しかも使い捨てナプキンの主な素材は石油由来のものから作られている為、使い捨てる度に地球の沢山の資源を使っては捨てていることになるのです。勿論ゴミを焼却する際にも多くのエネルギーを使います。繰り返し使える布ナプキンは地球の貴重な資源を大切に使うことにも繋がるのです。

でも2030年まで、あとたった10年しかありません。今こそSDGsの達成に向けて私たち高校生も行動する時が来たのです。私の通っている高校では、この9月に家庭科の授業で生理用布ナプキンを作ることになっています。私の学年は約200人在籍している為、少なくとも200枚の布ナプキンが完成することとなります。それを国連と連携を図り開発途上国に送りたいのです。文化によって男性に生理のことを言えない国の女性も沢山います。だから青年海外協力隊の女性に布ナプキンを届けてほしいのです。それにより全ての世界の女性の生理ライフが平等化され女性の社会進出も期待出来ます。

そして、日本国内でもこの布ナプキンを普及させる為、小学校の家庭科や保健体育の授業でも取り入れるべきです。子どもの頃から教えられることにより生理に対する理解を深めることが出来るでしょう。

現在の小学三年生が成人を迎える年が2030年です。先進国の中でも早いスピードで人口減少が起こる日本だからこそ、未来を担う私たちは世界の価値観を共有し、行動していく必要があるのです。

それが環境や開発に関する持続可能な開発目標SDGsの達成に繋がるのです。

高校生の部

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020 優秀作品集



ディスタンスがあってもできること

〔東京都〕

聖心女子学院高等科 2年 小崎 真乃香



コロナウイルスが感染拡大しているから、海外に行けなから、まだ高校生だから。このような状況では、私に出来ることは何もない。心の奥底で自分を束縛し、何も行動を起こすことが出来ない自分を正当化しようとしていた。そんな自分にもどかしさを感じたのは今から四ヶ月前、コロナウイルスによって世界中が震撼していた時のことだった。

今夏参加予定だった、カンボジア訪問のプログラムの中止も学校から伝えられた。現地を訪れない限り、自分にとっては未知の国だという意識の隔たりをなくせないと考えていた私は、冴えない気持ちで、家で医療従事者の方々の報道を見ていた。休む暇もなく、感染リスクに晒されながらも、てきぱきと働いている姿。それは、休校中で毎日を家で何となく過ごしていた私とは対照的だった。医療に無力な私に出来ることは何だろう。大変だね、と見ているだけでなく、私にできる最大限のことをやらなくてはならない。心の底から突き上げてくる使命感に動かされ、看護師の方による動画を観て、試行錯誤でポリ袋を使った防護服の製作を開始した。

製作した二百着は医療機関等に寄付した。衛生面への配慮等、苦勞もあったが、助かり励みになった、との声を現場から頂いた時は涙が出るほど嬉しかった。その後日本では防護服が充足しつつあると聞き、胸を撫で下ろした。だが、その時ふと私の頭を過ったのは医療体制が脆弱な発展途上国のことだった。

発展途上国に行ったことはまだないが、将来世界で助けを必要とする人々のために働く職に就きたいと考えている私は、模擬国連の活動で、発展途上国の実状を勉強したことがあった。そこで学んだ、発展途上国の中には頭脳流出等によって医療従事者が不足し、医療体制が整わないという問題を抱える国々があるということがその時思い出されたのだ。基本的な医療体制さえ整っていない国で、コロナウイルスが蔓延したらと想

像すると、たとえ直接自分に関わりがない国のことだとしても、見て見ぬ振りをしてはいけないという思いが込み上げてきた。必要とされているならば、防護服が不足している国に防護服を届けたい。しかし私には、どここの国で防護服が足りていないのか、そもそも手作りの防護服の需要があるのかが分からなかった。JICAや外務省、大使館等に問い合わせ、多くの方にアドバイスをいただき、カンボジア国立母子センターで寄付を受け付けてくださることに決まった。私一人では作れる数に限りがあると考え、学校で防護服製作を手伝ってくれる有志も募り、十名超えの有志と、カンボジアと東京都に寄付するために製作を続けた。寄付先の院長の方が到着を楽しみにしてくださっている中、無事防護服を発送した。自分がまだ訪れたことのない場所の、会ったことのない人々の役に立てるかもしれないと考え、現地に行くことができなくてもカンボジアの人々との強い心の繋がりを感じ、彼らとの距離が縮まったと感じた。そして小さな寄付にも関わらず、私達の防護服を受け入れてくださったことへの感謝と、いつかカンボジアを訪れて、自分の肌で現地のことを知りたいという気持ちがより湧いてきた。

今世界中で、コロナ対策として、人と人との物理的距離をあける、ソーシャルディスタンスが重要視されている。一方、意識的に人と人との非物理的距離を縮めていくことも必要だと言われている。私は、何事も傍観するのではなく、たとえ現地に行けなくても、自分と社会、また世界との距離を縮めるために自分に出来ることを模索することが、今後より重要になってくるのではないかと考えている。その手段は寄付や、国際問題を学ぶ等、一様ではないと思う。私はできることに制限があったとしても、自分にできる方法で、これからも日本、そして世界の人々との心のディスタンスを積極的に縮めていきたい。



私と世界の接点

〔福岡県〕

明治学園高等学校 2年 目 淑乃



私は小学四年生から自治会の行事ボランティアとして積極的に活動してきた。だが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、何もかも中止になってしまった。

コロナ禍でもできるボランティアはないだろうか。オンラインで行えるボランティアなら、大丈夫かもしれないと考え、ベトナム人に日本語を教えるボランティアを探し当てた。

なぜ、ベトナム人にだけ日本語を教える教室があるのか不思議に思った。調べたところ、ベトナムでは、学校教育での第一外国語が日本語で、賃金が高い日本で将来働くことを推奨しているらしい。現在、日本語の習得が不十分な状態で日本に来て日常生活に苦戦するという現状があるという。

夏が近づくと、近所のゴミ置き場に、収集が終わった後でも、ゴミ袋がたくさん残っていることに気がついた。違反ゴミのシールが貼られている。放置されたままで誰も片づけようとしないうちに悪臭がひどくなる。このままでは大変なことになる。時々周囲の方々と一緒にそのゴミ袋を開けて、処理をした。中身はひどいものだった。缶、ビン、ペットボトルが全く分別されておらず、中身が残った状態で、そこに蟻が群がっていた。

この夏の間、私たちが何回片づけても、違反ゴミは毎日のように現れた。ゴミの分別方法が間違っているのに、なぜ気がつかないのだろう。呆れるのを乗り越えて、怒りがこみ上げてきた。

ある時、近所にベトナムの方が複数いらっしゃると聞いた。もしかしたら、ゴミに関する日本語が理解できず、市のゴミ分別マニュアルを見ても分別方法が分からないのではないかと想像してみた。

市のマニュアルには、外国語版として英語、中国語、韓国語があるが、ベトナム語のものはない。市に問い合わせると、ベトナム語での問い合わせに答えられるシステムがないとのことだった。唯一、ゴミ置き場に提示す

る曜日ごとの収集品目表にベトナム語版があることを知り、早速もらってきた。

しかし、これだけでは解決にならない。他の都市部の自治体ではベトナム語版のゴミの出し方マニュアルがあり、インターネットで公開されている。これらを参考にしつつ、翻訳サイトを駆使して、ゴミの分別方法をベトナム語で解説したプリントを作った。自治会の役員さんにも見ていただき、ベトナムの皆さんの住むアパートのポストに入れることにした。直接会う機会もないし、ベトナム語を話せるわけでもないのですがこの方法が最適であると考えた。その次の週から、違反ゴミが全く出なくなった。

私たちが困っていたのと同じくらい、ベトナムの皆さんもきっと困っていたのだと気がついた。どうしてゴミ袋を収集してもらえないのか、と。私たちは日本人ばかりの中で暮らしているせいで、日本語をあまり理解できない人がいるかもしれないことに意識を向けることを知らないまま生きてきた。なぜ、これが分からないのかと相手の非を責めようとしていた自分がとても恥ずかしくなった。

日本人は、ほとんどの人が日本語しか話さない。日本は日本語以外の言語があまり通じない国である。その日本で暮らす外国人は以前に比べてずっと増えている。日本語を勉強しようとして来ている人ばかりではないのだ。必要に応じて、外国語の表示が必要である。それと同時に日本語を分かってもらおう努力が必要だと思う。

また、私たちは今必要とされる言語に興味を持つべきだ。学校で習う英語は、日常全く使わない。身近で必要とされる言語を学べば、必ず誰かの役に立つことができるのだ。

この一件の後、日本語のボランティアの時間になると、私は今まで以上に責任感を持って先生役を務めるようになった。世界の中のほんの小さな私の私にでも、できることがひとつ見つかったのだから。



貧困問題の解決にむけて一私にできること

〔群馬県〕

群馬県立大泉高等学校 2年 小内 愛美



とある光景を見た。車や人が行き交う道ばたに、たたずむ集団。見るからにみずぼらしい服装だ。台車には、高齢の女性が寝転がっている。まだ足もおぼつかない女の子は、びりびりに破けたタンクトップを着ている。二歳くらいだろうか、一人、集団を離れ、人混みへと消えていった。ここは、日本ではない。三千七百公里メートル離れたフィリピンだ。

私は、日本だけでなく、フィリピンにもルーツを持つ。祖父母の墓を訪ねて、フィリピンの地を踏んだ。ここでは、こんな光景は日常だ。自分の家はないのだろうか。経済状況はよくなっていると聞くのに、可哀想だと思った。その場では私にできることは何も思い付かなかった。ただ、その光景を見ていた。

周りを見渡すと、信号で停車している車の窓にノックしている子どもがいる。その手には、花束、お菓子、魚……。母に聞けば、母も幼少期にはそうやってお金を稼いで、生活費を工面したと言う。そうしているうちに、私の乗る車にも少女が訪ねてきた。ドキッとした。母は、少女から花を買った。

日本で「貧困」という言葉は、よく聞く。しかし、これほど当たり前のように子どもがお金を稼いでいる姿は見かけない。子ども達にとって、金銭を稼ぐより学業に励む方が、有るべき姿だと私は思う。勉強をして、スキルを身につけ、多様な視点を育て、そうやって子ども達が、この先の社会を豊かにしていくものだ。この酷な状況を変えたいと私は思った。世界には、裕福な人と貧困にあえぐ人に、圧倒的な格差がある。私一人が、現状を訴えても無駄なあがきにも思える。しかし、世界にいるのは私一人ではない。この世界にいる一人一人が考えを巡らせれば、状況は変わるはずだ。

私は、看護師になりたいと考えている。国境なき医師団に入りたい。

フィリピンの人々が幸せに生きていくために、まず必要なことは生命の維持だと思うからだ。フィリピンには、飢餓や栄養失調が原因で病に冒され、苦しんでいる人が多くいる。貧困にあえぐ人は、体調より生活を優先する。自分や家族の不調には、気づかないふりをする。そんな余裕はないからだ。子どもであっても、老人であっても、その日を過ごすためのお金が第一なのだ。それを救うことができるのが、国境なき医師団だ。国境なき医師団とは、医療団体ボランティアで、貧しくて病院に行けない人を医療で助けている。独立・中立・公平な立場で医療・人道援助活動を行う民間・非営利の国際団体だ。直接的に貧困問題を解決しているわけではないが、こういった活動に参加、協力することこそが、一個人として私にもできる貧困に苦しむ人を助ける手段だと思っている。

フィリピンの貧困問題を解決するためにとって、自分の将来を考えたとき、ふと「自分は偽善者なのではないか」という考えが頭をよぎった。しかし、フィリピンで見たあの光景を思い出せばそんな考えは、すぐに消し飛んだ。偽善でも何でも、「人の役に立ちたい」と思って行動することは、間違いではないはずだ。

私の活動が誰かを救うかもしれないと考えたとき、私は自分を誇らしく感じた。それと同時に、自分のやらなければならない努力を楽しみに思った。私が看護師になり、国境なき医師団を目指すためには、勉強も学校生活も、精一杯の努力が必要だと思う。それでも目を閉じれば、フィリピンでの光景は生々しくよみがえる。そのたびに、私は自分を奮い立たせることができる。私ひとりではできないことでも、一人一人が自分にできることを考えていけば、貧困問題にも立ち向かえるはずだ。私はその一人として、フィリピンが、「貧困」という言葉と無縁になるように、自分にできることを考えていきたい。

優秀賞

願いが叶うお守りで私があなたの願いを叶えたい

〔神奈川県〕

学校法人翔光学園横浜創学館高等学校 2年 山本 梨花



ある日、雑貨屋さんでかわいいミサンガに出会いました。願い事がよく叶うということで、私は迷わず購入しました。購入時、店員さんに「あなたも五百円で買ってくれたミサンガで、インドの子どもたちに給食を三十食分も支給できるのよ。いい買い物をしたわね」と言われました。袋を開けると、ミサンガの他に「アプーキー・セヒュー・キー・リー・ダンニャワード（買ってくれてありがとう）」と、ヒンディー語でお手紙が入っていました。学校でフェアトレードの勉強をしていたので、「これはもしかしてフェアトレードのようなものなのかな、国際協力が繋がっているのかな」と疑問に思い、このミサンガの袋に印字されていた「チーム・ピース・チャレンジャー」に連絡を取り、色々とお話を伺うことにしてみました。

チーム・ピース・チャレンジャーは二〇〇七年設立。インドをはじめ、パングラデシュやネパールの貧困地域へのボランティア活動やスタディツアーを開催する、国際協力NGO団体です。この団体の取り組みの一つとして、現地の子どもたちにミサンガの作り方を教え、作ったミサンガをチーム・ピース・チャレンジャーが日本へ持ち帰り、店頭で販売し得た収益で現地の子どもたちに給食する「ランチプロジェクト事業」があります。この事業はインドのブッダガヤという小さな農村で行われています。ブッダガヤは釈迦が悟りを開いた「仏教の聖地」として知られる観光名所ですが、実はインドの中でも貧困率がとても高く、餓死する人も珍しくない地域だそうです。また、治安の悪さ等で、政治や国際機関からの援助を受けるのも難しいのが現状です。しかし、インドの子どもたちの目は輝いています。実に嬉しそうにご飯を食べ、勉強しています。未来に希望を持っています。

けれども、人手や資金の都合上、全員を賄うことは困難です。現地に行きたくても、応援をしたいのですが、この情勢、今の私にはミサンガを買うことすらいしかできません。

私は今、横浜市の学習応援・子ども食堂でボランティア活動をしています。実は、こんなに何不自由なく生活できる日本でも、七人に一人の子どもがともに食事をとることが出来ない現実があるのです。「お腹いっぱいにご飯が食べられない」「毎日一人でご飯を食べる」「勉強する場所がない」——こんな寂しい現実が日本でも起こっているのです。

しかし、子ども食堂に来る子どもたちは毎回キラキラした笑顔で、人懐っこく、気さくに話しかけてくれます。「大きくなったら看護師さんになりたい、ケーキ屋さんになりたい」と夢を語ってくれます。ブッダガヤとは違う境遇かもしれませんが、こうやって居場所を作っている子ども食堂は、この子たちにとって心の拠り所なのだと感じます。しかし、こども人手や資金が圧倒的に足りません。

SDGsの目標に「貧困をなくそう」が掲げられているように、次代を担う私たちが意識して貧困問題を解決するための持続可能な取り組みを創出し引き継いでいかなければなりません。先述のように、人手や資金が足りない状況を改善するには、興味を持ってもらい、それに対して支払いたい・参加したくなるような仕組みを考え出すことです。例えば「NGO法人がアパレル業界のブランドとコラボして、フェアトレード商品をつくる」等、既存の仕組みを組み合わせるコラボレーションさせる方法が良いと考えます。これなら私の友達も商品を購入するでしょう。他にも、「貧困地域で制作した草や竹の環境にやさしいストローを販売し、脱プラスチックを謳い、エシカル消費を促す」、「ふるさと納税を世界に拡大させ、返礼品として貧困地域の伝統工芸品を扱う」等です。いずれは自分自身も社会に対して大きな力となれるよう、経済や外国語の勉強をし、「未来ある子どもたちの助けになり、願いを叶える」という夢を追いかけたいです。このミサンガに願いを込めて。

優秀賞

半径5メートルから

〔海外〕

D'Overbroeck's College 2年 近藤 理紗



昨年9月20日金曜日12時20分。私はジョージ通りでバスを降りた。あちらこちら「気候の変動に対していま行動を」という声がある。私は学校の屋体みと4時間目の外出許可をもらいオックスフォードの「クライメート・チェンジ・プロテスト」に参加した。これは、グレッタ・トゥーンベリさんの活動にもとづく金曜日に行うデモで、気候変動に対する具体的な政策を行政に求めるものだ。

私は父の仕事で3年前に英国に来た。英国の夏は涼しいと聞いていたがそれはウソだった。一昨年は42年ぶりの熱波を、昨年は史上2番目の猛暑を体験した。英国では公共交通機関、公共施設、一般家庭に冷房は無い。このまま地球温暖化が進めば、真夏の首都は機能しなくなると思い、デモに参加した。

デモには複数の環境保護団体が参加していた。私が驚いたのは一般参加者の多さだ。お年寄りから親子連れの小学生まで、世代も国籍もさまざまだった。それは、今年11月にグラスゴーでCOP26(第26回気候変動枠組条約締約国会議)が開催予定であったことが大きい。英国は脱炭素化に動き始めたことでより注目を集めていた。もう一つ感じたことは、人種に関係なく参加できたうれしさだ。そして、この金曜日に、世界各地で同じようなデモがあるのだと思うと、まるで自分が世界とつながっている気持ちになった。

それから半年後の今年3月25日。コロナウィルスの流行により都市封鎖が始まった。生活が一変した半面、ロンドンでは青空が増えた。英国リーズ大学のフォスター教授父娘の研究によれば、二酸化炭素や窒素酸化物の排出は、4月1日の時点で、昨年よりも1割から3割減少したそうだ。しかし、今回のような世界規模での人間活動の縮小を毎年行い続けられない限り、2050年には地球の平均気温は1.5度以上上がる見込みだ。実際の体感温度は1.5度の倍以上だそうだ。

都市封鎖のような状況を世界中で毎年行い続けることは不可能だろう。かといって何もしなければ、体温よりも高い夏を過ごすことになるのは私たちだ。だから、猛暑や局地的な豪雨、台風の大型化といった気候変動は、勝手な現象ではなくて、全て人間の経済活動の反映だということを知り、30年後も50年後も地球で生きる若い世代こそ認識するべきだ。さらにいうならば、経済活動の主要な担い手でない私たち中高生だからこそ、経済よりも環境を優先させる行動を、何か1つでも始めるべきだ。自宅待機ができたなら、前とはちがう行動や消費パターンも築けるはずだ。

私はこの9月から3つの行動をおこす。1つ目は、学校の給食の改善だ。宗教上の理由が無くてもベジタリアンランチを選べるようにしたい。多くの人が菜食を導入することは家畜の飼育のエネルギー消費をおさえ、地球温暖化の対策に有効だ。2つ目は、気候変動で特にきびしい状況にある人への間接的な支援だ。巨大台風や洪水によって被害を受けた貧しい人々へ支援活動を行っている、オックスファムという団体がある。私は今年1月からそこでボランティアを始めた。都市封鎖で中断したので、9月からの学校再開と共に、ボランティアも再開したい。3つ目は、必要な物しか持たない生活だ。私は安くても可愛いパーカーが大好きで、お店で見かけたには買っていた。数えたら12着もあった。しかし全部は着ていない。原料の綿花の栽培には大量の水を消費することからも、このような自分が満足するためのだけの買い物はもう辞めたい。

英国では今もデモ活動は禁止だ。各個人が自分の場所で行動をおこす時なのだ。自分の場所、それこそ、「自分の半径5メートル」の世界から、小さくてもよいから行動パターンを変えていくべきだ。私が、学校の食堂でベジタリアンランチを選ぶとき、あの時一緒に進んだ名前も国籍も知らない人たちと、心でつながっているのかもしれない。

審査員
特別賞

絵本でつながる私と世界

〔岩手県〕

NHK学園高等学校 2年 大友 理緒



私は物心ついた頃から絵本に囲まれて育った。色彩豊かな挿絵、母の口から発せられる美しい言葉のリズム、そして絵本一つ一つが持つ世界観に夢中になった。すぐに私は絵本が大好きになった。そして保育園年中の頃から母と一緒に、絵本をアジアの貧しい国々に送る活動に参加するようになった。日本で出版された絵本に翻訳したシールを貼り、支援を必要としている国の図書館や学校に送るという活動だ。

初めは自分で絵本を作っている感覚を覚え、それがたまたま嬉しく、楽しただけだったが、小学生になると、自分が行っているこの活動が、自分以外の誰かのためになっているのだという意識が芽生えてきた。この活動で私は世界とつながっていると思い始めた。

絵本には、字が読めなくても、挿絵を見て想像しながら読むことができるという魅力がある。たとえ満足に教育を受けられない子どもたちでも、絵本を読みながら想像力を働かせ、夢を思い描きながら勉強し、読み書きを習得する手助けにもなる。また、絵本を通じて子どもたちが集う場所は、仮にそこにいる時だけであったとしても、子どもたちを児童労働や搾取、虐待から守る役割を担っていると私は考えた。

中学、高校になると、この活動への情熱は増していき、日本で絵本を作るだけではなく、現地に行き行って直接的な支援を自分の目で確かめたいと強く思うようになった。この活動を始めて十二年が経つうちに、自分の視野が大きく広がり、この活動の意義の深いところまで理解できるようになったことで、私の意識は変化した。

「絵本を届ける活動を通して、人としてもっと成長したい。」と思った私は、フィリピンで行われている絵本の読み聞かせボランティアに、今年の夏、参加することを決意した。フィリピンでは幼稚園から高校まで義務教育となっており、公立学校は授業料が無料だ。しかし、文具や制服、お弁当などの出費が続き、学校に入学してもドロップアウトしてしまう子ども

が多い。中退者の割合は、小学校では三十パーセント、中学校では五十パーセントにも上る。学校に通うことのできない子どもたちの役に少しでも立ちたいと思ったが、一人で日本から出て、ボランティアをするのは初めてのことだ。不安と期待でいっぱいだった。私にとって、とても大きな決断だった。

いよいよという時、新型コロナウイルスの世界的流行により、渡航を断念せざるを得なくなった。現地に行けなくなり、意気消沈していた私に母が掛けてくれた「誰かのために何かしたいという気持ちがあれば、どこにいても何だってできるよ。」という言葉に背中を押されて、日本にいても自分にはできないだろうかかと模索し始めた。そしてこの活動を同世代の高校生に広めようと思った。この活動をもっとたくさん若い人にも知ってもらいたい、フィリピンの子どもたちのために何か行動したいと思ったからだ。現在は絵本の翻訳製作会を開くために数名のクラスメイトと準備をしている。

私は絵本を届ける活動を続けてきて気付いたことがある。それは、子どもたちの心を育てることの大切さだ。学校の授業を受ければ知識を身に付けることができる。しかし知識があっても、その知識を誰かのために、未来をより良くするために使うことができなければ意味がない。SDGsの取り組みもあり、近年、発展途上国での学校建設や教師の育成、教育制度の整備が進んでいる。それはとても素晴らしいと思うが、知識を得ることと合わせて、豊かな心、思いやりや共感する力を育てることも、将来その地域、国を担っていく子どもたちに必要だ。そして絵本には、それらの手助けになる力があると私は信じている。今、私にできることは小さいが、これから先も絵本を届ける活動を続けていくことで、私自身や子どもたちの将来につなげていきたい。

審査員
特別賞

力をつけたい

〔滋賀県〕

近江兄弟社高校 2年 岡 さくら



大きなドクロのイラストと共に「DANGER!! LANDMINE!!」と書かれた赤い看板。その先に広がる地雷原を前にして考えた。この大地に一歩、足を踏み入れるだけで下手したら死ぬ。死の大地を前にして一瞬、恐怖で時が止まった。この時初めて、戦争が終わっていないことを実感した。

昨年の夏、私は地雷をテーマとした研修でカンボジアへ訪れた。きっかけは一冊の本だった。その本には、地雷、不発弾、孤児院といった、私が普段目にしない言葉が並べられていた。想像をはるかに超える苦難を知り、同じ世界の出来事だと思えなかった。一九七〇年から二〇年近く続いた紛争が今のカンボジアにどのような影響を与えているのか自分の目で確かめて、知るべきだと考えた。

現地に着き、地雷処理活動の様子を間近で見学した。地雷原の臭い、心臓が止まるかと思うぐらいの爆発音、そしてただならぬ緊張感。文字からは伝わってこなかったリアルがひしひしと伝わってきた。これがカンボジアの日常だと思うと戦争が残した爪痕の深さを改めて感じた。

研修中、私は孤児院に宿泊した。衣食住に困ることなく、たくさんの支援物資に囲まれて生活している子供たちを見て驚いた。しかも、日本語で話しかけてくる。カンボジアは長い年月を経て、支援や質の高い教育が行き届いているのだと思った。だがそれは大きな間違いだった。孤児院で生活している子供は裕福な里親が面倒を見る。本当に支援が必要な子供は実の親と生活しているのだ。そして、今の私と同じぐらいの年齢になったら、地雷処理を仕事にする人もでてくる。

地雷処理活動は国際問題として大きな課題となっている。この課題は、世界を変えるための目標SDGsの十六番目の目標に当てはまる。日本を含め複数の国が二〇三〇年までに「カンボジア完全地雷除去」を目指して地雷処理の活動を支援している。だがこのままだと二〇三〇年までに

完全地雷除去は厳しい状況にある。

現在、カンボジアに埋まっている地雷の数は四〇〇万個から六〇〇万個と言われている。地雷探知員たちはそれを文字通り手作業で取り除いている。年間に処理している地雷はおよそ一万個。額面通りに計算すると四〇〇年から六〇〇年かかることになる。機械での地雷除去も少しずつ開発され実用化されているが、対戦車地雷が埋められていると予想される地域や、畑の中などは機械が使えない。このような状況で二〇三〇年までに完全に地雷を除去するにはどうしたらいいのか。私にできることは何なのか。考えるべきことは山のようにある。

カンボジアのために今、私ができることは、「知る」「考える」そして「発信する」ことの三つだ。特に発信することが重要だと考える。私が見たものの、感じたことを多くの人に自分の言葉で伝えたい。そして、カンボジアの「今」を多くの人に知ってもらいたい。

本当はカンボジアで活動したいと考えている。でも、今の私に何ができるのか。研修を振り返ってみると、孤児院でボランティアはしたものの結果的に子供たちにおもてなししてもらっていた。私に合わせれば日本語を話してくれて、料理まで教えてもらった。研修生といいつつも私はずっとお客さんだった。役に立つことは何一つできなかった。だから、いてもたってもいられなくて今すぐカンボジアへ行きたって、何の技術も持っていない私は、またお客さんになるだけだ。それだけは避けたい。

誰かが動かなければ、地雷はなくなる。その誰かの中に自分がいるということ意識して生活したい。同時に、その誰かの中に入れるように技術を身につけたい。まずは言語の壁を壊せるように、カンボジアの言葉から勉強しようと思う。そして、再びカンボジアへ足を運びたい。

審査員
特別賞

行動の先に

〔岡山県〕

おかやま山陽高等学校 3年 礒田 祐菜



「遠い国のことだと思わず、自分の身近な仲間が苦しんでいると思ってほしい」

と、フィリピン出身の男性は言いました。

昨年文化祭で、私はフェアトレード商品を販売しましたが、思うように買ってもらえませんでした。「値段が高すぎて全然売れなかった。値下げすればよかった」と私が売れ残った商品を見ながら言うと、先生はただ商品を買ってもらうことよりも、フェアトレードの仕組みや商品について説明して、理解し協力してくれる人を増やすことが大事だったと残念そうに言われました。私はフェアトレードの事前講習会で、発展途上国の原料や製品を正しい値段で売り買すると、そこで暮らす人の生活や労働環境が改善され、自立できた人が貧困から抜け出せる仕組みこそがフェアトレードだと学んでいたのです。しかし実際に商品を販売すると、高く買うことをためらう人にフェアトレードの説明をしないばかりか、私は商品を扱うだけで発展途上国の良き理解者になったつもりでいたのです。

それ以来、私は本当の理解者になるために、多くの活動に参加しました。例えば、全校生徒に着なくなった服の寄付を呼びかけ、段ボール72箱、二トトラック一台分の古着を世界の難民に送りました。また、資金不足により東京オリンピックアフリカ予選に出られないジンバブエ野球協会への募金活動にも参加するなど出来ることを見つけては取り組みました。しかし、私は何をしてもただの自己満足で、何の力にもなれていないのではないかと思うようになったのです。

そんな私を見た先生が、一人の卒業生を紹介してくれました。彼はフィリピンで生まれ、生後20日で両親に捨てられましたが、日本人女性に救われ、今ではその女性の子供として日本で暮らしています。その彼がフィリピンでの生活や抱えている問題について教えてくれました。

フィリピンでは、親に捨てられてストリートチルドレンになったり、児童

労働を強いられ学校に通えない子どもが550万人もいるそうです。また、4人に1人が1日1ドル以下で生活し、お金に困ると自分の子どもを売ったり、自分の臓器さえもお金に変える人がいます。しかし、人身売買や臓器売買でお金を得たとしても、結局貧困の連鎖からは抜け出せないのが現状だと言うのです。そこで、世界でフェアトレードへの理解と協力が広がり、最近ではフェアトレードに参加した生産者の生活が少しずつ変わり始めています。正当な資金を受け取れるようになった生産者は、児童労働をやめるだけでなく、教員を育て、地域に学校を作り、子ども達に教育を受けさせているのです。

「何も変わらないと思って何もしないのではなく、同じ地球人のこととして受け止め、その仲間のために行動することが必要だ」

と彼は最後に言いました。私はその言葉を聞いて、フェアトレード商品をただ扱うのではなく、フェアトレードを理解し、協力してくれる仲間を増やすことが大切なのだと分かりました。そして、地球上に住む一人の仲間として、私の行動で子ども達の未来を明るく変えることができると気が付いたのです。

将来、私は小学校の教員になりたいと思っています。教員となって日本だけではなく、世界中の子ども達が当たり前のように学び、遊び、笑える世界になるように行動していきたいのです。世界で約6700万人の子どもが小学校に通えていない現在、私はフェアトレードを通して、教育が受けられる環境を整え、誰もが安心して生活できる社会に変えていきたいのです。そして、いつか発展途上国へ行き、世界中の子ども達に読み書き計算を教えるだけではなく、学ぶことで自分の未来を変えられることを直接教えたいのです。私の行動の先にある明るい未来を信じ、これからも一人の地球人として、世界中の子ども達のために行動を起し続けます。

審査員
特別賞

同じ人間なのだから

〔鹿児島県〕

鹿児島県立鶴丸高等学校 2年 關 祐紀乃



「まあいっか。誰かが出してくれるよね。」これは私が中学生の時の話だ。私の中学校では、毎年冬になると書き損じ葉書の回収を行っていた。私は回収期間中、冒頭の言葉のように考えていた。だから、何も行動を起こさぬまま回収期間を終えた。出した方がいいと分かっているが、「出すのがめんどうかい」という気持ちが勝ってしまうのだ。

この書き損じ葉書の回収は、葉書を集めることでカンボジアの地雷を撤去しようというものだった。三枚集まるごとに一平方メートルの土地の地雷を撤去することができる。地雷におびえて暮らすカンボジアの人々を救うことができるのだ。私は、もちろん葉書を回収するのはカンボジアの人々のためだと分かっていた。だが、どうしても「人ごと」としてしか捉えることができず、遠い異国、自分には関係ないと考えてしまうのだ。

そんなことがあってから、私は市の派遣事業でマレーシア・インドネシアを訪れる機会を得た。初めての東南アジアに期待で胸をふくらませていた。正直に言うとその期待の半分以上は、観光地に行くことやショッピングをすることなどで、現地の人との交流は二の次だった。だが研修を通して得たのは、そんな上辺だけの楽しさではなかった。人々との交流を通して得られる国境を越えたつながりの方がよほど私を楽しませた。ともに話をし、遊び、ご飯を食べる。何ら普段の日本での学校生活と変わらない一日一日が楽しかった。違うのは自分が今いる場所と話をする言語だけだった。私はその中で気付いたことがあった。それは違う国に住んでいるというだけで自分とは違う人だと思いきや、同じ人間なのかもしれないということだ。国籍は違えど、同じ人間であることに変わりはないのだ。その時から私は、外国に住む人を「外国人」と捉えるのをやめた。「同じ人間」と考えるようにした。

その年の冬、また書き損じ葉書の回収が行われることになった。生徒会役員となっていた私は、今度は呼びかける立場だった。「カンボジアの人々も同じ人間だ。できることをしよう。」という思いを持った去年とは違う自分になっていた。まず、朝の時間をもらい、何度もねり直した原稿で全校生徒に呼びかけた。しかし集まった葉書はたったの二百数枚。そのうちの百数枚は私が祖父や親戚にも募って必死に集めたものだった。あまりの少なさにショックを受けた。だが諦めなかった。今度は一つ一つのクラスを回り、先生方にも尋ねに回った。すると、少しずつ枚数が増えていき、最終的には当初の枚数を大幅に超える八二九枚の葉書を集めることができた。八二九枚という枚数もそうだが、八二九枚に込められた一人一人のカンボジアに対する思いが何よりうれしかった。

葉書の回収から一つ学年が上がったある日、学校宛てに手紙が届いた。そこには、集めた葉書に対する感謝と、地雷撤去を行うことができた土地の面積が書かれていた。カンボジアの子ども達の写真もついていた。満面の笑顔だった。私には、それが私に「ありがとう」と言っているように感じられた。その瞬間、いいようのない大きな達成感と喜びを感じた。

私はもう高校生になった。だが今でもこの時のような取り組みを続けている。募金には積極的に参加するようにしているし、ボトルキャップは捨てずに洗って集めている。着られなくなった洋服を寄付するという取り組みにも参加してきた。世界のために、今の私ができることはこのような小さなことしかないかもしれない。だが、誰かを救う力になると信じて、これからも続けていきたいと思う。だって、国は違えど同じ人間なのだから。



人種差別をなくすためには

〔福島県〕

福島県立あさか開成高等学校 3年 湯田 真乃香



私は昨年、福島県白河市にある「アウシュヴィッツ平和博物館」を訪れました。そこは昔、ドイツが建設したアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所、及びナチス政権時代の資料を展示している場所です。私達は昨年ここで「SHIROCK」という劇を上演しました。この作品は、シェイクスピアの「ヴェニスの商人」を、原作とは逆に悪役のユダヤ人側の視点で描いた劇です。この作品を制作するにあたって、私達は何度もこの博物館を訪れ当時の人種差別について学びました。館内にはアウシュヴィッツ収容所に関する資料の他にも当時の物なども実際に展示されていました。例えば、人間（アウシュヴィッツ収容所に収容されたユダヤ人）の髪の手で作られたバッグ、虐殺されてしまった人の油でできた石鹸など今では想像もできないような物が展示されていました。これを通じて私は、人間はどこまでも残虐になることが出来てしまうのだと凄まじい恐怖を覚えました。人種や民族が違うだけで差別され、簡単に殺されてしまう。どうしてこのような事が起きてしまうのでしょうか。またなぜ差別はなくなるのでしょうか。

ナチスのヒトラーがユダヤ人を収容所に入れ、重労働を課し、抹殺したのは、ユダヤ人が自分達より能力の高い人たちが多かったからです。そしてその人達を蔑むことに、自分達の連帯意識を高めたり、優越感を満足させたりするのです。皆さんは自分より勉強ができた、スポーツができた人を羨ましいなと思ったことがありますか。私は何度もあります。この感情は特別なことはありません。普通のことだと思います。この感情が度を過ぎてしまうと差別につながってしまうのではないかと私は思います。つまり、差別の原因は自分の心の中にたくさんあるのです。

「人間扱いする側とされる側？その差は一体どこから生まれるのか

な？」「わしはユダヤ人だから赤い血が流れていないとでも？家族や友人を思う気持ちがないとでも？あります。わしもあなた方と同じようにね。」

これは劇の主人公シャイロックのセリフです。このセリフは今を生きている私にも強く響きました。差別する側とされる側の間には何もありません。ただ同じ人間というだけです。それにも関わらず差別が起きてしまう。それは個人が個人の個性を受け入れることができていないからだと思います。この劇もキリスト教側がユダヤ教を受け入れないことから差別が始まります。これは今の私達にも関係があります。例えばこんな経験はありませんか？第一印象がとて怖い人でも話してみるととても優しく頼りになる人だったり、静かな人だと思ったらとても明るい人だったりすることがあると思います。でももしこの人と話す機会がなかったらずっとあなたの中では怖い人や静かな人のままです。このように人は接触しないとその人のことはわかりません。自分の中だけでその人の人格を決めつけることは偏見につながります。そして偏見は差別に繋がります。そのために私達は偏見や既成概念に縛られない想像力を育むことが大切なのだと思います。

自分の個性を大切に、他人の個性を受け入れる。このことができれば世界はもっと明るくなると思います。世界を変えることは私からすれば大きく難しいことだと思います。それでも自分から出来ることを始め発信していけば人種差別を無くすことができるかもしれません。そのために私は、まず第一に自分が差別をしないということを誓いたいと思います。



見つめなおす時

〔福島県〕

福島県立あさか開成高等学校 1年 三浦 あゆ奈



私が初めて外国人と何年ものやり取りをしたのは、カンボジアの少女だった。この体験は私に大切なことを教えてくれた。人と人がつながりあう喜び、相手を理解することの重要性。そして、自分に出来ることを実践する勇氣。そのどれもが、私にとってもう一度見つめ直すべき事柄だと考えた。

中学一年生の春、あるCMを見た。裸足で街を歩き、朝から晩まで働く少年。家が貧しいがために、学校にも行けない。私にとってその映像は、あまりに残酷で、何度も見た光景だった。いつもならば「私には関係のないことだ。」と見て見ぬふりをしていたが、その時の私は「助けたい。」そう強く思った。

私が見たCMは、「チャイルド・スポンサー・シップ」という活動のものだった。私はこの活動に参加することを決意し、それから約二年間カンボジアの少女を支援した。

初めて見た彼女は、明るい笑顔をした可愛い少女だった。「これからこの子を支援するのだな。」と実感を持つとともに、遠い国に住む人と、今私は確実に交流をしていることが不思議でたまらなかった。それからの二年間の支援はあっという間で、手紙のやり取りをすると、彼女が好きなもの、食べ物、場所、そして何を思っているのかが知れて嬉しくなった。動画が送られた時には、楽しく遊んでいる姿を見て、心が温かくなった。報告書を見た時、彼女と、彼女の住んでいる地域の子どもの環境がよりよくなったことを知れて、「やってよかった。」と実感することができた。そして、彼女が実際に書いた手紙に触れるとき、世界の人とつながりあえることの喜びを感じた。

私は最初、支援することは金銭的なことしか考えていなかった。そして

私が彼女にできることは、それだけしかないと考えていた。しかし、「チャイルド・スポンサー・シップ」という活動を通して、その考えは間違っていたことに気づかされた。支援するということは、どれだけ相手の心に寄り添って、相手を理解しようとするか、この態度が必要なのだと感じた。そうすることで、相手も、そして自分も良い気持ちになれるのだと思う。そしてこれは、支援することだけに限らず、日常生活でも同じではないだろうか。友達が悩んだり、困ったりしている時、相手の心に寄り添わなければ、きっと何も解決しないだろう。自分とは異なる意見を持つ人と交流する時、相手を理解しようしなければ、お互いが嫌悪感を抱くだろう。「こんなことは当たり前だ。」と思うかもしれない。しかしこの当たり前が出来ているなら、人間関係の問題、例えばいじめや差別は起こらないと思う。頭では理解していても、行動として出来ていないことは多いと私は思う。

それこそ、カンボジアの少女との体験が教えてくれた、人と人がつながり合う喜びや自分に出来ることを実践する勇氣だ。家族や友達、自分のことを支えてくれる人達の存在を当たり前のように感じ、感謝できていなかったり、積極的に自分から行動することができなかつたりすることがある。だから私は、少しでも行動に移せるようになっていきたい。そうして、もっと自分の視野を広げていきたいと思う。

「チャイルド・スポンサー・シップ」での体験から気づいたこと、教えてもらったことは、人として大切なことだと分かっていたが、行動として出来ていないことばかりだった。何不自由ない生活を送っているからこそ、忘れてしまうのかもしれない。だけど忘れてしまったら、世界とつながる自分はとてもちっぽけな存在なのだろう。

国際協力
特別賞

色なんて関係ない！

〔東京都〕

田園調布学園高等部 1年 臼井 彩葉乃



アメリカを中心に人種差別の問題が深刻化している。二〇二〇年五月に、アメリカミネソタ州で起きた警察官による拘束により黒人男性が死亡した事件に端を発し、「ブラック・ライブズ・マター」という運動が起きた。私はこのニュースを聞いてからずっと胸がざわついている。さらにこのエッセイを書いている最中に事件が起きた。今度はウイスコンシン州で警察官が黒人男性を背後から複数回銃撃する事件が起きてしまった。この事件を受けてか、テニスの大坂なおみ選手が一時的に大会出場を辞退するなど波紋を広げた。実際に銃撃される映像も繰り返し流されていた。私の胸はさらにざわついた。

私には黒人の親戚がいる。日本人である母の妹がケニア人の男性と結婚し、二人の男の子がいる。私のいとこだ。今はアメリカのノースカロライナ州で暮らしている。見た目は黒人である。彼らは日本語が話せるので私と話もできるし、とても性格の良い子たちだし、何といってもれっきとした私の親戚だ。アメリカの人種差別問題の根深さは日本人である自分にどこまで理解できているかは自信がないが、自分の親戚が差別されてしまうかもしれないことには強い危機感を覚えた。

今回のエッセイのテーマを見て、私は真っ先にいとこの顔が浮かび、この人種差別の問題を書きたいと感じた。この問題をなんとかするために私たち高校生世代が考えること、できることは何だろう。

まず私たちは世界にはこのような問題があることを知らねばならない。私も今回改めて、人種差別の背景・歴史などを夏休みに調べてみた。数百年にわたる歴史、奴隷制度、ジム・クロー法、キング牧師の存在などを再認識した。そして「ブラック・ライブズ・マター運動」は今回初めて起きたものではなく、七年前にソーシャルメディアで立ち上がり今年の運動がアメリカ史上最大級の運動となったと言われていることも知った。調べて知ったことを周囲の友人に話したり、学校で発表したりしていきたい。そ

して今後も海外で活動する方などに実際に話を聞いて認識を深めていきたい。今年は新型コロナウイルスの影響で学校生活は大きな影響があったが、この間オンラインで人と繋がれるスキルが身についた。オンラインで、海外の方とも距離を超えてすぐに繋がれるのはとても大きい。

次に考えるべきことは、この問題をなくしていくために私たちに何ができるか、ということだ。ヒントは私のいとことの交流にあると考えた。私は黒人という存在に触れたのは、いとことの交流である。だから、黒人という大きなくくりではなく、一人の人間であるダン君とケン君として出会った。黒人という人種の前に二人のいとこの優しい顔と声が思い浮かぶ。思えば人種差別やレッテルはいつもこの構造に起因しているように思う。会ったこともないのに「△△人は○○」などの大きなくくりで語ってしまう。一人の人として会って気持ちをつなぎ合えばきっと違ってくるはずだ。今はインターネットで簡単に繋がることができる。だから私は、様々な国の人種や立場を超えて交流できるような機会を作りたいと思っている。私は小さい頃からお琴をやっている日本の文化が好きであるので、各国の人が自国のことを紹介し合うようなイベントをしてみたい。もちろん共通言語が必要なので、今はそれを目指して英語を一生懸命学んでいる。

この春からはニュージーランドに留学予定だったが、感染症の影響で残念ながら中止になってしまった。落胆したが、ぜひ機会をとらえて行きたいし、今回その時間を使って色々調べて、このエッセイにチャレンジすることができたのは貴重な経験となった。

「宇宙からは国境線は見えなかった」この毛利宇宙飛行士の言葉にもこの夏出会った。私たちの世代でこの数百年にわたる人種差別の問題を絶対に解決したい。

国際協力
特別賞

「現実」と向き合う

〔神奈川県〕

神奈川県立湘南高等学校 2年 太田 さくら



密集したテントにプレハブの家。舗装されていない道に吹き上がる茶色い砂煙。家族を養うために学校を辞め、大好きなサッカーを諦めたという男の子のうつむいた顔。内戦のためシリアから逃れてきた人々が身を寄せ合うヨルダンのザアタリ難民キャンプの写真を見て、私は心をぐっと押さえつけられたような感じがした。

この夏休み、私は「国境なき子どもたち」というNPOが主催するオンラインセミナーに参加した。日本とヨルダンで中継が繋がれ、実際にザアタリ難民キャンプで支援活動を行っているスタッフの方のお話を聞くことができた。

市民と政府の対立が内戦となり、今もなお戦闘が続くシリア。他の国家や武装勢力の介入もあり、対立の構図が複雑になったことも内戦が長期化している原因の一つだ。街は破壊され、通貨の価値が大幅に下がったため、人々は住む家を失い、水や食糧などの生活に必要な物すら手に入れることができなくなってしまった。その結果、シリアの人口の約半分にあたる一千万人が国内外への避難を余儀なくされた。銃声や爆発の音に怯えて見知らぬ土地を歩き、いつ転覆するかわからないボートに乗る。私は想像しただけで恐ろしくなってしまう。

安全な土地での暮らしを求め、命がけで国境を越えた八万人もの人々が、ザアタリ難民キャンプで生活している。そのうちの約五十五パーセントが十七歳以下の子どもであり、就学年齢に達した子どもの四人に三人がキャンプ内の学校に通っているという。学年は一年生から十二年生まであり、日本の小学校から高校にあたる。しかし、女子の中には、十四歳頃になると結婚を理由に学校を辞めてしまう子がいるそうだ。また男子の中には、六年生になると働きに出て学校に来なくなってしまっている子がいる。たとえ十二年生まで学校に通うことができたとしても、大学に通うために

はキャンプの外に出なければならない。学校があるのに通えない、学びたくても学べないといった子どもたちの現実を、私は初めて目の当たりにした。そして、将来に希望を持って学校に通うことのできている私は、とても恵まれていたのだと強く感じた。

以前から、一つ疑問に思っていたことがあった。いつか本の中で見た、弾けるような笑顔。それは、紛争から逃れてきた子どもたちのものだった。悲惨な光景を目にし、命を脅かされた子ども、中にはいたかもしれない。彼らは無理をして笑っていたのだろうか。意外にも、その答えはずっと私の心に入ってきた。「確かに、キャンプの中では辛いこともあります。でも、喜びもあります。育てていた植物が生長したり、妹が大きくなったり。小さなことに、喜びを見い出しています。」

スタッフの方の言葉に、急に懐かしさがこみ上げてきた。私も小学生の時、アサガオを育てた。朝起きると紫色の花がパッと開いていた。二歳の時、弟が生まれて姉になった。沢山喧嘩もしたが、一緒に成長してきた。彼らが私と同じような喜びを感じていたと知り、ほっとした。

現在、世界で起こる出来事には社会からの関心が寄せられていても、その渦の中にいる人々に対しては十分に焦点が当てられていない。このセミナーに参加し、気づいた。私自身、一部の報道を見ただけで出来事すべてを知ったように感じ、難民キャンプの子どもたちの現実を知らなかった。表面だけをさらった知識が先入観を生み、人々の距離はさらに遠ざかっていく。出来事その先で何が起きているのか。たとえ辛く悲しい現実だとしても、私たちはそれと向き合わなければならない。そう強く思うようになった。この先、未来を変えるために行動を起こしていくのは、私たちのみだから。



ORIGAMI

〔神奈川県〕

横須賀学院高等学校 2年 加賀山七菜



「GOOD!!!」色とりどりの駒がクルクル回る様子を友人のベッキーが驚き喜んでた。私が作ったORIGAMIの駒だ。

私は物心がつく頃にはベルギーに住んでいた。生後二ヶ月から七歳まで父の仕事の関係でヨーロッパと日本を行ったり来たりしていた。住んだ国はイギリス、ベルギー、フランスだ。その他、移動時にはイタリア、スペイン、オランダ、ドイツ、スイスなどヨーロッパを駆け巡り、色々な国の人との交流があった。食べ物の違いや交通ルール、生活する様子を見て、それぞれ国にはそれぞれの文化やマナーがあることを学んだ。

父の仕事に同行することがあり、多くの国の人やその家族と過ごすことが多かった。英語、イタリア語、スペイン語と多くの言語が飛び交う中、まったく会話がわからなかった。友達はほとんどいなく、遊び相手は姉と日本人の女の子だけだった。私はよく一人で折り紙を折っていた。折り紙が大好きで、日本から大量の折り紙と折り方の本を持って行っていた。折り紙は日本ではどこでも売っているが、外国では簡単に手に入らない。日本食店で買ったこともあるが、日本の三倍もする値段だから必ず持っていった。そこで「何してるの?」とイギリス人の子が寄ってきた。私は日本ならではの遊びだと知らず、皆が折り紙を知っているものだと思っていたが、初めて見る折り紙にその子は興味津々だった。そこで定番の鶴を折ってあげた。鶴を折っていく様子に驚き完成した鶴をふわふわと飛ばせて喜んでた。その時初めて意思疎通ができた気がして、嬉しかったことを覚えている。会話はなかったが、折っている工程が言語の代わりにしてくれた。片言の英語を交えただけで、その子は見よう見まねで鶴を折れるようになった。この時に友達になる方法を覚えた。

私は何かプレゼントする時には自分で折った折り紙を添えていた。折る前にメッセージを書き、ハートを折るのが定番だった。外国人は珍しが

り、折り方を教えて欲しいと言われる。その子も折れるようになると、日本の文化を伝えられた気がした。お礼にフランス刺繍を刺したポーチを買った。フランスに伝わるフランス刺繍はとても繊細でとても綺麗で魅了された。お互いの国の伝統工芸を共有することで、深く思い出に残っている。

折り紙は「ORIGAMI」という呼称が使われているように、海外でも日本の文化であることがわかる。そんな折り紙には沢山の学びがある。集中力を高め、想像力が生まれる。脳を発達させる効果が期待されることで、子どもの脳の発育をサポートする以外にも、介護施設で認知症の予防としても取り入れられている。脳の発達を促進させるには指先から刺激を与えることが良いとされ、指先を使う折り紙は遊びながら脳トレーニングを行えるのだ。こんな素晴らしい遊びが日本の文化にあり、日本伝統工芸なのだ。

私はORIGAMIには人の心を豊かにし、国の垣根を超え、国同士が繋がる世界に通用する遊びであり芸術だと思う。そこで私はORIGAMIの折り方を英訳し、SNSを利用して世界に発信する活動を行った。さらにフランス語、イタリア語、アジアの言語での投稿を思案している。

世界十九ヶ国に千六百人以上のメンバーがいる、ORIGAMI USAという折り紙愛好団体がニューヨークにある。「折り紙を折る喜びを分かち合い、歴史を保存し、人々の成長を育み、紙の中でのコミュニケーションを奨励すること」がミッションという。この様に、ORIGAMIには人と人、日本から発信し世界に広まりつつある。しかし現状はまだ知らない人がいる。ORIGAMIには人と人、日本から発信し世界と繋がる力があると強く推奨したい。



一歩先に見えた世界

〔静岡県〕 学校法人聖心女子学院不二聖心女子学院高等学校 1年 沓間まり萌



痛みは歳をとらない。一度傷ついた心が癒えるのは難しく、さらに深まるばかり。痛みの発生源は人種、宗教、文化など案外身の回りにあるものばかり。これらは自分と異なる外観的特徴を持つ人々への受け入れがたい気持ち、つまり偏見や差別から始まる。これらを解決するためには、違いを認識することで、一見シンプルに聞こえるが結構難しい。ではあなたは偏見や差別をしていないか、と聞かれたらきっと誰一人進んで手をあげるものはいないだろう。三年前の私もそちら側の人間だった。しかし、その考えを百八十度変える経験を私はした。

私は以前シンガポールに住んでいたことがある。私が通っていたのは五十ヶ国以上の国から生徒が集まる国際的な学校だ。しかし、当初の私は多国籍の人たちと交流が浅かったせいか、彼らに強い偏見を持っており社交的とは言えない日々を過ごしていた。また、英語も皆無だったため、外国人と仲良くなるなんて無理と諦めていた。そんな時、目を疑う光景を目にした。それは、七歳だった妹が韓国人の子と手を撃いで笑っていた姿だ。本当に驚いた。妹も英語は未熟だったのに満面の笑みを浮かべていた。そして彼女はこう言った。

「私、韓国人の子と仲良くなったんだ。友達だよ。」

私は思わず彼女に聞いた。話を通じないのに何故仲良くなったの、と。すると彼女は、「お姉ちゃん、気にしすぎだよ。友達になるのに言葉とかそんなに大切な。」

一瞬で私の中にある何かが、すうっと風のように消えた気がした。そんなとき、クラスに転校生が来た。名前はキム・ミンジ。韓国人だ。その時私は韓国人=反日と誤った偏見を持っていた。ニュースなどで度々報道される日韓問題では、韓国政府が日本に対する否定的な言動をしている場面が多く取り上げており、視聴者側の私は自然とこのような偏見を持ってし

まっていた。日本へのマイナスな言葉を耳にして痛みも覚えていた。しかし、私は勇気を振り絞って声をかけた。すると、彼女が笑顔で返してくれた。その日から、私たちの距離は縮まり、気づいた頃には「友達」という関係に発展していた。多国籍の子と笑い合えるなんて夢のようだったし、この思い出は一生の宝物だ。この時にはもう、以前のような偏見に満ちた私はいなかった。私とミンジの仲は深まっていった。毎朝の挨拶は欠かさず、放課後も一緒に買い物をしたりと笑顔が溢れる毎日だった。彼女との出会いを機に、私は他にも多くの外国人と仲良くなり、自分の視野が広がった。その三年後、私は日本に帰国し互いに離ればなれになったが、彼女に会いに韓国に行ったり、電話をしたりなど今でも交流を続けている。

今回のように子供の柔軟さには驚かされることがあるが、皆以前はそうだったのだ。私たちは忘れてしまったのか。彼らのような柔軟な考え方、他者を受入れる素直な心を。だからといって過去に国々の間で発生した痛みを伴うような出来事を全て水の泡のように忘れてしまおう、というわけではない。過去の事実を知っている現代人だからこそ、他者を尊敬し認め合うことが求められているのではないか。例えば韓国。近くて遠い国と言われたりする。過去の両国の関係が影響しているだろう。だが、過去の出来事で決めつけ、ビュアな思考や好奇心を抑えてしまうのは何とも悲しいことだ。もし多くの人が思考転換することができたら近くて近い国と言われる日も遠くはないかもしれない。己の意志を頑なに貫き自国の文化以外は承認したくないという姿は、真の人間の在り方なのか。先を見通し、常にオープンマインドを意識することが明るい未来への切り札となると思う。差別や偏見に打ち勝ち、皆が同じ価値観を持てたら、いつか同じ青い空を見上げる事も不可能ではないだろう。私たちの力は無限大だ。

高校生の部
JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020 優秀作品集

国際協力
特別賞

「積極的第三者」になろう

〔京都府〕

京都市立堀川高等学校 1年 中村 健人



もし差別問題を解決するのに自分一人だけではどうしようもないと思っているのなら考えを改めたほうがいい。誰でも簡単に情報が手に入る現代において、その考え方はあまりにも消極的すぎる。一人の力だけで問題の状況を変えることができる人は世界中でほんの一握りの人たちだけだ。むしろ自分だけではどうにもできないのが当たり前だ。どうせ何も変わらないと諦めるのではなく、自分でもできる何かを探ることが問題解決の第一歩となる。当事者でない人たちのこの小さな一歩こそ、いま求められているのだと私は考える。

世界には今でも、様々な差別問題が存在する。例えば、インドのカースト制度だ。身分差別の一種で上位からバラモン、クシャトリア、ヴァイシャ、シュードラの四段階の身分で構成される。不可触民はカーストの外にあり、その権力はどのカーストよりも低い。差別が特に深刻なのは、シュードラと不可触民に対する差別である。一九五〇年にカースト制度が撤廃され、制度上身分差は無くなったのだが半世紀以上経った今でも差別は続いている。もちろん性差別も色濃く残っている。

現代は情報革命の波の中にある。この革命は、コンピュータが発達しインターネットが世界に広く普及したことで情報の伝達が容易になったことでもたらされ、私たちはスマホ一つで世界のあらゆる物事について知ることができるようになった。このことは差別問題の解決の一つの糸口にもなるはずだ。まずは第三者が差別の現状を知ることから始まる。差別問題の解決には第三者の介入が必要不可欠だ。差別問題の当事者の間には権力の差があり、弱い立場の人間が状況を変えるのは難しい。逆に強い立場の人は差別によって自分たちが有利になっているため状況を変えようとはしない。直接は無関係な人間こそが状況を変えられるのだ。

しかし多くの差別問題が注目もされていても打開されていないのが現

状である。知ってはいても解決しようとする人は少ない。差別は良くないと思いつつ、そんな大きな問題は自分だけではどうにもできないと半ば諦めながら、どこかで圧倒的な発言力を持った人が現われるのを待っている。だがそれは最善手とは言えない。なぜなら問題の解決法は一つではなく、多様な意見やアプローチが必要だからだ。一人の手によって完全な解決法が生み出されることはないだろう。より多くの人が興味を持ち、議論し変化を重ねることで、少しずつ少しずつ解決へと向かっていけるのだ。

我々は自分で問題を解決しようとして立ち尽くすのではなく、その問題に興味を持ち、それについて知り、議論の場を作り出すことが大切なのだ。情報技術が発達している現在、議論はどこでもできるようになってきた。そして議論を展開するための知識や情報も簡単に手に入るようになった。もちろん、インターネット上の情報だけがすべてではなく、またそれらがすべて正しいわけでもない。だからこそこれからの世界で生きていく私たちに、正しい情報をつかもうとする姿勢も求められている。実際にいろんな人と会って話をするのも、大変有意義であろう。知りたいと思う気持ち、正しい情報かどうかを判断する力、より良い「積極的第三者」になるために必要なものだ。知ろうとすること、そして誰かと話をすることが、今の自分にできる最低限かつ最善手だ。その小さな一歩を打つことが、いま我々がすべきことなのである。私と同年代の人たちも「積極的第三者」になろうとしてほしい。それはネットニュースで記事を読むことからでも構わない。その時私たちは立派な「積極的第三者」としての一歩を踏み出しているのだ。インドのレストランには驚くほど多くのウェーターがいるがウェイトレスはほとんどいないらしい。明日、友達と話してみよう。

国際協力
特別賞

理解すること、気づくこと、そして伝えること

〔京都府〕

大谷高等学校 2年 小山 春陽



中学生のとき、私には黒人の友達があった。出会いは中学校入学式、初めて会う同級生らに戸惑っていた私の隣の席に彼女は座っていた。画面外で見る初めての黒い肌には、私は少し緊張した。彼女と初めて話したのは、その日の自己紹介のときであった。彼女はたどたどしい日本語で、自分がドミニカ共和国出身であること、そこから日本に引っ越してきたことなど、様々なことを伝えてくれた。私は、そのときのことをよく覚えている。私とコミュニケーションを取るために、勉強中の日本語を話してくれているのが嬉しかったからだ。これを機に、私達は仲良くなった。私にとって、初めての外国籍の友達だった。彼女の母国語はスペイン語だったため、私はスペイン語を勉強した。それは、私がしてもらって嬉しかったことを彼女にもしてあげたかったからだ。彼女に初めてスペイン語で話しかけたとき、私が嬉しかったように、彼女も喜んでくれた。お互い意思が伝わらないこともあったが、それでも彼女との会話は本当に楽しいものだった。友達になるのに、国籍、ましてや肌の色などは一切関係がないということをも身を持って感じ、そして学んだ。

しかし、彼女と仲良くなるうちに、私が気づけていなかった、彼女の周りで起こる様々な問題が見えてくるようになった。彼女の母国ドミニカと日本との文化はもちろん異なる。引っ越してきて間もなかった彼女にとって、日本の文化に慣れることは非常に難しいことであった。しかし、それを理解できなかった一部の同級生は、彼女を否定するような言葉を浴びせていたのだ。「ここは日本なんだから」、「動かれると迷惑だからじっとして」、「何が言いたいかわからない」、「どうせあの子にはできない」と、私の耳にもこのような言葉が飛び込んできた。私は、それらの言葉に、なんとも言えない強い憤りを感じた。しかし、勇気のなかった私

は何も言い返すことができず、彼女のそばにいないことしかできなかった。彼女も、言葉はわからずとも、その場の空気を感じ取り、申し訳なさそうに立っていた。彼女の悲しげな立ち姿が私の心に重く刺さった。中学三年生に近づくにつれて、彼女に対する理解が広まり、このような発言はほとんどなくなったが、私はこのときの自身の行動を、今でも後悔している。ただ、この後悔が、今の私の人種差別に対する考え、行動の源となっているのは、紛れもない事実である。

母の職場に外国人がいたこともあってか、私を含め家族全員が、外国人への差別や偏見の目を持っていなかった。だから私は、人種差別は別の世界で起きていることのように感じていた。しかし、彼女と過ごす中で、人種差別というもの、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものだという事に気付かされた。今も、どこかの誰かが、人種差別に苦しみ、傷つき、涙を流している。あの後悔から私は、あのときには出せなかった勇気を振り絞って、人種差別のことをSNSで発信し、一人でも多くの被差別民の力になれるように行動しようと決意した。2019年5月25日に起こった、白人警察が一般黒人を殺害した事件についての投稿は、いつもより多くの人に見てもらえることができた。彼女はその投稿を見て、私に「ありがとう」と伝えてくれた。何だか過去の自分が救われたような気がした。

『文化や肌の色に違いはあれども優劣はない』というのが、私の人種差別問題解決におけるモットーである。私達は皆同じ人間であることを忘れてはならない。差別の種はあなたの思う以上に身近な場所にある。あなたには、私のような後悔はしてほしくない。だから、今、違いを『理解し』、差別の種に『気づき』、そして差別に悩む人の存在を世界に『伝えて』いてほしい。あなたの勇気が、世界を笑顔に変えるのだから。



工夫する力

〔大阪府〕

大阪府立阿倍野高等学校 2年 井上 麻衣



食器が入った引き出しを開けるたびにコロコロと音を立てて転がる一本の筒、その正体は竹製のストローだ。それは私にとって、昨年の夏に家族と訪れたベトナムでの思い出の品であり、大切なことを気付かせてくれたヒントでもあった。ベトナム滞在中、どこのレストランでも飲み物とともに竹製のストローを出された。日本では見慣れないものだったから、洗って記念に一本持ち帰ることにした。

一般的なストローの原料であるプラスチックは軽く丈夫で、成形しやすく、サビや腐食に強いなど長所が目立つ。一方で、処分する為に焼燃させることによって二酸化炭素が発生し、地球温暖化の観点では、プラスチックは短所のほうが目立つかもしれない。しかし今、プラスチックは世界中でなくてはならない資源となっている。面倒を理由に、あるいは無意識にゴミの分別を徹底していない人は多いだろうが、その身勝手な行動が世界のどこかで人々の命を脅かしていることに思いを巡せる人は、ごくわずかだろう。

あるニュースで、私たちの住む日本では年間百五十万トンものプラスチック廃棄物が、リサイクル資源として外国へ輸出されていることを知った。これは日本のみならず世界各国で行われていることだが、なぜそれぞれ自国で処理をしないのか。プラスチックをリサイクルするにはたくさん手間がかかるため、それに伴って人件費もかかる。そのため、プラスチック廃棄物のほとんどは人件費の安い国へ運ばれ、最終的にたどり着く場所はスラム街のゴミ山だ。スラム街とは、極貧層が居住する過密化した地区のことを言うが、そこにあるゴミ山は悪臭を放ち、有毒ガスが発生し、時に火災現場ともなる極めて危険な場所である。しかし、ゴミ山はスラム街に住む人々にとって生活の場となっている。有毒なガスが発生する中、彼らは体を蝕まれながらも、生きる為にリサイクル品として売りに出せ

そうなものを探す。彼らの中には、一生こうして生計を立てる人やゴミ山を住処にしている人が多くいるという。私はこの事実を知った時、これを貧困層の生きる道と解釈するのが正しいのかと、自分に問いかけた。そもそもこのような考えは、ゴミを押し付けている立場だからこそ思い浮かぶものであり、問いかけながらどこかで正当化しようとしている自分がいると思った。スラム街に住む人々にも健康的な生活を送る権利があり、その健康を犠牲にすることなく生活できる環境を彼らに提供することが、プラスチック廃棄物を押し付けている私たちの課題であると考えた。このようなニュースを目にするたび、環境の為に私にできることはないかと日々考えていた反面、私一人が環境に配慮したところで何かを変えられるのだろうかと思っていた。そんな中、竹製のストローを見た時、私の頭の中に工夫という言葉が強く浮かび、あることに気付いた。日常にあふれる様々なものに長所と短所の両方が存在する。しかし、竹製のストローのように原料を変えるという工夫を一つ施すだけで、短所がなくその存在意義を維持するものを生み出すことができるのだ。

私たちは自分には関係のないことを他人事にとらえ、都合の悪いことを想像しない一面を持っている。しかし今地球上で起きている、地球温暖化が原因である異常気象が生む自然災害の数は計り知れず、それによって住処や命を奪われている人々や動物は後を絶たない。そんな今を生きる私たちに求められるのは、工夫する力だ。決して大きな工夫を施す必要はない。私たちが環境を想って施す小さな工夫一つ一つが、巡り巡って地球上の命を救う第一歩となる。私にできることは日々の生活の中に工夫を取り入れ、それを人々につなげていくことだ。身勝手な行動がどこかで命を奪い、小さな工夫が地球を救う第一歩となることを、もっとたくさんの人に知ってほしい。



本当の「寄付と支援」って？

〔熊本県〕

尚綱高等学校 2年 西村 彩葉



「貧困の原因は寄付と支援でした。」
初めは全く意味がわからなかった。「この人は何を言っているのだろう、そんなわけじゃない。」なぜなら私は小さい頃から貧しい人や困っている人を助けることが「善」だと教えられていたし、それは当たり前だと思っていたからだ。だが後に、この言葉が私を大きく変えてくれた。

今年の夏、私はNGOの職員としてアフリカの貧困国で開発援助を行われた方とインターネット上で意見交換をする機会があった。私は初め「私たちのような豊かな国が途上国を支援し、教育を中心とするボランティアを行うこと。」と言った。それに対しその方は「私は現地で慈善事業として撒き散らされる無闇やたらな寄付や支援にものすごく苦しめられた。その場しのぎの快楽である寄付に依存し、何世代にも渡り、中毒のようになった人々を見てきた。そもそも教育という名目でアフリカの彼らに英語を喋らせ、洋服を着せ、キリスト教を教えることは、特定外来生物が日本の生態系を壊しているのと何ら変わりはないと思う。」とおっしゃった。

その瞬間ハッとした。本当の「支援」ってなんだだろう。お金ではない本当の「豊さ」ってなんだだろう。彼らには彼らなりの幸せや豊かさ、文化や歴史があったのにそれを壊していたのは私たちの支援だったのかもしれないと感じた。例えば私がしたことのある、いらなくなった服を発展途上国に届けるというボランティア。今考えてみれば「私にとってはいらなくなった服だけ、しっかりとした着る服がないんだから喜ぶだろう。」という気持ちが根底にはあった。それは相手を卑下して私がしたことは単なる自己満足だったのかもしれないと思いはじめた。それに自分たちの中で社会を組み立て、狩猟などで暮らしている部族は貧困でもなければ、不幸せでもない。私たちの視点で「これが幸せだから。」と提供す

ことが彼らにとっての幸せだとも限らない。
このことから学べたことは「魚を与え続けるのではなく、魚の釣り方を教えること。」つまりは本質的な支援が大切だということだ。そして今の私が考える支援とは彼らのための教育とそれを生かせる安定した雇用が整っている環境を共に作っていくこと。教育を何世代先の未来にまで繋げていくこと。彼らの言葉で、彼らの伝統に従って、彼らにとって必要な教育を提供するのだ。現地土着の文化や伝統をただの「昔のこと」で終わらせず、ずっと先の未来にまで継承させ、持続可能な安定した暮らしを根付かせるような教育を実行したい。そうすることが出来ればきっと彼らなりの幸せと発展が実現されることだろう。

こう書くとなんか大きなことに見えてくるが、私は一人ひとりが「地球市民」としてこの現状を知り、少しでも考えることがきっと私たちのできる事なんだと思う。一人の広げる手は小さくても、皆でつなげばやがて大きな輪となり大きなものを動かせる。当たり前かもしれないが一人の「意見」が変われば「世論」が変わる、世論が変われば「国」が変わる、国が変われば「世界」が変わる。

私は支援や寄付を批判したいのではなく、それは本当に相手のためになっているのかということを知りたい。完璧な善はないがきっとそれに近づけることならできる。

私も、貴方も、貧困で苦しんでいる子も、同じように成長していく。私ももう少し成長すれば別角度から、もっと広く長い目で世界を見ることが出来るようになるだろう。これからもあげることではない、彼らにとって本当に必要な支援を考え続け、自分なりの結論を出したい。世界の明日を変えるのは私かもしれない。

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2020 「世界とつながる自分—私たちが考えること、できること—」

2021年2月20日に開催した初めての試みとなるオンラインでの表彰式には、受賞者をはじめ全国から多くの関係者の皆様にご参加いただきました。



オンラインで表彰式に参加いただいた
受賞者、審査員方

日常生活の中から世界とのつながりを見つけ探求する姿勢

主催者として挨拶したJICAの北岡理事長は「コロナ禍で、生徒さん自身が葛藤しながら行動したことや、人との接点を持つ機会が難しい中、世界とつながりを見つけ考えた作品に勇気づけられた」と述べ、「日本や世界の将来は、若い人の手にかかっている。日本や世界が直面している問題に対して当事者としてとらえ、考え続けてほしい」と受賞者への期待を伝えました。

中学生の部の審査員長を務めた教育評論家の尾木直樹さんは、休校や夏休みの短縮などの困難な条件下でエッセイを書きあげてくれたことに感謝を伝えました。また「みなさんのグローバルな感性と視点があれば、きっと新しいルネッサンスを興し、世界との絆をさらに太くしてくれるものと確信しています。全力で応援していきたいと思います」と受賞者を励ました。



尾木直樹さん

高校生の部の審査員長を務めた女優でエッセイストの星野知子さんは「個性ある、読み応えある作品が多く、暮らしの些細なことから、世界を考えることができている作品が今年度はよく見られた」と講評しました。また、「新型コロナウイルスの影響を良いエネルギーに変えて行動していく作品が希望を与えてくれた」と受賞者に伝えました。



星野知子さん

日常生活の些細なことから、世界を考え、行動につながったこと

受賞者を代表し、中学生の部でJICA理事長賞を受賞した大石理紗子さん(愛知県・名古屋市汐路中学校3年)と、高校生の部で同じくJICA理事長賞を受賞した藤林彩乃さん(東京都・玉川聖学院高等部3年)が受賞の言葉を述べました。

大石さんは「本来世界の人々は平等でなければならないが、現状は違う。その中で、自分の置かれている環境に感謝し、自分にできることを考え、行動したことをエッセイにつづりました。一人の力は小さくとも、集まれば大きな力になること、小さな行動が大きなハートになるように、今後も行動していきたい」と挨拶しました。



今後の決意を語る
大石さん



エッセイに込めた思いを
話す藤林さん

藤林さんは、これまで取り上げられなかった女性の生理用品に関する内容から、開発途上国の女性の健康被害についてをエッセイにまとめました。「デリケートな問題だからこそ、多くの人に発信するとともに、世界の価値観を共有し、行動していきたい」と語りました。

【審査員と受賞者との交流】審査員から学ぶ「私たちにできること」

中学生・高校生に分かれ、各部門の審査員の方々と交流しました。

中学生の部



受賞者から、豊富な経験をされている審査員の方々へ様々な質問がありました。「どのようにすれば子どもが大人と協力し、課題解決に立ち向かっていけるのか」という力強い質問もあり、意見交換の中で受賞者から「学校が安心・安全である場所、学ぶことをあきらめない学校づくりができればよいのではないか」という意見も出されました。

高校生の部では、興味関心を持っている国内外の課題について、自身の考えや意見を述べ、審査員と活発に質疑応答がありました。また、課題解決のために高校生の自分には何が出来るか?という問いには「今学んでいることは将来、何倍にもなって自分の力になって返ってくる。特定の分野に限らず幅広く知識を吸収し、たくさんの学びを得てほしい」と審査員たちから心強いエールが送られました。

高校生の部



【受賞者同士の交流】 同世代の仲間と考えるこれからの自分

中高生の受賞者全体を少数数のグループに分かれ、「2021年の目標、やりたい・始めたいと思っていること」をテーマにディスカッションをしました。英語をがんばりたい、勉強と部活の両立に悩んでいる、など共通の話題も多く、それぞれのグループで様々な話題で盛り上がりしました。



学校での取り組みの紹介

世界の幸せのために私たちが出来ること

学校応募校(中学校552校・高校323校)を代表して、
学校賞を受賞した学校よりエッセイコンテストの応募につながった取り組みをご紹介します。



高校生の部

「体験」を通して「社会課題を自分ごと」 ～身近な行動が未来を変えると信じて～

新潟青陵高等学校 石塚 和洋

本校の探究学習「未来予創図プラン」において、地域や世界の課題を把握し解決案を考える学びをおこなっています。1年生では「新潟県の人口減少と少子高齢化」という課題に対してグループで探究学習をします。同時にSDGsについての学びを深め、日本や世界で起きている多くの問題について知り理解を深めます。2年生からは個人で、自分の進路分野(目指す職業)がSDGsと結びついてどのような役割を担い、求められていることや変革を考える学びをしています。

3年間のスケジュールの中で、「知る」「考える」「体験する」「気づく」「表現する」「振り返る」機会を設け、それぞれの活動が結びつくように工夫しています。

- ・1年生当初から、SDGsの学びを通して日本や世界のこと、身近なことの問題点について知り、考えた。
- ・グループで、新潟県の人口減少問題について調べ、どのような問題があるかを考え、解決策を模索した。
- ・海岸清掃「スポGOMI甲子園」に参加し、海で起きている問題と自分たちがどのように行動していくべきかを、体験を通して学んだ。
- ・生徒主体のSDGs委員会を立ち上げ、ユニクロ・GU「服のチカラ」に参加した。大量生産、大量廃棄、について考えた。また、「おにぎりアクション」にも参加。世界食糧デーに合わせ、誰にでもできる社会貢献があることを実感した。



「SDGsって？」初めて聞く生徒もそうでない生徒もみんなで考えた「持続可能性」



新潟県についての地域探究。グループでの話し合いが活発でした。

・当初は自分たち高校生ができることは、「募金しかない」と考えていた生徒たちだが、様々な活動を通して、高校生でもできることがあることを実感している。

・今までの学びから気づいたことを踏まえて、JICAエッセイコンテストに参加した。自分たちができることや考えたことを表現する場として活用しました。

国際協力エッセイコンテストは、「未来のために自分たちができること」を深く考える貴重な機会になっています。例えば生徒たちの行動や活動を振り返ったり、自分の考えを適切に表現したり、さらには社会貢献に対する意思や気持ちを育むことにとっても有効です。

エッセイコンテストを通して、生徒たちは世界で起きている諸課題が自分たちの行動と密接に関係していることに気づき、「生き方」を考える生徒が増えたように感じています。『「世界」と「わたし』』という意識が芽生え、例えば看護師を目指すある生徒は、「国際医療」に関心が向き、将来の職業に関連する課題を掘り下げて考えるようになりました。このように、気持ちや考えを「文字化」することで、自分たちがおこなった活動に対して客観視することができ、「やらされる活動」が「自ら進んでおこなう活動」に変化してきたと感じています。



学校近くの海岸を清掃し、プラスチックゴミについての実情を体感



募金以外にも私たちにできることがあった。おにぎりを食べて国際貢献



中学生の部

本校のSDGsを根底にした探究活動について

東京女子学園中学校高等学校 黒川 八重

本校では3年前から本格的にSDGsと身近な課題を結びつけて考える授業を、総合学習の時間を使って取り入れています。導入として、SDGsの大きな目的である「誰も取り残さない持続可能な社会」を体感するために、一昨年と昨年はSDGsカードゲームを年度始めに実施しました。3人 5人で1グループとなって、それぞれの目標達成に向かって、様々なプロジェクトを実行していくゲームです。このゲームを通してグループ内での協力、他のグループとの助け合いの大切さを学びます。

今年はコロナ渦によりカードゲームは実施できなかったのですが、オンラインによるSDGsを身近に感じるワークショップを実施しました。グループごとに自宅にある文房具やお菓子をスタートに連想ゲームでSDGsと結びつけていくというワークショップでしたが、中学1年生から高校2年生まで学年を超えて一緒に考えたことで、新入生へ上級生がSDGsを伝える機会となりました。また新聞記事に該当するSDGs番号の付箋を選び、その付箋にコメントを書いて貼り、他の人が書いたコメントと共有する、というワークショップも行っています。このようなワークショップを

経て、夏休み明け以降は一人一人が気になる身近なテーマを設定し、深く掘り下げてSDGsとの関連も考えながら探究していきます。書籍やインターネット検索などの調べ学習にとどまらず、アンケートを実施したり、関係各所へ訪問したり、実験や製作活動も行う中で探究を深めていきます。探究内容は最終的に成果発表、活動報告書もしくは論文作成を通して毎年形に残しています。成果発表では、生徒たちがGoogleフォームを利用してお互いに相互評価し合うことで、次年度の探究活動にもつなげいきます。また探究活動を通して学んだことや自分ができること、実際に行動したこと、考えたことなどを公の場に発信する機会の一つとして、JIC Aエッセイコンテストへの応募を生徒たちに勧めています。

エッセイコンテストへの応募をきっかけに、生徒たちは地域社会や世界と自分とのつながりをより具体的に考え、行動の幅を広げており、国際協力に対する積極性を増しているように感じます。



SDGsカードゲームでプロジェクトを実行している様子



オンラインで行った「身近なものからSDGs連想ゲーム」の進め方例



記事に該当すると思うSDGs付箋にコメントを記入



コメントを書いたSDGs付箋を新聞記事に貼りに行く様子

審査員一覧

中学生の部

- 審査員長 **尾木 直樹**
教育評論家/法政大学名誉教授
- 審査員 **三田村 裕**
全日本中学校長会 会長
- 審査員 **吉原 淳**
読売新聞東京本社編集局教育部 部長
- 審査員 **椎橋 壽太郎**
日本航空株式会社本店顧客販売部 部長
- 審査員 **八木 亜紀子**
特定非営利活動法人開発教育協会 事業主任
- 審査員 **岩上 憲三**
JICA国内事業部 部長

高校生の部

- 審査員長 **星野 知子**
女優/エッセイスト
- 審査員 **中里 真一**
全国国際教育研究協議会 会長
- 審査員 **乾 正人**
産経新聞東京本社執行役員 論説委員長
- 審査員 **種村 守之**
全日本空輸株式会社東京本店 副本店長
- 審査員 **宮崎 成人**
世界銀行 駐日特別代表

- 審査員 **西 健太郎**
株式会社スクールパートナーズ高校生新聞事業部 執行役員・編集長
- 審査員 **奥村 真紀子**
JICA国内事業部 参事役

中学生・高校生の部共通

- 審査員 **米谷 光司**
外務省 国際協力局 参事官
- 審査員 **井本 佐智子**
JICA地球ひろば 所長

応募総数

中学生の部
16,956作品 **552**校

高校生の部
22,762作品 **323**校

応募総数
39,718作品 **875**校

入賞者一覧

※最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、国際協力特別賞はP.01に記載

国内機関長賞

85名

中学生の部

- 村田 琴和 遺愛女子中学校
- 山角 茉里 更別村立更別中央中学校
- 中村 爽 弘前市立東中学校
- 那須野 菜 一関市立東山中学校
- 山田 陽輝 栗原市立若柳中学校
- 日野 魁人 湯沢市立福川中学校
- 菊池 梨央奈 福島市立野田中学校
- 西連寺 采那 水戸市立緑岡中学校
- 合田 奈央 栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校
- 鴨田 萌愛 群馬県立中央中等教育学校
- 松村 咲希 学校法人佐藤栄学園栄東中学校
- 永井 美圭 浦安市立高洲中学校
- 稲葉 理乃 東京都立両国高等学校附属中学校
- 糸井 優奈 小千谷市立小千谷中学校
- 登内 結斗 箕輪町立箕輪中学校
- 今野 結菜 神奈川大学附属中学校
- 田中 亮成 山梨大学教育学部附属中学校
- 奥野 結衣 高岡市立戸出中学校
- 二見 日向子 金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校
- 長崎 奏温 坂井市立坂井中学校
- 早川 千都世 大府市立大府中学校
- 名和 優隼 学校法人高田学苑高田中学校
- 山田 幸彩 滋賀県立守山中学校
- 池田 優衣 京都市立下鴨中学校
- 西田 大起 大阪市立文の里中学校
- 谷口 旭 国立大学法人奈良教育大学附属中学校
- 中出 心泉 和歌山大学教育学部附属中学校
- 田村 綾莉 鳥取市立鹿野学園王舎城学舎
- 桑原 悠綺 鳥根大学教育学部附属義務教育学校
- 船橋 義貴 倉敷市立琴浦中学校
- 本田 玲 ノートルダム清心中学校
- 秋橋 美遥 山陽小野田市立高千帆中学校
- 桃田 真実 徳島文理中学校
- 福井 一生 土佐市立高岡中学校
- 森山 大嗣 福岡大学附属大濠中学校
- 馬場 春佳 諫早市立飯盛中学校
- 松下 桃子 熊本市立白川中学校
- 堀 藍子 別府市立山の手中学校
- 横山 実祈 宮崎市立生目台中学校
- 山之内 裕美 鹿児島市立伊敷台中学校
- 緑間 胡波 学校法人興南学園興南中学校

高校生の部

- 宇賀 義 市立札幌清田高等学校
- 松尾 翠星 北海道釧路路明輝高等学校
- 長根 萌生 青森県立八戸北高等学校
- 菊池 亮 学校法人龍澤学園盛岡中央高等学校
- 和田 統昂 学校法人仙台育英学園仙台育英学園高等学校(秀光コース)
- 近藤 海音 秋田県立湯沢翔北高等学校
- 安部 菜 米沢中央高等学校
- 安齋 朋夏 福島県立あさか開成高等学校
- 長岡 由珠 学校法人常総学院高等学校
- 青木 翔太 栃木県立宇都宮北高等学校
- 秋畑 光 立教新座高等学校
- 大原 純蓮 千葉県立船橋芝山高等学校
- 川口 亮 学校法人麻布学園麻布高等学校
- 伊藤 里久 新潟県立国際情報高等学校
- 中塚 舞依 長野県下伊那農業高等学校
- 高根 怜奈 横須賀学院高等学校
- 鳥谷 絵理香 山梨県立甲府東高等学校
- 山辺 雄翔 富山国際大学付属高等学校
- 浦田 悠月 石川県立金沢泉丘高等学校
- 奥島 由樹子 福井県立高志高等学校
- 田邊 佑斗 学校法人富田学園富田高等学校
- 渡邊 晴香 静岡県立浜北西高等学校
- 井戸 菜月 名古屋市立名東高等学校
- 中嶋 未来 セントヨゼフ女子学園高等学校
- 上原 櫻子 立命館山高等学校
- 中田 香織 京都暁星高等学校
- 有村 朋美 城南学園高等学校
- 辻村 丹 兵庫県立小野高等学校
- 辻環 環 奈良県立国際高等学校
- 大西 わね 和歌山信愛高等学校
- 田村 瑛梨 鳥取県立鳥取西高等学校
- 小野 凌駕 岡山県立総社南高等学校
- 塩川 愛 学校法人盈進学園盈進高等学校
- 岡村 凜乃 学校法人萩光学院高等学校
- 原 優香 徳島県立海部高等学校
- 庄野 心泉 学校法人倉田学園大手前高松高等学校
- 三宅川 ひなた 愛媛大学附属高等学校
- 川田 琴子 高知県立高知追手前高等学校
- 林田 真凜 福岡県立明善高等学校
- 本村 瑞菜 長崎県立島原高等学校
- 小幡 一花 大分県立大分豊府高等学校
- 柏田 彩乃 宮崎県立宮崎西高等学校
- 壽 慶之 学校法人原田学園鹿児島情報高等学校
- 小林 るり 学校法人角川ドワンゴ学園N高等学校

佳作

89名

中学生の部

- 新井 暖人 北海道教育大学附属札幌中学校
- 小野 新 いわき市立内郷第一中学校
- 檜山 実治 白鳥学園那珂市立瓜連中学校
- 笹長 祐里 立教新座中学校
- 高橋 花乃音 二松学舎大学附属柏中学校
- 池田 ナディア 直梨 大妻中野中学校・高等学校
- 草原 杏花 お茶の水女子大学附属中学校
- 高杉 紗弥子 学習院女子中等科
- 小幡 桂子 暁星中学校
- 久保田 絢香 筑波大学附属中学校
- 渡辺 さら 学校法人桐朋学園桐朋女子中学校
- 関口 ミユキ 町田市立南大谷中学校
- 石塚 いぶき 町田市立南大谷中学校
- 山田 健介 安田学園中学校
- 斎藤 花音 塩尻市立丘中学校
- 服部 なぎさ 泰阜村立泰阜中学校
- 赤枝 凜香 神奈川大学附属中学校
- 伊藤 凜子 洗足学園中学校
- 河村 梨瑚 名古屋市立富士中学校
- 坂本 愛可 名張市立桔梗が丘中学校
- 西田 千穂子 立命館守山中学校
- 久保 実乃里 草津市立草津中学校
- 駒田 亜寿美 京都市立藤森中学校
- 町上 桜太 関西大学第一中学校
- 岩倉 隼人 羽衣学園中学校
- 田中 いちる AIC中学校
- 明神 実佑 AIC中学校
- 寺嶋 玲夏 呉市立昭和中学校
- 引地 莉子 広島県立広島中学校
- 眞弓 怜 ヨハネスブルグ日本人学校
- 高木 姫希 飯塚市立庄内中学校
- 児玉 煌之介 熊本市立三和中学校
- 山崎 望光 鹿児島市立明和中学校

高校生の部

- 豊嶋 紅安 札幌聖心女子学院高等学校
- 阿部 朋哉 学校法人龍澤学園盛岡中央高等学校
- 鈴木 芽生 宮城県仙台東高等学校
- 志賀 万紘 宮城県富谷高等学校
- 川口 冬偉 宮城県富谷高等学校
- 根井 歩子 宮城県富谷高等学校
- 佐藤 心花 山形県立鶴岡中央高等学校
- 辺見 麻莉菜 福島県立白河旭高等学校

審査員一覧/応募総数/入賞者一覧

デシュバンデ シヤ	つくばインターナショナルスクール
高村 キーファー 龍公	栃木県立宇都宮北高等学校
小堀 朝陽	栃木県立宇都宮北高等学校
青 颯馬	自由の森学園高等学校
滝 真理	学校法人市川学園市川高等学校
安孫子 瑞生	二松学舎大学附属柏高等学校
小林 想佳	八千代松陰高等学校
田中 葵	東京都立国際高等学校
檜垣 恵麻	白百合学園高等学校
塚田 雄輝	東京都立南多摩中等教育学校
小谷田 祐菜	東京都立南多摩中等教育学校
久保田 千元	武蔵野大学高等学校
齊藤 伶佳	横須賀学院高等学校
坂井 怜菜	富山県立高岡南高等学校
石崎 美咲	富山国際大学付属高等学校
山森 こころ	富山国際大学付属高等学校

西澤 あかり	長野県伊那北高等学校
平林 桜羽	長野県篠ノ井高等学校
関島 瑠愛	長野県下伊那農業高等学校
山本 由佳	岐阜県立大垣工業高等学校
木村 健汰	岐阜県立大垣工業高等学校
依光 和花	麗澤瑞浪高等学校
芥澤 小夏	静岡県立御殿場南高等学校
池田 優奈	浜松聖星高等学校
平口 歩	静岡県立藤枝北高等学校
中西 咲歌	学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校
齊藤 美羽	名古屋大学教育学部附属高等学校
高浦 純萌	京都府立京都すばる高等学校
小池 悠加	京都府立鳥羽高等学校
佐藤 さくら	京都府立北稜高等学校
須田 明日香	大阪府立池田高等学校
相輪 帆佳	大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎

田中 美羽	学校法人白頭学院建国高等学校
家田 穂花	大阪府立佐野高等学校
福原 心優	大阪府立豊中高等学校
森山 愛	羽衣学園高等学校
松隈 みこと	小林聖心女子学院高等学校
高塚 凜	兵庫県立東播磨高等学校
廣瀬 遥香	奈良県立畷傍高等学校
後田 茉緒	奈良県立畷傍高等学校
黒岩 美羽	岡山県立津山東高等学校
田中 凜	愛媛県立松山中央高等学校
前田 梨緒	長崎県立島原高等学校
猪野 せせらぎ	宮崎県立高鍋高等学校
野中 ほなみ	宮崎県立高鍋高等学校
堀田 真里	宮崎県立延岡工業高等学校
清水 はなび	宮崎県立宮崎大宮高等学校
内山 恵莉	宮崎県立宮崎南高等学校

特別学校賞受賞校

75校

中学生の部

北海道	更別村立更別中央中学校
	石狩市立樽川中学校
茨城県	水戸市立緑岡中学校
埼玉県	学校法人佐藤栄学園栄東中学校
千葉県	学校法人市川学園市川中学校
東京都	大田区立大森第六中学校
	学校法人成女学園中学校
	八王子学園八王子中学校
	安田学園中学校
	東大和市立第五中学校
新潟県	小千谷市立小千谷中学校
長野県	信州大学教育学部附属長野中学校
岐阜県	多治見市立陶都中学校
静岡県	学校法人興誠学園浜松学院中学校
愛知県	刈谷市立雁が音中学校
	弥富市立弥富北中学校
	学校法人名古屋学院名古屋中学校
三重県	名張市立桔梗が丘中学校
	学校法人高田学苑高田中学校
滋賀県	草津市立草津中学校
	立命館守山中学校
京都府	学校法人京都光楠学園京都学園中学校
大阪府	大阪市立此花中学校
	羽衣学園中学校

	関西創価中学校
奈良県	国立大学法人 奈良教育大学附属中学校
和歌山県	田辺市立東陽中学校
広島県	福山市立鷹取中学校
福岡県	飯塚市立二瀬中学校
	飯塚市立庄内中学校
佐賀県	学校法人佐賀学園成穎中学校
大分県	学校法人平松学園向陽中学校
宮崎県	延岡市立旭中学校
鹿児島県	出水市立高尾野中学校
沖縄県	学校法人興南学園興南中学校
海外	在フィリピン日本大使館附属マニラ日本人学校

高校生の部

北海道	札幌北斗高等学校
	北海道千歳高等学校
	市立札幌清田高等学校
岩手県	学校法人龍澤学園盛岡中央高等学校
宮城県	宮城県仙台台東高等学校
	宮城県富谷高等学校
福島県	福島県立あさか開成高等学校
栃木県	栃木県立宇都宮北高等学校
千葉県	西武台千葉高等学校
	学校法人鎌形学園東京学館高等学校
東京都	東京都立国際高等学校
	東京都立竹早高等学校
神奈川県	川崎市立橘高等学校

新潟県	学校法人中越学園中越高等学校
	新潟青陵高等学校
富山県	富山県立伏木高等学校
長野県	長野県篠ノ井高等学校
	長野県松川高等学校
	長野県下伊那農業高等学校
岐阜県	岐阜県立大垣工業高等学校
静岡県	静岡県立浜北西高等学校
愛知県	愛知県立千種高等学校
滋賀県	立命館守山高等学校
京都府	立命館高等学校
	学校法人京都光楠学園京都学園高等学校
	京都府立東宇治高等学校
	京都府立北稜高等学校
大阪府	羽衣学園高等学校
	関西創価高等学校
	大阪府立豊中高等学校
	大阪府立佐野高等学校
	大阪府立池田高等学校
岡山県	岡山県立総社南高等学校
	ノートルダム清心学園清心女子高等学校
愛媛県	愛媛県立松山中央高等学校
高知県	高知商業高等学校
宮崎県	宮崎日本大学高等学校
	宮崎県立宮崎西高等学校
鹿児島県	鹿児島県立鶴丸高等学校

学校賞受賞校

137校

中学生の部

宮城県	秀光中等教育学校
山形県	南陽市立沖郷中学校
福島県	須賀川市立第三中学校
	福島市立野田中学校
	西郷村立西郷第二中学校
	福島県石川郡平田村立ひらた清風中学校
	福島県立会津学鳳中学校
茨城県	土浦市立都和中学校
	白鳥学園那珂市立瓜連中学校
	茗溪学園中学校・高等学校
埼玉県	上尾市立原市中学校
	さいたま市立大谷口中学校
	学校法人星野学園星野学園中学校
東京都	淑徳与野中学校
	実践学園中学・高等学校
	学校法人自由学園男子部中等科
	東京学芸大学附属世田谷中学校
	八王子市立松が谷中学校
	練馬区立大泉学園中学校
	学校法人桐朋学園桐朋女子中学校
	大妻中野中学校・高等学校
	東京女子学園中学校
	武蔵野大学中学校

	学校法人明晴学園明晴学園中学校
神奈川県	洗足学園中学校
	横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校
	自修館中等教育学校
	神奈川大学附属中学校
石川県	かほく市立高松中学校
福井県	坂井市立丸岡南中学校
長野県	信州大学教育学部附属松本中学校
	飯田市立高陵中学校
	松本市立奈川中学校
	箕輪町立箕輪中学校
	千曲市立屋代中学校
	文化学園長野中学校
愛知県	知立市立知立南中学校
滋賀県	滋賀県立守山中学校
京都府	長岡京市立長岡第四中学校
	南丹市立園部中学校
大阪府	八尾市立高美中学校
	学校法人大阪初芝学園初芝立命館中学校
	豊中市立第二中学校
	関西大学第一中学校
奈良県	五條市立五條東中学校
和歌山県	有田川町立八幡中学校
	和歌山大学教育学部附属中学校
広島県	広島県立広島中学校
	熊野町立熊野東中学校

	府中町立府中中学校
	広島市立宇字中学校
	広島市立仁保中学校
	広島市立龜山中学校
山口県	学校法人萩光塩学院中学校
高知県	佐川町立佐川中学校
	室戸市立吉良川中学校
福岡県	福岡雙葉中学校
	明治学園中学校
佐賀県	神埼市立神埼中学校
熊本県	熊本市立三和中学校
宮崎県	延岡市立岡富中学校
鹿児島県	霧島市立溝辺中学校
	鹿児島県霧島市立霧島中学校
沖縄県	竹富町立波照間中学校
	宮古島市立狩俣中学校
海外	スラバヤ日本人学校
	泰日協会学校（バンコク日本人学校）

高校生の部

北海道	学校法人望洋大谷学園北海道大谷山蘭高等学校
	北海道大樹高等学校
	北海道釧路明輝高等学校
青森県	学校法人大和山学園松風塾高等学校
	青森県立八戸北高等学校
宮城県	尚綱学院高等学校

	学校法人東陵学園東陵高等学校
	学校法人聖和学園聖和学園高等学校薬師堂キャンパス
秋田県	聖霊女子短期大学付属高等学校
山形県	山形県立谷地高等学校
	山形県立鶴岡中央高等学校
福島県	福島県立白河旭高等学校
茨城県	学校法人常総学院高等学校
	学校法人東洋大学東洋大学附属牛久高等学校
埼玉県	埼玉県立本庄高等学校
	埼玉県立宮代高等学校
千葉県	昭和学院秀英高等学校
	学校法人鎌形学園東京学園浦安高等学校
東京都	東京都立南多摩中等教育学校
	武蔵野大学高等学校
	東京成徳大学中学・高等学校〔中高一貫部〕
	日本体育大学荏原高等学校
	東京都立五日市高等学校
	東京都立大泉高等学校
神奈川県	学校法人立花学園高等学校
	自修館中等教育学校
	鎌倉女学院高等学校
	横須賀学院高等学校
新潟県	新潟県立国際情報高等学校
富山県	富山国際大学付属高等学校
石川県	小松大谷高等学校
長野県	東京都市大学塩尻高等学校
	学校法人文化長野学園文化学園長野高等学校
岐阜県	岐阜県立加茂農林高等学校
	岐阜県立大垣南高等学校
静岡県	飛龍高等学校三島スクール
	静岡県立駿河総合高等学校
	静岡県立沼津商業高等学校
	静岡県立御殿場南高等学校
愛知県	名古屋市立北高等学校
	学校法人南山学園聖霊高等学校
滋賀県	近江兄弟社高等学校
京都府	平安女学院高等学校
	京都府立鳥羽高等学校
	京都府立京都すびる高等学校
	京都府立綾部高等学校東分校(由良川キャンパス)
大阪府	箕面自由学園高等学校
兵庫県	神戸市立須磨翔風高等学校
	兵庫県立東播磨高等学校
	独立行政法人国立高等専門学校機構明石工業高等専門学校
	西宮市立西宮高等学校
奈良県	奈良県立国際高等学校
	奈良県立畝傍高等学校
岡山県	岡山県立津山東高等学校
広島県	広島県立河内高等学校
山口県	学校法人萩光塩学院高等学校
香川県	私立英明高等学校
高知県	高知県立室戸高等学校
福岡県	福岡県立城南高等学校
	福岡県立明善高等学校
佐賀県	佐賀県立佐賀東高等学校
長崎県	長崎県立島原高等学校
熊本県	学校法人九州学院高等学院
宮崎県	宮崎県立高鍋高等学校
	宮崎県立延岡工業高等学校
	宮崎県立宮崎大宮高等学校
鹿児島県	鹿児島県立鹿屋高等学校
	鹿児島県立龍高等学校
海外	上海日本人学校高等部
	立教英国学院

JICA開発教育・国際理解教育支援事業のご紹介

✿ 国際協力出前講座 <https://www.jica.go.jp/hiroba/program/practice/delivery>



開発途上国の実情や日本との関係、国際協力について理解が深められるよう、現場ならではの体験談等をお話ししに JICA 海外協力隊経験者、JICA 職員、専門家、来日している外国人研修員等を講師として学校等へ紹介しています。

✿ JICA施設訪問 <https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic>



修学旅行や調べ学習などで学校の生徒などのグループをJICA 国内拠点にお迎えし、施設案内や出前講座と同様の講座等を実施しています。

✿ JICA 地球ひろば なごや地球ひろば ほっかいどう地球ひろば



【JICA地球ひろば(市ヶ谷)】
<https://www.jica.go.jp/hiroba/about/experience>

途上国の暮らしの現状や、地球が抱える問題、国際協力の実状などを、写真・映像・実物資料・造形物などを交え展示しています。



【なごや地球ひろば(名古屋)】
<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/about/experience>

「体感」をコンセプトにしたこの展示スペースでは、見て・聞いて・さわって体験できる展示と現場での国際協力の経験をもつ「地球案内人」の説明で、皆さんに途上国の現状と世界の課題を学んでいただけます。



【ほっかいどう地球ひろば(札幌)】
<https://www.jica.go.jp/hokkaido-hiroba/about/floor>

✿ 教師海外研修 <https://www.jica.go.jp/hiroba/program/practice/teacher>



開発教育・国際理解教育に関心を持つ教員が、開発途上国での10日間ほどの研修と事前・事後研修を通じ、途上国の現状と日本との関係への理解を深め、その成果を持続可能な社会の創り手である児童・生徒の教育に役立ててもらうことを目的とするプログラムです。

研修参加後、JICA 国内拠点と協力し、地域や教育現場で開発教育・国際理解教育の推進に活躍していただくこともねらいとしています。

✿ 開発教育・国際理解教育教材の提供(先生のお役立ちサイト) <https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher>



「先生のお役立ちサイト」では、授業で活用できる様々な教材をダウンロードできます。動画教材も取りそろえています。また、授業実践で参考になる学習指導案の事例も多数掲載しています。

JICA国内拠点一覧

2021年3月

JICA 北海道(札幌)	北海道(道央・道北・道南)	TEL : 011-866-8333
JICA 北海道(帯広)	北海道(道東)	TEL : 0155-35-1210
JICA 東北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県	TEL : 022-223-5151
JICA 二本松	福島県	TEL : 0243-24-3200
JICA 筑波	茨城県・栃木県	TEL : 029-838-1111
JICA 東京	群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・長野県(JICA 駒ヶ根の施設訪問を除く)	TEL : 03-3485-7051
JICA 横浜	神奈川県・山梨県	TEL : 045-663-3251
JICA 駒ヶ根	長野県(JICA 駒ヶ根の施設訪問のみ)	TEL : 0265-82-6151
JICA 北陸	富山県・石川県・福井県	TEL : 076-233-5931
JICA 中部	静岡県・岐阜県・愛知県・三重県	TEL : 052-533-0220
JICA 関西	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	TEL : 078-261-0341
JICA 中国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	TEL : 082-421-6300
JICA 四国	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	TEL : 087-821-8824
JICA 九州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	TEL : 093-671-6311
JICA 沖縄	沖縄県	TEL : 098-876-6000

2020年度の主要な募集広報実績

掲載時期	掲載媒体	内容	実施要項「II. 対象公共サービスの詳細な業務内容」上の該当箇所
5月	中高生向け全国紙	学校及び学生向けの全国紙に、当年度実施予定のコンテスト一覧へ広告掲載するもの。募集テーマ、応募方法、応募先、問い合わせ先等を掲載。	2. 募集・広報 (7) 募集広報の実施
6月	JICA地球ひろばホームページ	応募開始にかかるホームページ原稿作成。応募にかかる情報を掲載し、応募に必要な書類をダウンロードできるように準備する。	2. 募集・広報 (2) JICA地球ひろばホームページに掲載する募集情報の作成
6月	中高生向け全国紙	学校及び学生向けの全国紙に募集開始について全面広告を掲載。募集要項に記載の内容を掲載。	2. 募集・広報 (6) 新聞に掲載するエッセイコンテスト募集の広告案の作成
6月	中高生向けオンラインサイト	過年度受賞者へ、応募のきっかけや応募を考えている学生へのアドバイス等をインタビューして一記事を作成。	2. 募集・広報 (7) 募集広報の実施
7月	中高生向けSNS	中高生が登録するLINE公式ページから、ニュース発信を2回実施。過年度受賞者へのインタビュー記事（応募のきっかけ、書くときに気を付けた点、応募者へのアドバイス等）、応募にあたっての注意点を審査員の視点から描いた記事を作成、配信。	
7月	全国紙	TV欄へ募集開始についての広告掲載	
7月	SNS	指定ターゲット層に対して、指定したリンク先をSNSにプロモーション広告として表示する。	
7月	全国紙オンラインサイト	過年度受賞者、応募学校へエッセイコンテストの取り組みについて取材をして、記事を掲載する。	2. 募集・広報 (6) 新聞に掲載するエッセイコンテスト募集の広告案の作成
9月	JICA地球ひろばホームページ	応募終了にかかるホームページ原稿作成。掲載していた募集情報を取り下げ、応募を終了したことを掲載。	2. 募集・広報 (6) 新聞に掲載するエッセイコンテスト募集の広告案の作成
9月	JICA地球ひろばホームページ	海外研修参加者の海外研修実施報告書掲載にかかるホームページ原稿作成。	1 2. 受賞者の海外研修 (11) 海外研修実施報告書の作成
12月、2月	JICA地球ひろばホームページ	受賞者・作品公表にかかるホームページ原稿作成。受賞者一覧や受賞作品をホームページ上で閲覧できるように準備する。	9. 表彰の公表並びに表彰状、副賞・参加賞及び各種文書の送付 (2) 個人賞及び学校向け表彰の公表
2月	中高生向け雑誌	次年度募集テーマ、募集期間等を掲載。	2. 募集・広報 (7) 募集広報の実施
3月	全国紙（2社）	実施報告として当年度上位受賞作品の全文を掲載する。また同じ紙面にて次年度募集テーマも掲載する。	2. 募集・広報 (6) 新聞に掲載するエッセイコンテスト募集の広告案の作成
3月	中高生向け全国紙	実施報告として当年度上位受賞作品の全文を掲載する。また同じ紙面にて次年度募集テーマも掲載する。	2. 募集・広報 (7) 募集広報の実施

海外研修の概要

海外研修の目的：研修先の開発途上国を通じて、世界や開発途上国の課題や国際協力の現状等について理解を深めること

研修の構成	実施時期	期間/時間	想定されるプログラム内容	役割分担		
				発注者	受注者	旅行会社
事前研修	2月後半 *表彰式と併せて実施	3時間程度	①海外研修の概要（安全・健康管理の基礎知識含む） ②国際協力の基礎知識 ③世界/開発途上国の課題（SDGs等） *②、③はワークショップ形式を想定 ④参加者同士の交流	・研修プログラムの決定 ・講師等の配置・手配	・研修プログラムの提案 ・参加者との連絡調整 ・研修資料の準備 ・研修の進行・管理 ・講師等の手配 ・研修結果の取りまとめ	
派遣前研修 *オンラインで実施	海外研修実施 2ヶ月前を目途	3時間程度	①研修先国、視察・訪問先の概要 ②国際協力や開発課題の理解を深めるためのワークショップ ③安全・健康管理、移動等の渡航上の注意点 *具体的な研修先国を想定 ④参加者同士の交流	・研修プログラムの決定 ・講師等の配置・手配	・研修プログラムの提案 ・参加者との連絡調整 ・研修資料の準備 ・研修の進行・管理 ・講師等の手配 ・研修結果の取りまとめ	
前日オリエンテーション	海外研修渡航前日	2時間程度	①旅程確認 ②安全・健康管理、異動等の渡航上の注意点 ③参加者の準備状況の確認	・プログラムの決定 ・説明者の配置	・プログラムの提案 ・参加者/保護者との連絡調整 ・説明者の手配 ・会場の手配 ・宿泊・食事の手配 ・オリエンテーションの進行・管理	
海外研修 (研修先国での研修)	夏期休暇期間 (7月下旬～8月上旬)	約1週間	①JICA事務所訪問 ②JICA事業活動現場視察 ③現地の学校訪問 ④村落・市内視察 ⑤文化施設訪問 ⑥ホームステイ（1泊2日）	・研修先国の決定 ・研修プログラムの決定 ・在外事務所との調整 ・緊急連絡体制の構築	・旅行会社の手配 ・参加者/保護者との連絡調整 ・在外事務所との事務連絡 ・同行者の選定 ・関連資料の準備 ・携行品の購入 ・緊急連絡体制の構築 ・海外研修進捗管理 ・参加者報告書の取りまとめ ・実施報告書の作成	・航空券、査証の手配 ・同行者（添乗員）の配置 ・現地ガイドの配置 ・空港送迎の手配 ・移動手段の手配 ・宿泊・食事の手配 ・ホームステイの手配

開発教育支援事業の中で伝える内容と留意点

2018年6月
JICA 地球ひろば

本ペーパーは、課題別指針「市民参加」（2017年3月）に基づく「1. 基本方針」を踏まえ、開発教育支援事業を推進するに際して関係部署で認識の共有が必要となる「2. 開発教育の中で伝える内容」及び「3. 留意点」を明示するもの。

JICA 内関係者に加え、対外的にも共有することで JICA が支援する開発教育の質の向上に結び付けていく。そうした中でのフィードバック等を踏まえ、2. や3. について改定が必要な場合は随時、課題別指針の改定等があった場合にはそれを踏まえて、改定を行っていく。

1. 基本方針

(1) 目的

- ①市民が国際社会の現状を知り、理解を深め、問題解決に向け何らかの形で参加する態度や能力を養うことを目的とした教育を推進する。
- ②JICA 市民参加協力事業の戦略目標の一つである「国際協力への理解・参加促進」の達成に貢献する。
- ③国際協力の知見を活用し、学校教育や日本社会におけるグローバル人材の育成にも寄与し、JICA 市民参加協力事業の戦略目標の一つである「日本の地域社会への還元」に資する。

(2) 重点事項

- ① 日本社会に知見・経験・人材を活かす（知見の還元）
JICA は、開発途上国における技術協力やボランティア事業の国際協力実施で培われた知見・経験と人材を有しており、これらを、教育・人材育成などに活用することで、日本社会へ還元する。
- ② 国際協力への理解を深める（機会の提供）
開発教育の担い手である教員等に対しては、開発途上国の課題解決に取り組む国際協力の活動、開発途上国と日本との相互依存に関する理解を深め、その成果を教育現場で活用すべく機会を提供する。児童・生徒に対しては、開発途上国の現状や課題を知り、世界に目を向け多様性や相互理解、様々な価値観を受入れ、国際社会の一員として、自分にできる国際協力の取り組みを主体的に考える機会を提供する。
- ③ 開発教育推進のための仕掛けづくり（地域のネットワークづくり）
地域の結節点として、地方自治体、教育委員会、大学、NGO/CSO、企業等の多様な関係者が相互につながり、連携していく場を提供していくことで、開発教育/国際理解教育の担い手の拡充（育成・裾野拡大）を図る。

(3) 日本の教育における位置づけ

教育基本法では「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」「他国を

尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が教育の目標として掲げられており、開発教育/国際理解教育は、その実現に貢献するものです。また、2017年3月及び2018年3月に公示された新しい学習指導要領の前文に記載されている「一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」ことにも、役立つものです。

2. JICAが開発教育の中で伝える4つの事項

(1) 世界の多様性

各国で活動しているJICAの関係者は、世界には日本とは異なる様々な価値観があること、そして日本で当たり前なことが世界では当たり前でないことを、身をもって体験しています。そして、様々な価値観を認め、他者を尊重することが、世界各地で活動を進める上で大切であることを学んできています。また、世界には日本にはない様々な魅力的な文化や生活、考え方があり、自分たちが世界から学ぶことが重要であると身を以て実感しています。

そのような経験から、世界の多様性とその魅力を伝え、他者を尊重することの重要性を児童・生徒が理解することは、将来、世界の人々と協働して生きるために大切であり、日本を再発見したり、人生を豊かにしたりする機会にもなるものと考えています。また、いじめの撲滅や、外国にルーツのある子供たちとともに学ぶ態度の育成といった、学校教育現場が直面する課題に対応する上でも重要です。

(2) 私たちと世界のつながり

グローバル化の進展により、日本に住む私たちの暮らしは世界とつながり、経済活動、各種産業、エネルギーから食糧・日用品に至るまで、大きく海外に依存しています。また、国境を越えた人の往来についても、日本から海外への移住者も増え、世界各地に日系社会が存在する一方、日本に住む外国人も増加しており、海外に出なくても、外国の人との関わりは日本各地で日常的になっています。

このようなつながりの中で、世界における様々な政治的、社会的、環境的な課題は、国家の利害を超えて協力して解決する必要があり、私たちの暮らしの安全と豊かさも、他の国との関係の中で考えていく必要があります。身近な地域の課題を考える上でも、SDGs（持続可能な開発目標）も参考に、世界の課題とつなげて考えることや、世界各地での解決への取り組みを学ぶことは有効です。さらには、「自分」「地域」「日本」と、世界との関係を理解し、同じ地球に共に生きる地球市民として考え、行動することは、持続可能な社会の創り手として重要な姿勢です。

(3) 世界の課題

国際協力を実施するJICAは、様々な国・地域の現場における課題を理解し、その解決に向けた取り組みを現地の人々とともに進めています。世界の課題に関しては、現在SDGs（持続可能な開発目標）として、貧困、飢餓、健康、教育、ジェンダー、水とトイレ、エネルギー、働きがいと経済成長、産業と技術革新、不平等、まちづくり、生産と消費、気候変動、海洋資源、陸の生態系保全、

平和と公正、パートナーシップの17分野に整理されています。各国でのそれぞれの分野の現状や、困難な状況がある中で暮らす人々の実情を理解すること、また課題が発生した原因や、一つの課題が他の課題を招くような相関関係を学ぶことなど、世界の現実について掘り下げて理解し、考えることは、社会の形成に参画し、国際社会の発展に寄与する上で、大切なことです。

(4) 国際協力活動

国際協力を行う JICA には、現場での実践の経験に基づく様々な知識や情報があり、また青年海外協力隊をはじめとする国際協力の現場での活動に取り組んできた人材がいます。それらをもとに、国際協力を実施する意義・役割、事業のあり方と成果、現場での苦勞と喜び、現地の人との関わりと学びなど、様々なことを伝えることができます。そして世界を舞台にして社会に役立つ働き方などのキャリアを考える機会も提供することができます。

さらには、国際協力活動を学ぶ中で世界の課題を解決する具体的な事例を理解することで、自分自身が社会に貢献できる可能性を感じ自己有用感を高めたり、学んだ知識が世界に役立つことを知ることによって学ぶ意欲を高めたりすることにもつながります。

3. 3つの留意点

JICA の行う国際協力事業は、日本国政府が定める開発協力大綱に基づき行っています。その中で、開発教育については「世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組みに参加する力を養うため、開発教育を推進する」と記載されています。その観点から、JICA が開発教育支援を行う上では、次の3点に留意します。

(1) より多くの人々に、より多様な世界を伝えること

これからのグローバル社会で関わる国々は先進国に限られるものでなく、また必要な人材も国際社会で活躍するリーダー的な人材だけではありません。人口動態や経済成長を考えると、現在、日本が国際協力を行っている国々が、これから政治的にも経済的にも大きな影響力を持っていく時代になっていきます。また、日本国内においても国際化がさらに進み、「地方だから」、「海外に行かないから」といって、外国人との関わりは無いとは言えない時代になっています。そして、日本の地方の活性化においても、世界とのつながりや国際的な人材の果たす役割は大きな役割を果たします。

そのようなこれからのグローバル社会のための教育としては、あらゆる人々に対して、先進国に限らない多様な国々の人との関わりについて考え、様々な状況におかれた人々への理解を深め、社会的課題に対する取組みについて考える機会を提供することが大切です。

(2) 途上国をパートナーとして提示すること

世界の課題を知った方々は、「開発途上国の人はいかかわいそうだ。支援をしてあげたい。自分は日本人で良かった。」という感想を持つことがあります。途上国の課題と、そこで暮らす人々の気持ちを理解し、支援をしたいという気持ちを持つことは大切であり、国際協力につながる第一歩でもあります。しかし、開発途上国と言われる国々も、都市部の発展や経済の成長、地方が有する豊かな暮

らし、独自の文化、優秀で意欲ある人材、強い人間力、コミュニティや家族の絆の強さ、豊かな自然資源など、日本にはない魅力や、学ぶべき点があることも事実です。

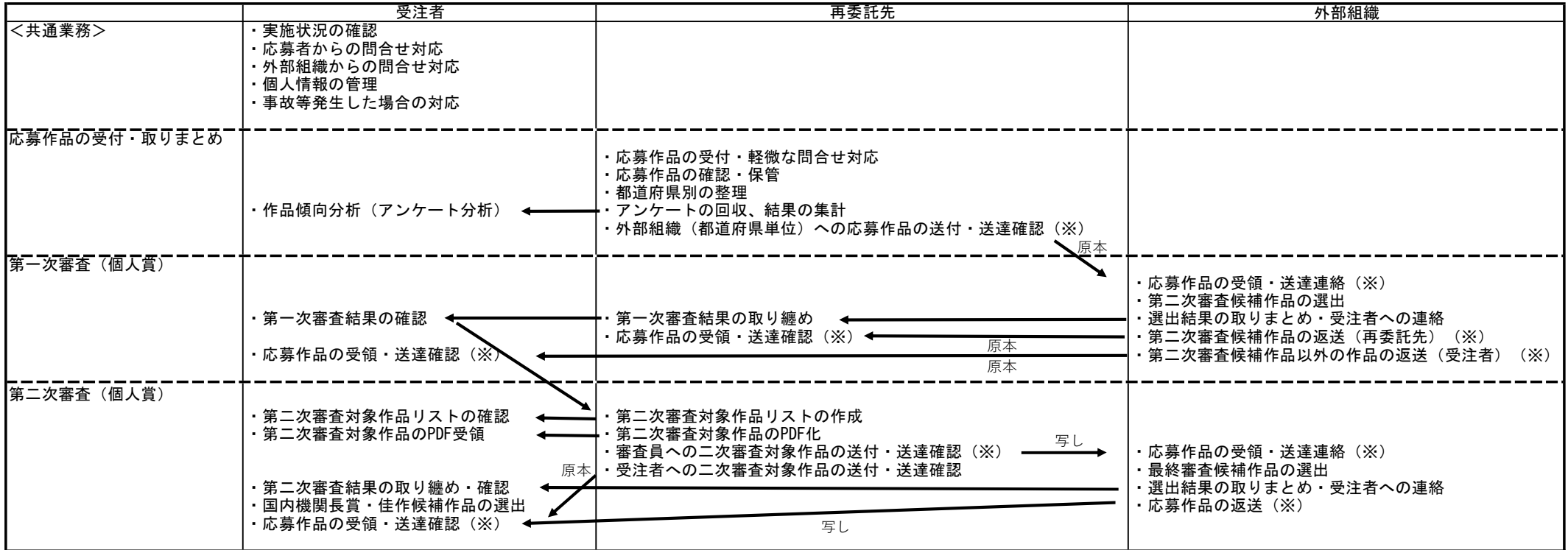
途上国を一方的に援助する対象としてしか見なかったり、資金的な支援をすることが解決策だと安易に結論づけたり、上から目線で見たりすることは、長期的に考えたり、学んだりする機会を失いかねず、また途上国との関係を限定的に捉えてしまうことにもなります。物事を多面的に捉え、お互いを継続して学び合うパートナーとして見ていくことが大切です。

(3) 「ジブンゴト」として考え、行動するきっかけを提供すること

様々な課題と多様な価値観のある世界のできごとを、海の向こうの遠い世界での出来事としてではなく、自分とつながりある存在として、「ジブンゴト」としてとらえることで、自分が世界の中の一人の担い手として、主体的に関わる意識をもつことが大切です。そして、知ったこと、理解したことをもとに、自らさらに調べたり、仲間と話し合ったり、世界の未来にとって大切なことを考えて行動したりしていくことを期待しています。日々の生活で何かを見直したり、自分でできることを具体的に考えたり、一歩踏み出して実践したりすることで、より良い世界を創ることに人々が貢献し、豊かな人生を切り拓くことのきっかけを提供するよう努めます。

以 上

2020年度における応募作品受付・第一次審査・第二次審査に係る受注者・再委託先・外部組織の業務フロー



※送付の際には、個人情報保護のため、追跡可能な郵送方法（レターパック・ゆうパック等）を使用し、受領・送達確認を行う。
 応募作品は原本・写しともに最終的に全て受注者が受領、保管し、個人情報として年度末に廃棄処分する。